

津市立雲出小学校 給食受入施設改修工事

	意匠図		電気設備図		機械設備図
A - 1	改修工事特記仕様書 1	E - 1	電気設備工事特記仕様書 1	M - 1	機械設備工事特記仕様書 1
A - 2	改修工事特記仕様書 2	E - 2	電気設備工事特記仕様書 2	M - 2	機械設備工事特記仕様書 2
A - 3	改修工事特記仕様書 3	E - 3	電気設備工事特記仕様書 3	M - 3	図示記号・衛生機器表・衛生器具表、空調設備機器表、他詳細図
A - 4	改修工事特記仕様書 4	E - 4	分電盤結線図、照明器具姿図、インターホシステム図	M - 4	改修後 給排水衛生、空調設備 平面詳細図
A - 5	改修工事特記仕様書 5	E - 5	改修後 電灯設備図	M - 5	改修前 給排水衛生設備・換気設備平面詳細図（撤去図）
A - 6	改修工事特記仕様書 6	E - 6	改修後 コンセント設備図		
A - 7	改修工事特記仕様書 7	E - 7	改修後 弱電設備図		
A - 8	付近見取図・配置図兼仮設計画図	E - 8	改修後 1階平面図（コンセント・インターホ設備図）		
A - 9	平面図・仕上表（改修前）	E - 9	改修後 2階平面図（インターホ設備図）		
A - 10	平面図・仕上表（改修後）	E - 10	改修前 電灯設備図（撤去図）		
A - 11	立面図・断面図	E - 11	改修前 コンセント設備図（撤去図）		
A - 12	平面詳細図（改修前）	E - 12	改修前 弱電設備図（撤去図）		
A - 13	平面詳細図（改修後）				
A - 14	展開図 1（改修前）				
A - 15	展開図 2（改修前）				
A - 16	展開図 1（改修後）				
A - 17	展開図 2（改修後）				
A - 18	天井伏図・建具表				
A - 19	雑詳細図				
A - 20	鋼製軽量建具詳細図				

アルテック設計

津市大谷町233番地 TEL 059-225-1602

一級建築士 第177266号

伊藤 公智

DRAWING BY
DATA

原図：A2

津市立雲出小学校
給食受入施設改修工事

図面リスト

A - 0

S : non

工事特記仕様書（改修）

I. 工事名称	津市立雲出小学校給食受入施設改修工事
II. 工事概要	
1 工事場所	津市 雲出本郷町 地内
2 敷地面積	26.030㎡
3 工事内容	
様名称	給食棟
構造	鉄筋コンクリート造
建築面積	164㎡
延べ面積	164㎡
工事項目	改修

- III. 建築改修工事仕様
- 1 共通仕様
図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版（以下「改修標準仕様書」という。）」による。
- 2 特記仕様
(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
(3) 項目欄に記載の（ ）内表示番号は改修仕の該当項目等を示す。

章	項目	特記事項																				
① 一般共通事項	① 適用基準等	<p>1) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成31年版）</p> <p>2) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成31年版）</p> <p>3) 建築工事標準詳細 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成28年版）</p>																				
	② 施工条件	<p>施工方法及び検査に関する事項</p> <p>※ 工事契約後、速やかに調査及び施工計画書等を作成し、現場着手までに市監督員の承諾を得ること。</p> <p>※ 工事中の安全計画・消防計画等は、市監督員と十分協議し災害防止に努めること。</p> <p>※ 本工事における諸官庁への届出、手続き及び書類等は、速やかに提出し工事の遂行に影響の無いよう努めること。</p> <p>※ 特定作業に伴って発生する騒音は、低振動・低騒音に努め騒音規 制法に基づき関係機関への届出・打合せの上、作業に着手する事とし、周辺住民からの苦情があった時は、工事を一時中断し、誠意をもって地元調整を行い、工事の再開は市監督員の承認を得てから行うこと。</p> <p>※ 工事期間中、現場内入場者及び近隣関係者等へ危害を与えないよう注意し、かつ周道路等に資材を落下させたり、ほこり等を飛散させないよう万全の注意を払うこと。</p> <p>※ 場外退場時、車両足廻りの洗浄等を行い、汚損等しないようにすること。</p> <p>※ 工事車両の出入りについては、登下校時間を避け、安全確保に十分配慮すること。</p> <p>※ 大型車両通行時には誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全に十分配慮すること。</p> <p>※ 工事車両及び工事関係車両は、周道路路に駐車しないこと。</p> <p>※ 工事着手前には、現状状況把握の為に破損箇所等があれば、市監員立会いのもと写真に記録しておくこと。また、工事過程に於いて、既設施設に破損等を与えた場合は、請負者の負担において速やかに復旧すると共に、市監督員に報告すること。</p> <p>※ 工事期間中、工事に起因し、既存施設に破損等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに原状復旧するとともに市監督員に報告書提出すること。</p> <p>※ 設計図書に明記なくとも機能上及び構造上当然必要と認められるもの並びに、取り合いのはつり修復復旧は本工事に含む。なお訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。</p> <p>※ 高所等の施工箇所にて完成検査時に確認が困難な工事については、足場解体前に市検査課による随時検査(書類を含む)を受けること。また、当該検査の合格をもって足場解体を行うこと。</p> <p>※ 作業着手までの校内調査は、事前に学校及び市監督員の承諾を得るものとし、学校の授業終了後、休日等の行事に影響を与えない範囲とする。</p> <p>※ 工事作業については、学校運営に支障をきたさないよう工事の遂行に必要な施工体制を確保すること。</p> <p>※ 解体工事等の騒音・粉塵を伴う作業については、夏休み期間中に終わらせること。</p> <p>※ 屋外仮囲い、撤去工事等の現場への本格着手は8月1日からとする。但し、学校運営の状況によるので、工事契約後、監督員・学校利用者等と協議すること。</p> <p>※ 工事期間中の学校敷地内は、工事作業員及び工事車両と保育園送迎及び生徒等との動線交錯が発生するため、安全確保に十分留意し、現場作業日には終日誘導員を配置すること。</p> <p>※ 工事用水、電力については校内既存の施設を無償で利用できる。但し、学校行事に影響しないよう事前に打合わせのうえ計画し、施工すること。</p>																				
	③ 発生材の処理等 (1. 3. 12)	<p>本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。</p> <p>工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>分別解体等の方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業の有無</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造成等</td> <td>・有 ○ 無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>基礎・基礎ぐい</td> <td>・有 ○ 無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>上部構造部分・外装</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>・有 ○ 無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>建築設備・内装等</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>・手作業 ○ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>その他 ()</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>・引き渡しを要するもの ○ 無 ・ () ・特別管理産業廃棄物 ・有 (・PCBを含む機器類 ・廃油、廃酸、廃アルカリ ・ダイオキシン類 ・水銀を含む特別管理産業廃棄物 ・廃水銀等) 処理方法 ()</p>	工程	作業の有無	分別解体等の方法	造成等	・有 ○ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	基礎・基礎ぐい	・有 ○ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	上部構造部分・外装	○ 有 ・ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	屋根	・有 ○ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	建築設備・内装等	○ 有 ・ 無	・手作業 ○ 手作業、機械作業の併用	その他 ()	○ 有 ・ 無
工程	作業の有無	分別解体等の方法																				
造成等	・有 ○ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																				
基礎・基礎ぐい	・有 ○ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																				
上部構造部分・外装	○ 有 ・ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																				
屋根	・有 ○ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																				
建築設備・内装等	○ 有 ・ 無	・手作業 ○ 手作業、機械作業の併用																				
その他 ()	○ 有 ・ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																				

	<ul style="list-style-type: none"> 水銀使用製品産業廃棄物 ・有 (・蛍光灯ランプ ・HIDランプ ・()) 石綿含有成形板等解体時の留意点 <ol style="list-style-type: none"> 手ばらし等、出来るだけ粉塵の発生しない方法で行うこと。 可能であれば湿潤状態（散水）として作業を進めること。 飛散されない様にする。 保護具及び作業着を着用すること。 解体されたボード等は、蓋のある容器に入れること。 事前に使用箇所や状況の調査を行い記録すること。 現場において再利用を図るもの () 再資源化を図るもの ○ コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材 <p>引渡を要するもの、再資源化を図るものについては調査を作成し、監督員へ提出すること。 引渡を要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。</p>																																
4 建設副産物情報交換システムの利用	<p>再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は受注時において工事請負代金額が1億円以上の工事については、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」、「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出することとし、工事着手前にはJACIが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータを入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。</p>																																
⑤ 三重県産業廃棄物税	<p>本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。</p> <p>・配置する</p>																																
6 電気保安技術者 (1. 3. 3)	<p>職種別に可能なものについては、積極的に活用すること。</p>																																
7 技能士 (1. 6. 2)	<p>調査範囲及び調査方法 ・工種別の特記による</p>																																
8 施工数量調査 (1. 5. 2)	<p>補修方法 ・図示（図面番号： ） ・（ ）</p>																																
9 調査のための破壊部分の補修 (1. 5. 3)																																	
⑩ 建築材料等	<p>1) 本工事に使用する木材は、津市公共建築物等木材利用方針に基づき、木材の利用に努めること。 2) 本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆☆以上とする。</p>																																
11 化学物質の濃度測定 (1. 6. 9)	<p>測定対象化学物質（●で示したものとす。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>施設用途</th> <th>ホルムアルデヒド</th> <th>トルエン</th> <th>キシレン</th> <th>エチルベンゼン</th> <th>スチレン</th> <th>1,4ジクロロベンゼン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校</td> <td>教育施設</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住宅</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> </tbody> </table> <p>測定対象室及び測定箇所数 ・図示（図面番号： ） ・（ ） 測定方法 (・パッシブ法 ・アクティブ法) 測定時期 (・改修後) 報告書提出部数 2部</p> <p>改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。</p>	適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	1,4ジクロロベンゼン	学校	教育施設	●	●	●	●	●	●		住宅	●	●	●	●	●	●		その他	●	●	●	●	●	●
適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	1,4ジクロロベンゼン																										
学校	教育施設	●	●	●	●	●	●																										
	住宅	●	●	●	●	●	●																										
	その他	●	●	●	●	●	●																										
12 特別な材料の工法	<p>低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。</p>																																
⑬ 騒音・振動の防止	<p>営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部（平成31年版）)に従い撮影する。 提出部数1部 用紙は上質紙とする。 なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について（平成29年3月1日付付国営第211号）」による。</p> <p>作成する (○ 完成図 ・ 保全に関する資料 ・ ()) 完成図作図範囲（設計図を訂正） 完成図はCADにより作成することとし、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）にかかる著作権は発注者に移譲するものとする。また、製本2部（原図サイズ）により提出すること。</p> <p>・デジタルカメラで撮影し、全てA版相当サイズで印刷する。 (A4版用紙に1ページあたり3枚) 1部 箇所数は外観4面各室2面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合や枚数が多くなる場合には、監督員と協議すること。写真は、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板なしで撮影すること。</p>																																
⑭ 工事写真 (1. 2. 4)																																	
⑮ 完成図等 (1. 8. 2) (1. 8. 3)																																	
⑯ 完成写真																																	
⑰ 設備工事との取合い	<p>施工範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強 ○ 図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 駆動装置が電動による建具等の2次側の配管・配線及び操作スイッチ <p>施工図</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。 <p>工事施工に際し、既存部分を汚損した場合は又は損傷した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて原状に準じて補修する。</p>																																
⑱ 既存部分等への処置 (1. 3. 13)																																	
⑲ 事故の発生時	<p>工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。 また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。</p>																																

⑳ 消防提出書類	<p>1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ○ 本工事 (・ 建築工事 ○ 電気設備工事 ・ 機械設備工事) ・ 別途工事</p> <p>2) 防火対象物使用開始届出書 書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。</p>																																				
㉑ 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置	<p>労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第2項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。</p>																																				
㉒ 不正経油の使用の禁止	<p>1) 一般事項 市工事に施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正経油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。</p> <p>2) 調査の協力 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。</p> <p>3) 是正措置 受注者は、不正経油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正経油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。</p>																																				
㉓ 屋外広告物	<p>屋外広告物を設置する場合は、「三重県屋外広告物条例」第23条に規定する屋外広告物の登録事業者であること。</p>																																				
② 仮設工事	① 騒音・粉じん等の対策 (2. 1. 3)	<p>・ 防音パネル 設置範囲 ・ 図示（図面番号： ） ・ 防音シート 設置範囲 ・ 図示（図面番号： ）</p>																																			
	② 足場 (2. 2. 1) (表2. 2. 1)	<p>設置する足場について、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月）」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立てに関する基準」の2の(2)手すり据置き型方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。</p> <p>内部足場の種別 ○ 脚立 ・ 足場板 ・ () 外部足場の種別 ○ (くさび緊結式足場) 防護シート等による養生 ○ 適用する ・ 適用しない</p> <p>足場（つり足場、張出し足場又は高さ10m以上の足場で、組立から解体までの期間が60日以上のものに限る）の組立て後、市監督員立ち合いの下、当該足場の組立てを担当した者以外の足場に関し十分な知識と経験を有する者により点検を行うこと。なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者とする。</p> <p>1) 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者</p> <p>2) 労働安全衛生法第81条に規定する労働安全コンサルタント（区分が土木又は建築である者）や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参加者」に必要な資格を有する者</p> <p>3) 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記1)又は2)に掲げる者と同等の知識・経験を有する者</p>																																			
	③ 既存部分の養生 (2. 3. 1)	<p>既存部分の養生 ○ 図示 既存ブラインド・カーテンの養生 養生方法 () 保管場所 ・ 構内既存施設内 固定された備品、机、ロッカーの移動 ○ 行う ・ 行わない</p>																																			
	④ 仮設間仕切り (2. 3. 2) (表2. 3. 1)	<p>屋内の仮設間仕切り ・ A種 ○ B種 ・ C種 合板 厚さ ・ 9mm ・ () せつこうボード 厚さ ○ 9.5mm ・ () 合板又は石こうボードの塗装 ・ 行う ○ 行わない 設置箇所 ○ 図示 仕様 ・ 合板張り木製扉 ・ ()</p>																																			
	5 監督員事務所 (2. 4. 1)	<p>・ 構内建物内の一部を使用する。 ・ 設置する ・ 設置しない 監督員事務所の規模(単位：㎡)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>10程度</th> <th>20程度</th> <th>35程度</th> <th>65程度</th> <th>100程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規模</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>監督員事務所の仕上げ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 位 等</th> <th>仕 上 げ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床</td> <td>合板張り又はビニール床シート張り</td> </tr> <tr> <td>内壁・天井</td> <td>合板張り又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>珪藻土垂れかぶり鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り</td> </tr> </tbody> </table>	適用	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度	規模						部 位 等	仕 上 げ	床	合板張り又はビニール床シート張り	内壁・天井	合板張り又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗	屋根	珪藻土垂れかぶり鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り															
	適用	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度																															
	規模																																				
	部 位 等	仕 上 げ																																			
	床	合板張り又はビニール床シート張り																																			
	内壁・天井	合板張り又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗																																			
屋根	珪藻土垂れかぶり鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り																																				
6 監督員事務所等の設備・備品等 (2. 4. 1) (2) (7)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>机・いす</th> <th>書棚</th> <th>黒板・白板</th> <th>掛時計</th> <th>温度計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量</td> <td>組</td> <td>台</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>個</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>長靴</th> <th>雨合羽</th> <th>保護帽</th> <th>懐中電灯</th> <th>衣類ロッカー</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>足</td> <td>着</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>台</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>消火器</th> <th>掃除具</th> <th>受注者加入電話 FAX</th> <th>冷暖房機器</th> <th>インターネット</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> </tr> </tbody> </table>	種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計	数量	組	台	個	個	個	種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー	数量	足	着	個	個	台	種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット	数量	個	個	台	台	台
種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計																																
数量	組	台	個	個	個																																
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー																																
数量	足	着	個	個	台																																
種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット																																
数量	個	個	台	台	台																																
7 仮設便所	<p>構内既存の施設 ・ 利用できる ○ 利用できない</p>																																				
8 工事用水	<p>構内既存の施設 ○ 利用できる (・ 有償 ○ 無償) ・ 利用できない</p>																																				
9 工事用電力	<p>構内既存の施設 ○ 利用できる (・ 有償 ○ 無償) ・ 利用できない 有償利用の場合において、本工事で新規受電又は既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。</p>																																				
⑩ 交通誘導警備員	<p>配置 ○ 図示</p>																																				

③ 防水改修工事

1 アスファルト防水 (3.3.3) (表3.3.3)~(表3.3.10) 工法 種別 施工箇所 仕上塗料

⑥ シーリング (3.7.2) (表3.7.1) (3.7.4~7) (3.7.8) 7 とい (3.8.2) (表3.8.1) (表3.8.2) 8 アルミニウム製 笠木 (3.9.2) (3) (表3.9.1) (3.9.3) (2) (3.9.2) (4) (3.9.3) ④ 外壁改修工事 1 施工数量調査 2 改修工法の種類 (4.1.4) (4.1.5)

3 改修工法等 (4.2.2) (1) (4.3.4) (4.4.5) (4.5.5) (4.2.2) (2) (4.3.5) (4.4.6) (4.5.6) (4.2.2) (3) (4.3.6) (4.4.7) (4.2.2) (4) (4.3.7) (4.4.8) (4.2.2) (7) (4.4.9) (4.2.2) (5) (4.4.10) (図4.4.1) (4.2.2) (5) (4.4.11) (図4.4.2) (4.2.2) (5) (4.4.12) (図4.4.2) (4.2.2) (6) (4.4.13) (図4.4.3) (4.2.2) (6) (4.4.14) (図4.4.4) (4.2.2) (6) (4.4.15) (図4.4.4) (4.2.2) (8) (4.5.7) (4.2.2) (8) (4.5.8) (表4.5.4) (4.5.15) (4.2.2) (9) (4.5.16)

Table with 5 columns: 施工箇所, 形状, 寸法, 耐滑り性, 標準・特注色の別, 耐凍害性の有無

- 役物 (・ 一体成形 ・ 接着加工)
試験張り ・ 行う ・ 行わない
見本焼き ・ 行う ・ 行わない
既調合モルタル ・ 使用する ・ 使用しない

Table with 4 columns: タイルの種類, タイルの大きさ, 工法, 塗り厚(mm)

- 目地ひび割れ部改修工法
伸縮調整目地改修工法
伸縮調整目地 (位置 寸法 ×)
検査 シーリング接着性試験
・ 行う (・ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験)

<p>④ 塗り仕上げ (4.2.2) (10) (表4.2.4(その1)(その2))</p> <p>(4.7.2) (表4.7.1) (表4.2.5)</p> <p>(表4.2.6)</p> <p>(4.6.3)</p> <p>(4.6.4)</p>	<table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>呼び名</th> <th>仕上げ形状</th> <th>工法</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">薄付け仕上塗材</td> <td rowspan="2">○ 外装薄塗材E</td> <td>・ 砂壁状 ・ ゆず肌状 ・ 平たん状 ・ 凹凸状</td> <td>吹付け こて</td> </tr> <tr> <td>○ ゆず肌状 ・ さざ波状 ・ 着色骨材砂壁状</td> <td>ローラー ・ 吹付け ・ こて</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">厚付け仕上塗材</td> <td rowspan="2">・ 外装厚塗材C</td> <td>・ 吹放し ・ 凸部処理 ・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ひき起し ・ 掻き落とし</td> <td>吹付け こて</td> </tr> <tr> <td>・ 外装厚塗材Si ・ 外装厚塗材E</td> <td>・ こて ・ ローラー</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">複層仕上塗材</td> <td rowspan="2">○ 複層塗材E 複層塗材RE ・ 防水形複層塗材E ・ 防水形複層塗材RE</td> <td>○ ゆず肌状 ・ 凸部処理 ・ 凹凸状</td> <td>ローラー 吹付け こて</td> </tr> <tr> <td>・ ()</td> <td>・ ()</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可とう形改修用仕上塗材</td> <td rowspan="2">・ 可とう形改修塗材E ・ 可とう形改修塗材RE ・ 可とう形改修塗材CE</td> <td>・ 平たん状 ・ さざ波状 ・ ゆず肌状</td> <td>ローラー 吹付け</td> </tr> <tr> <td>・ ()</td> <td>・ ()</td> </tr> </table> <p>・ 外装厚塗Cの上塗材がセメントスタッコ以外の場合 材所要量 (kg/m²)</p> <p>・ マスチック塗材塗り ・ A種 ・ B種</p> <p>複層仕上塗材及び可とう形改修塗材の上塗材の種類</p> <table border="1"> <tr> <th>樹脂種類</th> <th>溶媒種類</th> <th>外 観</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">○ アクリル系</td> <td>・ 溶剤系</td> <td>・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック</td> </tr> <tr> <td>・ 弱溶剤系</td> <td>・ 艶有 ・ 艶無</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・ シリカ系</td> <td>○ 水系</td> <td>・ 艶有 ○ 艶無</td> </tr> <tr> <td>・ 水系</td> <td>・ 艶無</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・ ポリウレタン系</td> <td>・ 溶剤系</td> <td>・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック</td> </tr> <tr> <td>・ 弱溶剤系</td> <td>・ 艶有 ・ 艶無</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・ アクリルシリコン系</td> <td>・ 溶剤系</td> <td>・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック</td> </tr> <tr> <td>・ 弱溶剤系</td> <td>・ 艶有 ・ 艶無</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">○ ふっ素系</td> <td>・ 溶剤系</td> <td>・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック</td> </tr> <tr> <td>・ 弱溶剤系</td> <td>・ 艶有 ・ 艶無</td> </tr> <tr> <td>○ 水系</td> <td>○ 艶有 ○ 艶無</td> <td>○ 艶有 ・ 艶無</td> </tr> </table> <p>(注) 艶無及びメタリックは、可とう形複層塗材、防水形複層塗材、及び可とう形改修塗材には適用しない。</p> <p>外壁用塗膜防水材の仕上げの形状及び工法</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>仕上げの形状</th> <th>工法</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">外壁用塗膜防水材</td> <td>・ 凹凸状</td> <td>・ 吹付け</td> </tr> <tr> <td>・ 凸部処理</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ ゆず肌状</td> <td>・ ローラー</td> </tr> <tr> <td>・ さざ波状</td> <td></td> </tr> </table> <p>既存塗膜等の除去及び下地処理</p> <table border="1"> <tr> <th>工 法</th> <th>処理範囲</th> </tr> <tr> <td>・ サンダー工法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 高圧水洗工法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 塗膜はく離工法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 水洗い工法 (・ 高圧ポンプ (10~15MPa) ・ テッキブラシ)</td> <td></td> </tr> </table> <p>下地調整</p> <p>・ C-1 ・ C-2 ・ CM-2 ・ E ・ ()</p>	種類	呼び名	仕上げ形状	工法	薄付け仕上塗材	○ 外装薄塗材E	・ 砂壁状 ・ ゆず肌状 ・ 平たん状 ・ 凹凸状	吹付け こて	○ ゆず肌状 ・ さざ波状 ・ 着色骨材砂壁状	ローラー ・ 吹付け ・ こて	厚付け仕上塗材	・ 外装厚塗材C	・ 吹放し ・ 凸部処理 ・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ひき起し ・ 掻き落とし	吹付け こて	・ 外装厚塗材Si ・ 外装厚塗材E	・ こて ・ ローラー	複層仕上塗材	○ 複層塗材E 複層塗材RE ・ 防水形複層塗材E ・ 防水形複層塗材RE	○ ゆず肌状 ・ 凸部処理 ・ 凹凸状	ローラー 吹付け こて	・ ()	・ ()	可とう形改修用仕上塗材	・ 可とう形改修塗材E ・ 可とう形改修塗材RE ・ 可とう形改修塗材CE	・ 平たん状 ・ さざ波状 ・ ゆず肌状	ローラー 吹付け	・ ()	・ ()	樹脂種類	溶媒種類	外 観	○ アクリル系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無	・ シリカ系	○ 水系	・ 艶有 ○ 艶無	・ 水系	・ 艶無	・ ポリウレタン系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無	・ アクリルシリコン系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無	○ ふっ素系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無	○ 水系	○ 艶有 ○ 艶無	○ 艶有 ・ 艶無	種類	仕上げの形状	工法	外壁用塗膜防水材	・ 凹凸状	・ 吹付け	・ 凸部処理		・ ゆず肌状	・ ローラー	・ さざ波状		工 法	処理範囲	・ サンダー工法		・ 高圧水洗工法		・ 塗膜はく離工法		・ 水洗い工法 (・ 高圧ポンプ (10~15MPa) ・ テッキブラシ)	
	種類	呼び名	仕上げ形状	工法																																																																														
	薄付け仕上塗材	○ 外装薄塗材E	・ 砂壁状 ・ ゆず肌状 ・ 平たん状 ・ 凹凸状	吹付け こて																																																																														
			○ ゆず肌状 ・ さざ波状 ・ 着色骨材砂壁状	ローラー ・ 吹付け ・ こて																																																																														
	厚付け仕上塗材	・ 外装厚塗材C	・ 吹放し ・ 凸部処理 ・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ひき起し ・ 掻き落とし	吹付け こて																																																																														
			・ 外装厚塗材Si ・ 外装厚塗材E	・ こて ・ ローラー																																																																														
	複層仕上塗材	○ 複層塗材E 複層塗材RE ・ 防水形複層塗材E ・ 防水形複層塗材RE	○ ゆず肌状 ・ 凸部処理 ・ 凹凸状	ローラー 吹付け こて																																																																														
			・ ()	・ ()																																																																														
	可とう形改修用仕上塗材	・ 可とう形改修塗材E ・ 可とう形改修塗材RE ・ 可とう形改修塗材CE	・ 平たん状 ・ さざ波状 ・ ゆず肌状	ローラー 吹付け																																																																														
			・ ()	・ ()																																																																														
樹脂種類	溶媒種類	外 観																																																																																
○ アクリル系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック																																																																																
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無																																																																																
・ シリカ系	○ 水系	・ 艶有 ○ 艶無																																																																																
	・ 水系	・ 艶無																																																																																
・ ポリウレタン系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック																																																																																
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無																																																																																
・ アクリルシリコン系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック																																																																																
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無																																																																																
○ ふっ素系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック																																																																																
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無																																																																																
○ 水系	○ 艶有 ○ 艶無	○ 艶有 ・ 艶無																																																																																
種類	仕上げの形状	工法																																																																																
外壁用塗膜防水材	・ 凹凸状	・ 吹付け																																																																																
	・ 凸部処理																																																																																	
	・ ゆず肌状	・ ローラー																																																																																
	・ さざ波状																																																																																	
工 法	処理範囲																																																																																	
・ サンダー工法																																																																																		
・ 高圧水洗工法																																																																																		
・ 塗膜はく離工法																																																																																		
・ 水洗い工法 (・ 高圧ポンプ (10~15MPa) ・ テッキブラシ)																																																																																		
<p>⑤ 1 改修工法 (5.1.3)</p> <p>2 防火戸 (5.1.4)</p> <p>3 見本の製作 (5.1.5)</p> <p>4 防犯建物部品 (5.1.7)</p> <p>5 ブラインドボックス等 (5.1.6) (3)</p> <p>⑥ アルミニウム製建具 (5.2.2) (5.2.4) (表5.2.1) (表5.2.2)</p>	<p>・ かぶせ工法 ・ カバー工法 ・ 持出し工法 ・ ノンシール工法</p> <p>○ 撤去工法 ○ はつり工法 ・ 引抜き工法</p> <p>・ 例示仕様 ・ 個別認定 (認定番号:) ・ 自動閉鎖機構 ・ 図示 (図面番号:)</p> <p>・ 製作する ・ 製作しない</p> <p>・ 図示 (図面番号:)</p> <p>・ 再使用する ・ 再使用しない</p> <p>外部建具の性能等級等 ・ A種 ○ B種 ・ C種</p> <p>・ 枠の見込み寸法 ・ 70mm ・ () ・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級) ・ 耐震ドアセット (等級) ・ 結露水の処理方法 ・ 図示 (図面番号:)</p> <p>アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理の種類</p> <p>・ 外部に面する建具 (過酷な環境の屋外) ・ BA-1 ・ BA-2 ・ ()</p> <p>○ 外部に面する建具 (一般的な環境の屋外) ○ BB-1 ・ BB-2 ・ ()</p> <p>・ 内部に面する建具 ・ BC-1 ・ BC-2 ・ ()</p>																																																																																	

<p>7 網戸 (5.2.3) (5)</p> <p>8 樹脂製建具 (5.3.2)~(5.3.5) (表5.3.1)~(表5.3.3)</p> <p>9 鋼製建具 (5.4.2)</p> <p>(5.4.4)</p> <p>⑩ 鋼製軽量建具 (5.5.2) (5.5.5) (5.2.2) (2) (5.5.3) (5.5.4) (5.6.3) (1) (5.2.3) (1)</p> <p>(5.6.3)</p> <p>(5.6.4)</p> <p>(5.6.5)</p> <p>⑪ 建具用金物 (5.7.2)</p> <p>(5.7.4)</p> <p>13 自動ドア開閉装置 (5.8.2)</p> <p>(5.8.3) (表5.8.4)</p> <p>(5.8.3) (7)</p> <p>⑫ 自閉式上吊り引戸装置 (5.9.3)</p> <p>15 重量シャッター (5.10.2)</p> <p>(5.10.2) (3) (表5.10.1)</p> <p>(5.10.2) (6) (5.10.3)</p> <p>16 軽量シャッター (5.11.2) (表5.11.1) (5.11.3) (5.11.4)</p>	<p>・ 可動式 ・ 固定式 防虫網の材質 ・ 合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス (SUS316) 製 網目 ・ 16メッシュ ・ 18メッシュ</p> <p>外部に面する樹脂製建具の性能等級等 ・ A種 ・ B種 ・ C種</p> <p>・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級) ガラス ・ 複層ガラス ・ () 建具枠見込寸法 ・ 図示 (図面番号:) 水切り ・ 図示 (図面番号:) ぜん板 ・ 図示 (図面番号:) 丁番 ・ 改修標準仕様書 (表5.7.3) による ・ 図示 (図面番号:)</p> <p>鋼製建具の性能等級 ・ 簡易気密性ドアセット ・ 外部に面する建具の耐風圧 ・ S-4 ・ S-5 ・ S-6 ・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級) ・ 耐震ドアセット (等級)</p> <p>・ H2400又はW950の建具 鋼板類の厚さ ・ 図示 (図面番号:) ・ 改修標準仕様書表5.4.21による</p> <p>鋼製軽量建具の性能等級 ○ 簡易気密性ドアセット ・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級) ・ 耐震ドアセット (等級)</p> <p>○ H2400又はW950の建具 鋼板類の厚さ ・ 図示 (図面番号:) ○ 改修標準仕様書表5.5.11による</p> <p>表面仕上げ ・ 塗装 ・ ビニル被覆鋼板 ○ カラー鋼板 ・ ステンレス鋼板 (・ HL ・ 鏡面) ・ ()</p> <p>ステンレス製建具の性能等級 ・ 簡易気密性ドアセット ・ 外部に面する建具の耐風圧 ・ S-4 ・ S-5 ・ S-6 ・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級) ・ 耐震ドアセット (等級)</p> <p>材料 ・ SUS304 ・ ()</p> <p>表面仕上げ ・ HL仕上げ ・ ()</p> <p>曲げ加工 ・ 普通曲げ ・ 角出し曲げ</p> <p>金物の見え掛り部等の材質等 ○ 改修標準仕様書 (表5.7.1) による ・ 図示 (図面番号:)</p> <p>マスターキー ・ 製作する ○ 製作しない (既設マスターキー合わせ) 引渡用鍵箱 ・ 必要 ○ 不要</p> <p>駆動装置及び検出装置の性能値 (・ 多機能トイレ出入口) ・ 図示 (図面番号:)</p> <p>引き戸用検出装置の種類 ・ 図示 (図面番号:)</p> <p>凍結防止措置 ・ あり ・ なし</p> <p>自閉式上吊り引戸装置の性能値 ○ 改修標準仕様書 (表5.9.1) による ・ ()</p> <p>種類 ・ 一般重量シャッター ・ 外壁用防火シャッター ・ 屋内用防火シャッター ・ 防煙シャッター</p> <p>耐風圧強度 (Pa以上)</p> <p>開閉機能 ・ 上部電動式 (手動併用) ・ 上部手動式</p> <p>一般重量シャッターのシャッターケース ・ 設ける ・ 設けない ・ めっき付着量 ・ Z12 ・ F12 ・ ()</p> <p>開閉形式 ・ 上部電動式 (手動併用) ・ 手動式</p> <p>耐風圧強度 (Pa以上)</p> <p>スラットの材質及び形状 ・ インターロッキング形 ・ オーバーラッピング形 ・ めっき付着量 JIS G 3312 ・ Z06 ・ F06 ・ () JIS G 3322 ・ AZ90 ・ ()</p>
---	--

<p>17 オーバーヘッドドア (5.12.2)</p> <p>(5.12.3)</p> <p>⑬ 板ガラス (5.13.2) (1) (5.13.4)</p> <p>⑭ ガラス留め材 (5.13.2) (2)</p> <p>⑮ ガラス溝の寸法、形状等 (5.13.3)</p> <p>21 ガラスブロック積み (5.13.5)</p> <p>⑯ 内装改修工事</p> <p>① 一般事項 (6.1.3) (2)</p> <p>(6.1.3) (3)</p> <p>(6.1.3) (5)</p> <p>② 既存床撤去、下地補修 (6.2.2) (1) (7)</p> <p>(6.2.2) (1) (4)</p> <p>(6.2.2) (3)</p> <p>③ 既存壁撤去、下地補修 (6.3.2)</p> <p>4 木下地等 (6.5.1) (3) (表6.5.1) (表6.5.2) (6.5.2) (1) (4) (表6.5.3)</p> <p>(6.5.2) (2) (7)</p> <p>(6.5.2) (2) (4) (6.5.2) (2) (9) (表6.5.4)</p> <p>(6.5.2) (3) (7)</p>	<p>型式及び機構 セクション材料 ・ スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ ・ ファイバーグラスタイプ</p> <p>耐風圧強度 (Pa以上)</p> <p>開閉方式 ・ バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式</p> <p>収納形式 ・ スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ パーチカル形</p> <p>ガイドレール ・ 溶融亜鉛めっき鋼板 ・ ステンレス鋼板</p> <p>○ 図示</p> <p>○ シーリング ・ ガasket ()</p> <p>・ 図示 (図面番号:) ○ 改修標準仕様書 (表5.13.1) による</p> <p>ガラスブロック 表面形状、寸法、厚さ ・ 図示 (図面番号:) 金属枠、補強材 ・ 図示 (図面番号:)</p> <p>化粧カバー ・ 図示 (図面番号:) 工法 ・ 図示 (図面番号:) 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。</p> <p>既存間仕切壁の撤去に伴う取り合い部分の改修範囲</p> <table border="1"> <tr> <th>改修部分</th> <th>改修範囲</th> </tr> <tr> <td>・ 天井</td> <td>・ 図示</td> </tr> <tr> <td>・ 壁</td> <td>・ 図示</td> </tr> <tr> <td>・ 床</td> <td>○ 図示</td> </tr> </table> <p>天井内の既存壁の撤去に伴う取り合い部の天井改修範囲 ・ 図示</p> <p>天井の撤去に伴う取り合い部の壁面改修 ・ 図示</p> <p>既存床撤去、下地補修 既存床仕上げ材の除去等 浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去 ○ 行う ・ 行わない</p> <p>合成樹脂塗料の除去等 ・ 機械的除去工法 ・ 目荒し工法</p> <p>改修後の床の清掃範囲 ○ 施工範囲及び施工によって汚れが生じた範囲 ・ ()</p> <p>既存壁撤去、下地補修 既存間仕切壁の撤去に伴う他の構造体の補修工法 ○ (建具、間仕切壁等撤去モルタル充填)</p> <p>表面仕上げ 機械加工 ・ A種 ・ B種 ・ C種 手加工 ・ H-A種 ・ H-B種 ・ H-C種</p> <p>木材の含水率 (工事現場搬入時、質量比)</p> <table border="1"> <tr> <th>部材名称</th> <th>種 別</th> </tr> <tr> <td>下地材</td> <td>・ A種 ・ B種</td> </tr> <tr> <td>造作材</td> <td>・ A種 ・ B種</td> </tr> </table> <p>製材 「製材の日本農林規格」による製材</p> <table border="1"> <tr> <th>部位</th> <th>樹種・寸法・形状</th> <th>等級</th> <th>含水率</th> <th>保存処理</th> <th>材面の品質</th> </tr> <tr> <td>下地用 針葉樹製材</td> <td>・ 図示 (図面番号:)</td> <td>・ ()</td> <td>・ ()</td> <td>・ ()</td> <td>・ ()</td> </tr> <tr> <td>造作用 針葉樹製材</td> <td>・ 図示 (図面番号:)</td> <td>・ ()</td> <td>・ ()</td> <td>・ ()</td> <td>・ ()</td> </tr> <tr> <td>広葉樹製材</td> <td>・ 図示 (図面番号:)</td> <td>・ ()</td> <td>・ ()</td> <td>・ ()</td> <td>・ ()</td> </tr> </table> <p>「製材の日本農林規格」以外の製材 樹種、寸法、材面の品質、防虫処理、含水率 ・ 図示 (図面番号:) 造作材の材面の品質 ・ A種 ・ ()</p> <table border="1"> <tr> <th>部 位</th> <th>樹 種</th> <th>県 産 材</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>造作用集材 「集材の日本農林規格」による造作用集材</p> <table border="1"> <tr> <th>部 位</th> <th>品 名 ・ 樹 種</th> <th>見付け材面の寸法・品質・数</th> <th>厚さ</th> </tr> <tr> <td>造作用集材</td> <td>・ 図示 (図面番号:)</td> <td>・ 図示 (図面番号:)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化粧ばり造作用集材</td> <td>・ 図示 (図面番号:)</td> <td>・ 図示 (図面番号:)</td> <td>・ ()</td> </tr> <tr> <td>化粧ばり構造用造作用集材</td> <td>・ 図示 (図面番号:)</td> <td>・ 図示 (図面番号:)</td> <td>・ ()</td> </tr> </table>	改修部分	改修範囲	・ 天井	・ 図示	・ 壁	・ 図示	・ 床	○ 図示	部材名称	種 別	下地材	・ A種 ・ B種	造作材	・ A種 ・ B種	部位	樹種・寸法・形状	等級	含水率	保存処理	材面の品質	下地用 針葉樹製材	・ 図示 (図面番号:)	・ ()	・ ()	・ ()	・ ()	造作用 針葉樹製材	・ 図示 (図面番号:)	・ ()	・ ()	・ ()	・ ()	広葉樹製材	・ 図示 (図面番号:)	・ ()	・ ()	・ ()	・ ()	部 位	樹 種	県 産 材										部 位	品 名 ・ 樹 種	見付け材面の寸法・品質・数	厚さ	造作用集材	・ 図示 (図面番号:)	・ 図示 (図面番号:)		化粧ばり造作用集材	・ 図示 (図面番号:)	・ 図示 (図面番号:)	・ ()	化粧ばり構造用造作用集材	・ 図示 (図面番号:)	・ 図示 (図面番号:)	・ ()
	改修部分	改修範囲																																																																	
	・ 天井	・ 図示																																																																	
	・ 壁	・ 図示																																																																	
	・ 床	○ 図示																																																																	
	部材名称	種 別																																																																	
	下地材	・ A種 ・ B種																																																																	
	造作材	・ A種 ・ B種																																																																	
	部位	樹種・寸法・形状	等級	含水率	保存処理	材面の品質																																																													
	下地用 針葉樹製材	・ 図示 (図面番号:)	・ ()	・ ()	・ ()	・ ()																																																													
造作用 針葉樹製材	・ 図示 (図面番号:)	・ ()	・ ()	・ ()	・ ()																																																														
広葉樹製材	・ 図示 (図面番号:)	・ ()	・ ()	・ ()	・ ()																																																														
部 位	樹 種	県 産 材																																																																	
部 位	品 名 ・ 樹 種	見付け材面の寸法・品質・数	厚さ																																																																
造作用集材	・ 図示 (図面番号:)	・ 図示 (図面番号:)																																																																	
化粧ばり造作用集材	・ 図示 (図面番号:)	・ 図示 (図面番号:)	・ ()																																																																
化粧ばり構造用造作用集材	・ 図示 (図面番号:)	・ 図示 (図面番号:)	・ ()																																																																

(6.5.2)(3)(4)	「集成材の日本農林規格」以外の製材 樹種、寸法、見付け材面の品質 ・ 図示 (図面番号:) 含水率 ・ 15%以下 ・ ()
(6.5.2)(4)(7)	造作用単板積層材 「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材 部位 品名・寸法 表面の品質 防虫処理 造作用単板積層材 図示 (図面番号:) ・ () ・ ()
(6.5.2)(4)(4)	「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材 寸法、表面の品質、防虫処理 ・ 図示 (図面番号:) 含水率 ・ 14%以下 ・ ()
(6.5.2)(5)	「直文集成材の日本農林規格」による直文集成板 品名、曲げ強度、種別、接着性能、樹種及び寸法 ・ 図示 (図面番号:)
(6.5.2)(6)	合板等 品名 (品目) 樹種名 接着の程度 等級 板面の品質 防虫処理等 厚さ
(6.5.3)(1)	接合具等 造作材化粧面の釘打ち ・ 隠し釘打ち ・ ()
(6.5.3)(2)	諸金物 形状、寸法及び材質 ・ 図示 (図面番号:)
(6.5.5)(1)	防蟻、防蟻処理 適用部位 図示 (図面番号:) 保存処理性能区分 () 薬剤の塗布等の処理方法 () 附属書Aに基づく表面処理用木材保存剤 ・ 適用する (・ 薬剤の種類 () ・ 適用部材 ()) ボード原料接着剤への防蟻・防蟻処理 ()
(6.5.5)(2)	防虫処理 図示 (図面番号:)
⑤ 軽量鉄骨天井 地 (6.6.2) (表6.6.1) (6.6.3)	野縁等の種類 屋内 19形 ・ () 屋外 25形 ・ () 形式及び寸法 屋外 図示 (図面番号:) 耐震天井 図示 (図面番号:) ふところ ≥1.5m 改修標準仕様書 (6.6.4)(8) 図示 (図面番号:)
(6.6.4)	既存埋込みインサート 使用する 使用しない 既存埋込みインサート、あと施工アンカーの確認試験 行う (図示 (図面番号:)) 行わない 確認試験の箇所数 (箇所) 確認強度 () 耐震性・耐風圧性を考慮した補強 図示 (図面番号:)
⑥ 軽量鉄骨壁下 地 (6.7.3)	スタッド、ランナー等の種類 図示
⑦ ビニル床シート、 ビニル床タイル 及びゴム床タ イル張り (6.8.2) (6.8.2)(1) (6.8.2)(2) (6.8.2)(3)(7)(4)	材料 ビニル床シート【JIS A 5705 (ビニル系床材)】 種類の記号 色柄 厚さ 備考 FS マーブル 2.5mm ビニル床タイル【JIS A 5705 (ビニル系床材)】 種類の記号 色柄 寸法 厚さ 備考 帯電防止床シート又は床タイル 種類 性能 寸法 厚さ 備考 視覚障害者用床タイル 種類 形状 備考 耐動荷重性床シート 種類 厚さ 備考 防滑性床シート又は床タイル 種類 寸法 厚さ 備考 ゴム床タイル 種類 色柄 寸法 厚さ 備考
(6.8.3)(1)	工法 下地 ① モルタル塗り ・ セルフレベリング材塗り ・ 木下地 ・ その他 ()

(6.8.3)(2)(ウ)	ビニル床シート張り 熱溶接工法 ① 適用する ・ 適用しない 織じゅうたん 種類 糸の種類 パイルの形状 帯電性 品質の程度 色柄 A種 ・ ソ毛 ・ カットパイル ・ 人体帯電圧 品質の程度 色柄 B種 ・ 紡糸 ・ ループパイル ・ 3KV以下 ・ () ・ 無地 C種 ・ () ・ カット、ループ併用 ・ () ・ 柄物 品質の程度欄に記載した商品名は、品質の程度を示すための参考商品名である。(以下同様) タフテッドカーベット パイルの形状 パイル長(mm) 帯電性 工法 品質の程度 カットパイル ・ 人体帯電圧 ・ 全面接着工法 品質の程度 ループパイル ・ 3KV以下 ・ グリッパー工法 ・ () カット、ループ併用 ・ () ニードルパンチカーベット 厚さ(mm) 帯電性 備考 人体帯電圧 3KV以下 () タイルカーベット 種類 パイルの形状 寸法(mm) 総厚さ(mm) 品質の程度 カットパイル ・ 500×500 ・ 6.5 品質の程度 ループパイル ・ () ・ () ・ () 下敷き材 ・ 第2種第2号、厚さ8mm ・ () 見切り、押え金物 ・ 適用する(材質、種類及び形状 ・ 図示(図面番号:)) 織じゅうたんの接合方法 ヒートボンド工法 ・ () タイルカーベットの敷き方 平場 市松敷き ・ 模様流し ・ () 階段部分 市松敷き ・ 模様流し ・ () 弾性ウレタン樹脂系塗床の仕上げ種類、工程 平滑仕上げ 防滑仕上げ つや消し仕上げ エポキシ樹脂系塗床の仕上げ種類 薄膜流しのべ仕上げ(平滑・防滑) 厚膜流しのべ仕上げ(平滑・防滑) 樹脂モルタル仕上げ(平滑・防滑) 薄膜型塗床仕上げ(平滑)
9 合成樹脂塗床 (6.10.3)(2)(a) (表6.10.4) (6.10.3)(2)(b) (6.10.3)(3) (表6.10.5)~ (表6.10.8)	釘留め工法 材料 種類 樹種 フローリングボード (根太張用) A種 B種 C種 複合フローリング (根太張用) A種 B種 C種 防湿処理 図示 (図面番号:) 接着工法 材料 樹種 厚さ 大きさ フローリングボード (直張用) 厚さ 12 (耐摩耗表面 単板 2mm) フローリングブロック (直張用) 厚さ 12 (耐摩耗表面 単板 2mm) 複合フローリング (直張用) 厚さ 12 (耐摩耗表面 単板 2mm) A種 B種 C種 緩衝材 合成樹脂発泡シート 図示 (図面番号:)
10 フローリング 張り (6.11.4) (表6.11.2) (6.11.5) (表6.11.5) (表6.11.6)	塗装 ウレタン樹脂ワニス塗り (1液形、B種) オイルステイン塗りのうえワックス塗り 生地そのままワックス塗り 種類 A種 B種 C種 D種 D種の畳床 K T - (I II III K N)
(6.11.6)(3)	せつこうボード、その他ボ ード及び合板 張り (6.13.2) (表6.13.1) 材種 種類 厚さ(mm) せつこうボード 壁 9.5(準不燃) 12.5(不燃) 天井 9.5(準不燃) 12.5(不燃) 化粧せつこうボード トラバーチン模様 9.5(不燃) 9.5(準不燃) 木目模様 9.5(不燃) 9.5(準不燃) ロックウール化粧吸音板 普通 9() 12(不燃) 立体模様 9() () けい酸カルシウム板 6 耐水合板 9.5 遮音シール材 シーリング材 ジョイントコンパウンド 合板類の張付け A種 B種 せつこうボードの目地工法 継目処理 突付け 目隠し
(6.13.2)(8) (6.13.3)(5)(ウ) (6.13.3)(7)(フ) (表6.13.5)	壁紙張り (6.14.2) 施工箇所 種類 防火性能 不燃 準不燃 不燃 準不燃 不燃 準不燃

④ (6.15.3) (6.15.5) (6.15.6)	モルタル塗り 現場調合材料 既調合材料 既製目地材 使用する(形状:) 床の目地 図示(図面番号:) 下地処理 壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が25mm超 図示(図面番号:)
15 (6.16.2) (6.16.3)	タイル張り 伸縮調整目地 位置 図示(図面番号:) タイルの種類 施工箇所 種類 形状寸法 耐滑り性 役物 標準・特注 色の別 耐凍害性 の有無 試験張り 行う 行わない 見本焼き 行う 行わない 既調合モルタル 使用できる 使用できない
(6.16.3)(2)	セルフレベ リング材塗り (6.17.2) (6.17.3) せつこう系 セメント系 塗厚 () mm
17 (9.5.2)	断熱材 断熱材打込み工法 種類 種別 厚さ(mm) 施工箇所 ビーズ法ポリスチレンフォーム 押出法ポリスチレンフォーム A種硬質ウレタンフォーム フェノールフォーム 断熱材現場発泡工法(吹付硬質ウレタンフォーム) 種類 厚さ[mm] 施工箇所 A種1 A種1H () 窓回り等の断熱材補修部分、ルーフトレンドレン回りの床版 下等、部分的に後張りとしなければならない箇所 ()
(9.5.3)	材料 (7.1.3) 下地調整 (7.2.1~7.2.7) (表7.2.1)~ (表7.2.7) 既存塗膜の除去範囲(塗り替えてR B種の場合) ① 図示 種別 下地 種別 ひび割れ部の補修 木部 RA種 RB種 RC種 鉄鋼面 RA種 RB種 RC種 垂鉛めっき鋼面 RA種 RB種 RC種 モルタル、プラスター面 RA種 RB種 RC種 行う コンクリート、ALCパネル面 RA種 RB種 RC種 行う コンクリート、押出成形セメント板面 RA種 RB種 RC種 行う せつこうボード、その他ボード RA種 RB種 RC種 錆止め塗料塗り (7.3.2) (7.3.3) (表7.3.1)~ (表7.3.4) 錆止め塗料塗り種別 鉄鋼面 A種 B種 C種 垂鉛めっき鋼面 A種 B種 C種 合成樹脂調合ベ イント塗り(SOP) (7.4.2) (7.4.3~7.4.5) (表7.4.1)~ (表7.4.3) 塗料種別 1種 () 種別 下地 種別 木部 A種 B種 C種 鉄鋼面 A種 B種 C種 垂鉛めっき鋼面 A種 B種 C種 クリヤラッカー 塗り(DL) (7.5.2) (表7.5.1) 種別 木部 A種 B種 アクリル樹脂系 非水分散形塗料 (NAD) (7.7.2) (表7.7.1) 上塗り等級 1級(フッ素系) 2級(シリコン系) 3級(ポリウレタン系) 種別 下地 種別 鉄鋼面 A種 B種 C種 垂鉛めっき鋼面 A種 B種 C種 コンクリート面及び 押出成形セメント板面 A-1種 A-2種 B-1種 B-2種 C-1種 C-2種
⑦ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥	塗装 改修工事

8 つや有合成樹脂 エマルジョンペ イント塗り (EP-G) (7.9.2)~(7.9.5) (表7.9.1)~ (表7.9.4)	種別	下地	種別
	・ A種 ・ B種 ・ C種	・ A種 ・ B種 ・ C種	・ A種 ・ B種 ・ C種
	・ A種 ・ B種 ・ C種	・ A種 ・ B種 ・ C種	・ A種 ・ B種 ・ C種
	・ A種 ・ B種 ・ C種	・ A種 ・ B種 ・ C種	・ A種 ・ B種 ・ C種
	・ A種 ・ B種 ・ C種	・ A種 ・ B種 ・ C種	・ A種 ・ B種 ・ C種
9 合成樹脂エマ ルジョンペイン ト塗り (EP) (7.10.2) (表7.10.1)	種別	種別	種別
	・ A種 ・ B種 ・ C種	・ A種 ・ B種 ・ C種	・ A種 ・ B種 ・ C種
10 合成樹脂エマ ルジョン模様 塗り (EP-T) (7.11.2) (表7.11.1)	種別	種別	種別
	・ A種 ・ B種 ・ C種	・ A種 ・ B種 ・ C種	・ A種 ・ B種 ・ C種
11 ウレタン樹脂 ワニス塗り (UC) (7.12.2) (表7.12.1)	種別	種別	種別
	・ A種 ・ B種	・ A種 ・ B種	・ A種 ・ B種
12 オイルステイ ン塗り (OS) (7.13.2) (表7.13.1)	種別	種別	種別
	・ A種 ・ B種	・ A種 ・ B種	・ A種 ・ B種
13 木材保護塗料 塗り (WP) (7.14.2) (表7.14.1)	種別	種別	種別
	・ A種 ・ B種	・ A種 ・ B種	・ A種 ・ B種
8 の 1 耐震改修工事 共通事項	(一般事項) 1 適用範囲 (8.1.1) (8.1.2)	工事内容 ・ 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事 ・ 鉄骨プレースの設置工事 ・ 柱補強工事 (溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法) ・ 柱補強工事 (鋼板巻き工法又は帯板巻き付け工法) ・ 柱補強工事 (連続繊維補強工法) ・ 耐震スリット新設工事 ・ 免震改修・制振改修工事 工事種別 ・ 鉄筋工事 ・ あと施工アンカー工事 ・ コンクリート工事 ・ 鉄骨工事 ・ グラウト工事 ・ 連続繊維補強工事 ・ スリット新設工事 ・ 免震改修・制振改修工事 ・ 土工事及び地業工事	
	8 の 2 耐震改修工事 撤去工事	撤去の範囲 ○ 図示 ・ 新設のコンクリート、モルタル、グラウト材、鉄骨、連続繊維に接する部分 ○ 既存コンクリート撤去範囲に面する部分 ・ () 既存設備機器、配管撤去、新設、移設等処置 本工事の範囲 ・ 本工事の範囲として図示された設備機器及び配管、壁類の撤去及び処分 ・ 設備機器及び配管、壁類の撤去及び処分は本工事の範囲としない。 ・ () 撤去範囲 ・ 図示 既存構造体の撤去 撤去範囲 ○ 図示 はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置 既存鉄筋コンクリート内の鉄筋の切断 鉄筋の切断 ○ 既存鉄筋は切断せず残す ・ 図示 (図面番号:) ・ 全ての撤去部分 ・ () ・ 適用なし ・ コンクリートの撤去範囲の周囲 より一定長さを残し切断する ・ 図示 ・ 全ての撤去部分 ・ () ・ 適用なし ○ コンクリート撤去範囲の鉄筋は 切断する ・ 切断せず残す範囲を除く撤去する既 存鉄筋コンクリートの範囲 ・ () はつりだした鉄筋の処置 ・ 鉄筋に損傷を与えないよう適切な養生を施す。 ・ () はつりだした鉄骨の処置 ・ 発泡スチロール等で養生する。 ・ () 既存構造体コンクリート面の目荒らし 目荒らし程度 ○ 平均深さ2~5mmで最大深さ5~7mm程度の凹面を、打継ぎ面の15~30%程度の面積となるように施す。 ○ 図示	
8 の 3 耐震改修工事 鉄筋工事	1 鉄筋 (8.2.1) (表8.2.1)	材料 改修標準仕様書(表8.2.1)による 種別 径(mm) ○ SD295A D10、D13 ・ SD345 ・ SD390 ・ ()	
8 の 4 耐震改修工事 コンクリート工事	2 溶接金網 (8.2.2)	網目の形状、寸法及び鉄線の径 網目の形状、寸法 鉄線の径(mm) 150×150 6.0	
	3 加工 (8.3.2)	90°未満の折曲げの内法直径 ・ 図示 (図面番号:)	
8 の 4 耐震改修工事 コンクリート工事	4 鉄筋の継手及び 定着 (8.3.4)	径 部位 重ね継手 ○ D16以下 ガス圧接 ・ D19以上	
	5 鉄筋のかぶり厚 さ及び間隔 (8.3.5) (表8.3.6)	主筋及び耐力壁の重ね継手の長さ ○ 改修標準仕様書(8.3.4)(3)(7)による ・ 図示 (図面番号:) 継手位置 ・ 各部配筋参考図による ・ 図示 (図面番号:) 先組み工法等 ・ 柱・梁主筋の継手を同一箇所設ける 鉄筋の定着長さ ○ 改修標準仕様書(表8.3.4)による ・ (表8.3.4)のフックありの定着長さを確保できない場合の折曲げ定着の方法 図示 (図面番号:) ・ 図示 (図面番号:) 帯筋組立の形、継手及び定着 ・ 図示 (図面番号:) 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ ・ () mm	
8 の 4 耐震改修工事 コンクリート工事	6 各部配筋	○ 図示	
	7 ガス圧接 (8.3.8)	圧接完了後の試験 超音波探傷試験 ・ 行う ・ 行わない	
8 の 4 耐震改修工事 コンクリート工事	8 割製補強筋 (8.21.6) (8.22.7)	割製補強筋の適用 種類 材料 材種 径 本数・ピッチ 適用箇所 ・ スパイラル筋 ・ 鉄筋コンクリート用 棒鋼 ○ R235 ・ 6Φ スパイラルの径(mm) ・ 図示 (図面番号:) ・ () ・ () ・ () スパイラルのピッチ(mm) () ・ はしご筋 ・ 鉄筋コンクリート用 棒鋼(異形鉄筋) ・ 295A ・ 10 壁内方向筋 () ・ () ・ () 壁面外方向筋 ()	
	9 鉄筋の機械式継 手及び溶接継手 (8.4.2) (8.4.3)	機械式継手 種類 () 適用箇所 () 性能 () 鉄筋相互のあき () mm 施工完了後の継手部の試験 () 不合格となった継手部への措置等 () 溶接継手 工法 () 適用箇所 () 性能 () 鉄筋相互のあき () mm 溶接完了後の溶接部の試験 () 不合格となった溶接部への措置等 ()	
8 の 4 耐震改修工事 コンクリート工事	(コンクリート工事一 般事項)	コンクリートの類別 ○ I類 ・ II類	
	10 既存部分の撤去 等 (8.21.2) (8.22.2) (8.23.2) (8.24.4)	普通コンクリートの設計基準強度 設計基準強度Fc [N/mm2] 適用範囲 気乾単位容積質量 スランプ ○ 21 図示 ○ 2.3t/m3程度 18 ・ () 軽量コンクリートの設計基準強度 設計基準強度Fc [N/mm2] 種類 適用箇所 気乾単位容積質量 スランプ ・ 36 ・ 1種 ・ () ・ 2種	
8 の 4 耐震改修工事 コンクリート工事	11 増設壁工事後の 仕上げ (8.21.10) (8.23.7)	合板せき板を用いる場合の打放し仕上げの種別 ・ A種 ○ B種 ・ C種 コンクリートの仕上りの平たんさ ・ a種 ・ b種 ・ c種 セメントの種類 ○ 普通ポルトランドセメント ・ 高炉セメントA種 ・ シリカセメントA種 ・ フライアッシュセメントA種 ・ () ・ 高炉セメントB種及びフライアッシュセメントB種 適用箇所 ()	
	12 既存部分の処理 目荒らし程度 (8.21.3) (8.22.3) (8.23.3)	既存部分の処理 目荒らし程度 ○ 平均深さ2~5mmで最大深さ5~7mm程度の凹面を、打継ぎ面の15~30%程度の面積となるように施す。 ○ 図示	

8 の 1 耐震改修工事 共通事項	8 の 1 耐震改修工事 共通事項	工事内容 ・ 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事 ・ 鉄骨プレースの設置工事 ・ 柱補強工事 (溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法) ・ 柱補強工事 (鋼板巻き工法又は帯板巻き付け工法) ・ 柱補強工事 (連続繊維補強工法) ・ 耐震スリット新設工事 ・ 免震改修・制振改修工事 工事種別 ・ 鉄筋工事 ・ あと施工アンカー工事 ・ コンクリート工事 ・ 鉄骨工事 ・ グラウト工事 ・ 連続繊維補強工事 ・ スリット新設工事 ・ 免震改修・制振改修工事 ・ 土工事及び地業工事	
	8 の 2 耐震改修工事 撤去工事	撤去の範囲 ○ 図示 ・ 新設のコンクリート、モルタル、グラウト材、鉄骨、連続繊維に接する部分 ○ 既存コンクリート撤去範囲に面する部分 ・ () 既存設備機器、配管撤去、新設、移設等処置 本工事の範囲 ・ 本工事の範囲として図示された設備機器及び配管、壁類の撤去及び処分 ・ 設備機器及び配管、壁類の撤去及び処分は本工事の範囲としない。 ・ () 撤去範囲 ・ 図示 既存構造体の撤去 撤去範囲 ○ 図示 はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置 既存鉄筋コンクリート内の鉄筋の切断 鉄筋の切断 ○ 既存鉄筋は切断せず残す ・ 図示 (図面番号:) ・ 全ての撤去部分 ・ () ・ 適用なし ・ コンクリートの撤去範囲の周囲 より一定長さを残し切断する ・ 図示 ・ 全ての撤去部分 ・ () ・ 適用なし ○ コンクリート撤去範囲の鉄筋は 切断する ・ 切断せず残す範囲を除く撤去する既 存鉄筋コンクリートの範囲 ・ () はつりだした鉄筋の処置 ・ 鉄筋に損傷を与えないよう適切な養生を施す。 ・ () はつりだした鉄骨の処置 ・ 発泡スチロール等で養生する。 ・ () 既存構造体コンクリート面の目荒らし 目荒らし程度 ○ 平均深さ2~5mmで最大深さ5~7mm程度の凹面を、打継ぎ面の15~30%程度の面積となるように施す。 ○ 図示	
8 の 3 耐震改修工事 鉄筋工事	1 鉄筋 (8.2.1) (表8.2.1)	材料 改修標準仕様書(表8.2.1)による 種別 径(mm) ○ SD295A D10、D13 ・ SD345 ・ SD390 ・ ()	
	2 溶接金網 (8.2.2)	網目の形状、寸法及び鉄線の径 網目の形状、寸法 鉄線の径(mm) 150×150 6.0	
8 の 4 耐震改修工事 コンクリート工事	3 加工 (8.3.2)	90°未満の折曲げの内法直径 ・ 図示 (図面番号:)	
	4 鉄筋の継手及び 定着 (8.3.4)	径 部位 重ね継手 ○ D16以下 ガス圧接 ・ D19以上	
8 の 4 耐震改修工事 コンクリート工事	5 鉄筋のかぶり厚 さ及び間隔 (8.3.5) (表8.3.6)	主筋及び耐力壁の重ね継手の長さ ○ 改修標準仕様書(8.3.4)(3)(7)による ・ 図示 (図面番号:) 継手位置 ・ 各部配筋参考図による ・ 図示 (図面番号:) 先組み工法等 ・ 柱・梁主筋の継手を同一箇所設ける 鉄筋の定着長さ ○ 改修標準仕様書(表8.3.4)による ・ (表8.3.4)のフックありの定着長さを確保できない場合の折曲げ定着の方法 図示 (図面番号:) ・ 図示 (図面番号:) 帯筋組立の形、継手及び定着 ・ 図示 (図面番号:) 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ ・ () mm	
	6 各部配筋	○ 図示	
8 の 4 耐震改修工事 コンクリート工事	7 ガス圧接 (8.3.8)	圧接完了後の試験 超音波探傷試験 ・ 行う ・ 行わない	
	8 割製補強筋 (8.21.6) (8.22.7)	割製補強筋の適用 種類 材料 材種 径 本数・ピッチ 適用箇所 ・ スパイラル筋 ・ 鉄筋コンクリート用 棒鋼 ○ R235 ・ 6Φ スパイラルの径(mm) ・ 図示 (図面番号:) ・ () ・ () ・ () スパイラルのピッチ(mm) () ・ はしご筋 ・ 鉄筋コンクリート用 棒鋼(異形鉄筋) ・ 295A ・ 10 壁内方向筋 () ・ () ・ () 壁面外方向筋 ()	
8 の 4 耐震改修工事 コンクリート工事	9 鉄筋の機械式継 手及び溶接継手 (8.4.2) (8.4.3)	機械式継手 種類 () 適用箇所 () 性能 () 鉄筋相互のあき () mm 施工完了後の継手部の試験 () 不合格となった継手部への措置等 () 溶接継手 工法 () 適用箇所 () 性能 () 鉄筋相互のあき () mm 溶接完了後の溶接部の試験 () 不合格となった溶接部への措置等 ()	
	(コンクリート工事一 般事項)	コンクリートの類別 ○ I類 ・ II類	
8 の 4 耐震改修工事 コンクリート工事	10 既存部分の撤去 等 (8.21.2) (8.22.2) (8.23.2) (8.24.4)	普通コンクリートの設計基準強度 設計基準強度Fc [N/mm2] 適用範囲 気乾単位容積質量 スランプ ○ 21 図示 ○ 2.3t/m3程度 18 ・ () 軽量コンクリートの設計基準強度 設計基準強度Fc [N/mm2] 種類 適用箇所 気乾単位容積質量 スランプ ・ 36 ・ 1種 ・ () ・ 2種	
	11 増設壁工事後の 仕上げ (8.21.10) (8.23.7)	合板せき板を用いる場合の打放し仕上げの種別 ・ A種 ○ B種 ・ C種 コンクリートの仕上りの平たんさ ・ a種 ・ b種 ・ c種 セメントの種類 ○ 普通ポルトランドセメント ・ 高炉セメントA種 ・ シリカセメントA種 ・ フライアッシュセメントA種 ・ () ・ 高炉セメントB種及びフライアッシュセメントB種 適用箇所 ()	

8 の 1 耐震改修工事 共通事項	8 の 1 耐震改修工事 共通事項	工事内容 ・ 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事 ・ 鉄骨プレースの設置工事 ・ 柱補強工事 (溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法) ・ 柱補強工事 (鋼板巻き工法又は帯板巻き付け工法) ・ 柱補強工事 (連続繊維補強工法) ・ 耐震スリット新設工事 ・ 免震改修・制振改修工事 工事種別 ・ 鉄筋工事 ・ あと施工アンカー工事 ・ コンクリート工事 ・ 鉄骨工事 ・ グラウト工事 ・ 連続繊維補強工事 ・ スリット新設工事 ・ 免震改修・制振改修工事 ・ 土工事及び地業工事	
	8 の 2 耐震改修工事 撤去工事	撤去の範囲 ○ 図示 ・ 新設のコンクリート、モルタル、グラウト材、鉄骨、連続繊維に接する部分 ○ 既存コンクリート撤去範囲に面する部分 ・ () 既存設備機器、配管撤去、新設、移設等処置 本工事の範囲 ・ 本工事の範囲として図示された設備機器及び配管、壁類の撤去及び処分 ・ 設備機器及び配管、壁類の撤去及び処分は本工事の範囲としない。 ・ () 撤去範囲 ・ 図示 既存構造体の撤去 撤去範囲 ○ 図示 はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置 既存鉄筋コンクリート内の鉄筋の切断 鉄筋の切断 ○ 既存鉄筋は切断せず残す ・ 図示 (図面番号:) ・ 全ての撤去部分 ・ () ・ 適用なし ・ コンクリートの撤去範囲の周囲 より一定長さを残し切断する ・ 図示 ・ 全ての撤去部分 ・ () ・ 適用なし ○ コンクリート撤去範囲の鉄筋は 切断する ・ 切断せず残す範囲を除く撤去する既 存鉄筋コンクリートの範囲 ・ () はつりだした鉄筋の処置 ・ 鉄筋に損傷を与えないよう適切な養生を施す。 ・ () はつりだした鉄骨の処置 ・ 発泡スチロール等で養生する。 ・ () 既存構造体コンクリート面の目荒らし 目荒らし程度 ○ 平均深さ2~5mmで最大深さ5~7mm程度の凹面を、打継ぎ面の15~30%程度の面積となるように施す。 ○ 図示	
8 の 3 耐震改修工事 鉄筋工事	1 鉄筋 (8.2.1) (表8.2.1)	材料 改修標準仕様書(表8.2.1)による 種別 径(mm) ○ SD295A D10、D13 ・ SD345 ・ SD390 ・ ()	
	2 溶接金網 (8.2.2)	網目の形状、寸法及び鉄線の径 網目の形状、寸法 鉄線の径(mm) 150×150 6.0	
8 の 4 耐震改修工事 コンクリート工事	3 加工 (8.3.2)	90°未満の折曲げの内法直径 ・ 図示 (図面番号:)	
	4 鉄筋の継手及び 定着 (8.3.4)	径 部位 重ね継手 ○ D16以下 ガス圧接 ・ D19以上	
8 の 4 耐震改修工事 コンクリート工事	5 鉄筋のかぶり厚 さ及び間隔 (8.3.5) (表8.3.6)	主筋及び耐力壁の重ね継手の長さ ○ 改修標準仕様書(8.3.4)(3)(7)による ・ 図示 (図面番号:) 継手位置 ・ 各部配筋参考図による ・ 図示 (図面番号:) 先組み工法等 ・ 柱・梁主筋の継手を同一箇所設ける 鉄筋の定着長さ ○ 改修標準仕様書(表8.3.4)による ・ (表8.3.4)のフックありの定着長さを確保できない場合の折曲げ定着の方法 図示 (図面番号:) ・ 図示 (図面番号:) 帯筋組立の形、継手及び定着 ・ 図示 (図面番号:) 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ ・ () mm	
	6 各部配筋	○ 図示	
8 の 4 耐震改修工事 コンクリート工事	7 ガス圧接 (8.3.8)	圧接完了後の試験 超音波探傷試験 ・ 行う ・ 行わない	
	8 割製補強筋 (8.21.6) (8.22.7)	割製補強筋の適用 種類 材料 材種 径 本数・ピッチ 適用箇所 ・ スパイラル筋 ・ 鉄筋コンクリート用 棒鋼 ○ R235 ・ 6Φ スパイラルの径(mm) ・ 図示 (図面番号:) ・ () ・ () ・ () スパイラルのピッチ(mm) () ・ はしご筋 ・ 鉄筋コンクリート用 棒鋼(異形鉄筋) ・ 295A ・ 10 壁内方向筋 () ・ () ・ () 壁面外方向筋 ()	
8 の 4 耐震改修工事 コンクリート工事	9 鉄筋の機械式継 手及び溶接継手 (8.4.2) (8.4.3)	機械式継手 種類 () 適用箇所 () 性能 () 鉄筋相互のあき () mm 施工完了後の継手部の試験 () 不合格となった継手部への措置等 () 溶接継手 工法 () 適用箇所 () 性能 () 鉄筋相互のあき () mm 溶接完了後の溶接部の試験 () 不合格となった溶接部への措置等 ()	
	(コンクリート工事一 般事項)	コンクリートの類別 ○ I類 ・ II類	
8 の 4 耐震改修工事 コンクリート工事	10 既存部分の撤去 等 (8.21.2) (8.22.2) (8.23.2) (8.24.4)	普通コンクリートの設計基準強度 設計基準強度Fc [N/mm2] 適用範囲 気乾単位容積質量 スランプ ○ 21 図示 ○ 2.3t/m3程度 18 ・ () 軽量コンクリートの設計基準強度 設計基準強度Fc [N/mm2] 種類 適用箇所 気乾単位容積質量 スランプ ・ 36 ・ 1種 ・ () ・ 2種	
	11 増設壁工事後の 仕上げ (8.21.10) (8.23.7)	合板せき板を用いる場合の打放し仕上げの種別 ・ A種 ○ B種 ・ C種 コンクリートの仕上りの平たんさ ・ a種 ・ b種 ・ c種 セメントの種類 ○ 普通ポルトランドセメント ・ 高炉セメントA種 ・ シリカセメントA種 ・ フライアッシュセメントA種 ・ () ・ 高炉セメントB種及びフライアッシュセメントB種 適用箇所 ()	

⑧ の 5 耐 震 改 修 工 事 あと施工アンカー工事	(あと施工アンカー) ① あと施工アンカーの材料 (8.2.4) (表8.2.2)	種類 ・ 金属系 セットの方式 ・ 本体打込み式 (・ 改良型 ・ 従来型) 径及び埋込み長さ ・ 図示 引張耐力 ・ 図示 せん断耐力 ・ 図示 接合筋の種類・径・長さ ・ 図示 ○ 接着系 アンカーの種類 ○ 打撃式 (・) 接着剤の品質 ・ 有機系 ・ 無機系 径及び埋込み長さ ○ 図示 引張耐力 ・ 図示 せん断耐力 ・ 図示 アンカー筋の種類 ○ 図示 アンカー筋の新設壁内への定着長さ ・ 図示 (図面番号:) あと施工アンカーの性能確認試験 ・ 行う ○ 行わない
	② あと施工アンカーの施工 (8.12.4) (8.12.6) (8.12.7)	穿孔 埋込み配管等の探査の方法 ○ 鉄筋探知機(金属探知機)により検査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。 ・ はつり出しによる。 ・ () あと施工アンカーの施工確認試験 ・ 実施する ○ 実施しない 試験方法 ・ 引張試験機による引張試験 (・) 1ロットの単位 ・ 1日に施工されたものの径及び仕様ごと (・) 試験の箇所数 ・ 1ロットに対し3本(無作為) (・) 確認強度 (・) 場所打ちコンクリート壁の打増部に用いる既存部とのシアコネクタ 種類 ・ 金属系あと施工アンカーの異形差筋アンカー ・ 接着系あと施工アンカーの異形差筋アンカー 径[mm] ・ D10 長さ[mm] ・ 増打壁厚-40 (・) 彫込み深さ[mm] ・ 5d(d: シアコネクタの径)以上 (・) 間隔[mm] ・ 500×500 シアコネクタとセパレーターの兼用 ・ 兼用してもよい ・ 兼用しない (・)
8 の 6 耐 震 改 修 工 事 鉄骨工事	1 鉄骨製作工場 (8.1.5)	㈩日本鉄骨評価センター又は㈩全国鉄骨評価機構の「鉄骨製作工事の性能評価基準」に定めるグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場 ・ J ・ R ・ M ・ H ・ S
	2 鉄骨製作工場における施工管理技術者 (8.1.6)	施工管理技術者(鉄骨製作管理技術者、鉄骨工事管理責任者等)の配置 ・ しない ・ する
3 鋼材 (8.2.8)	種類・形状及び寸法 ・ 図示(図面番号:)	
4 高力ボルト (8.2.9) (8.14.2) (8.14.7)	高力ボルトの適用 ・ トルシア形高力ボルト2種(S10T) ・ JIS形高力ボルト2種(F10T) ・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト1種(F8T相当) ねじの呼び ・ 図示(図面番号:) すべり試験 ・ 行う(試験方法等 図示: 図面番号) JIS形・ナット回転法かつボルト長がねじの5倍を超える場合の回転量 ・ (・)	
5 溶接材料 (8.2.10)	・ 改修標準仕様書(8.2.10)(1)(2)以外の溶接材料 材料及び使用箇所 ・ 図示(図面番号:)	
6 仮組 (8.13.10)	仮組の実施 ・ 実施する (・) ・ 実施しない	
7 溶接作業を行う技能資格者 (8.15.3)	溶接作業における技能資格者の技量付加試験 ・ 実施する (・) ・ 実施しない	
8 溶接の準備 (8.15.4)	開先の形状 ・ 図示(図面番号:)	
9 溶接施工 (8.15.7)	鋼製エンドタブの切断 ・ 適用箇所 図示(図面番号:) 切断面の仕上げ (・) 鋼製エンドタブに代わるその他の工法 鋼製エンドタブに代わるその他の工法については、代替エンドタブ(セラミックタブ又はフラックスタブ)を用いたものとし、工法の採用にあたっては、以下の項目の両方とも満足することを条件とし、監督員の承諾を受けること。 1. 相当数の代替エンドタブによる溶接を行ったことがある工場での製作であること。 2. 製作工場がJ、R、Mグレードの場合は、溶接技能者がNPO法人日本エンドタブ協会による固形タブに係るエンドタブ施工講習修了者(溶接技能者・A級以上)又はAW検定協議会による代替エンドタブ技量認定資格者とする。また、製作工場がH、Sグレードの場合は、溶接技能者がAW検定協議会による代替エンドタブ技量認定資格者とする。こと。 板厚が異なる場合の突合せ継手溶接部 ・ 低力高サイクル疲労を受ける部位 図示(図面番号:) スクラップの形状 ・ 図示(図面番号:)	
10 溶接部の試験 (8.15.12)	溶接部の外観試験 ・ 試験方法 (・) ・ 確認方法 (・) 完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 工場溶接の場合 ・ 全数試験とする ・ 公共建築工事標準仕様書(平成31年版)(7.6.12)(イ)による。 平均出検品質限界(AOQL) ・ 4.0% ・ 2.5% (・) 検査水準 ・ 第6水準 (・) ロットの構成 (・) 工事現場溶接の場合 ・ 全数試験とする ・ 公共建築工事標準仕様書(平成31年版)(7.6.12)(イ)による。 平均出検品質限界(AOQL) ・ 4.0% (・)	

1 鉄骨の錆止め塗装 (8.17.2) (8.17.4)	鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブの内面(鉄骨に溶接されたものに限り) ・ 改修標準仕様書(7.3.2)(表7.3.1) (・)種 耐火被覆材の接着する面の塗装範囲 ・ 図示(図面番号:) ・ 改修標準仕様書(7.3.2)(表7.3.1) (・)種 耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲 ・ 図示(図面番号:)									
2 耐火被覆材の種類及び性能 (8.18.2) (8.18.3)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>種類</th> <th>材料・工法</th> <th>耐火性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	部位	種類	材料・工法	耐火性能					
部位	種類	材料・工法	耐火性能							
3 プレース設置工事後の仕上げ (8.22.9)	・ 図示(図面番号:)									
4 スタッド (8.2.11)	スタッドの種類 (・)									
8 の 7 耐 震 改 修 工 事 グラウト工事	(グラウト工事) 1 モルタル及びグラウト材 (8.2.6) (8.2.12) (表8.2.10)	構造体用モルタル ・ 改修標準仕様書(8.2.6)及び(8.2.12)による。 無収縮モルタル ・ 改修標準仕様書(8.2.12)(1)による ・ () グラウト材 ・ 改修標準仕様書(8.2.12)(1)による。								
	現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事及び鉄骨プレースの設置工事等)	増設の現場打ち鉄筋コンクリート壁と既存構造体との隙間の処置方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>処理方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>増設壁の上部</td> <td>グラウト材を注入</td> <td>寸法は図示による</td> </tr> <tr> <td>(・)</td> <td>(・)</td> <td>(・)</td> </tr> </tbody> </table>	部位	処理方法	備考	増設壁の上部	グラウト材を注入	寸法は図示による	(・)	(・)
部位	処理方法	備考								
増設壁の上部	グラウト材を注入	寸法は図示による								
(・)	(・)	(・)								
2 既存構造体との取合部の処理方法 (8.21.9) (8.22.7)	既存構造体との取合部の処理方法 ・ (・)									
8 の 8 耐 震 改 修 工 事 柱補強工事	(連続繊維補強工事) 1 連続繊維シート等による工法 (8.24.1)	連続繊維による補強、補修工法 ・ (財)日本建築防災協会の評価を受けた工法とする。 ・ (・)								
	2 連続繊維シート及び含浸接着樹脂等の材料 (8.2.13)	連続繊維の材料 ・ (・) 工法 (・) 引張強度(含浸硬化後) ・ (・) ヤング係数(含浸硬化後) ・ (・)								
3 連続繊維シートの施工準備 (8.23.6)	仕上げモルタルの除去 ・ 既存構造体面まで除去する ・ モルタル除去は行わない (・) 既存モルタルの圧縮強度測定 ・ 行う (・) ・ 行わない ひび割れ部の改修工法 ・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシーリング充填工法 ・ シール工法									
4 鋼板巻き工法及び帯板巻き付け工法 (8.23.6)	柱頭柱脚の隙間寸法 ・ 図示(図面番号:)									
5 耐震補強後の仕上げ (8.23.7) (8.24.5)	・ 図示(図面番号:)									
6 炭素繊維シートの施工 (8.24.6)	炭素繊維の目付量 ・ 図示(図面番号:) ・ 200g/m ² ・ 300g/m ² ・ (・) 炭素繊維シートの巻き数 ・ 図示(図面番号:) ・ 1巻き ・ 2巻き ・ (・)									
7 連続繊維補強材の強度試験 (8.24.6)	引張強度試験 ・ 実施する(JIS A1191に準拠する) 試験数量 (・) ・ 実施しない									

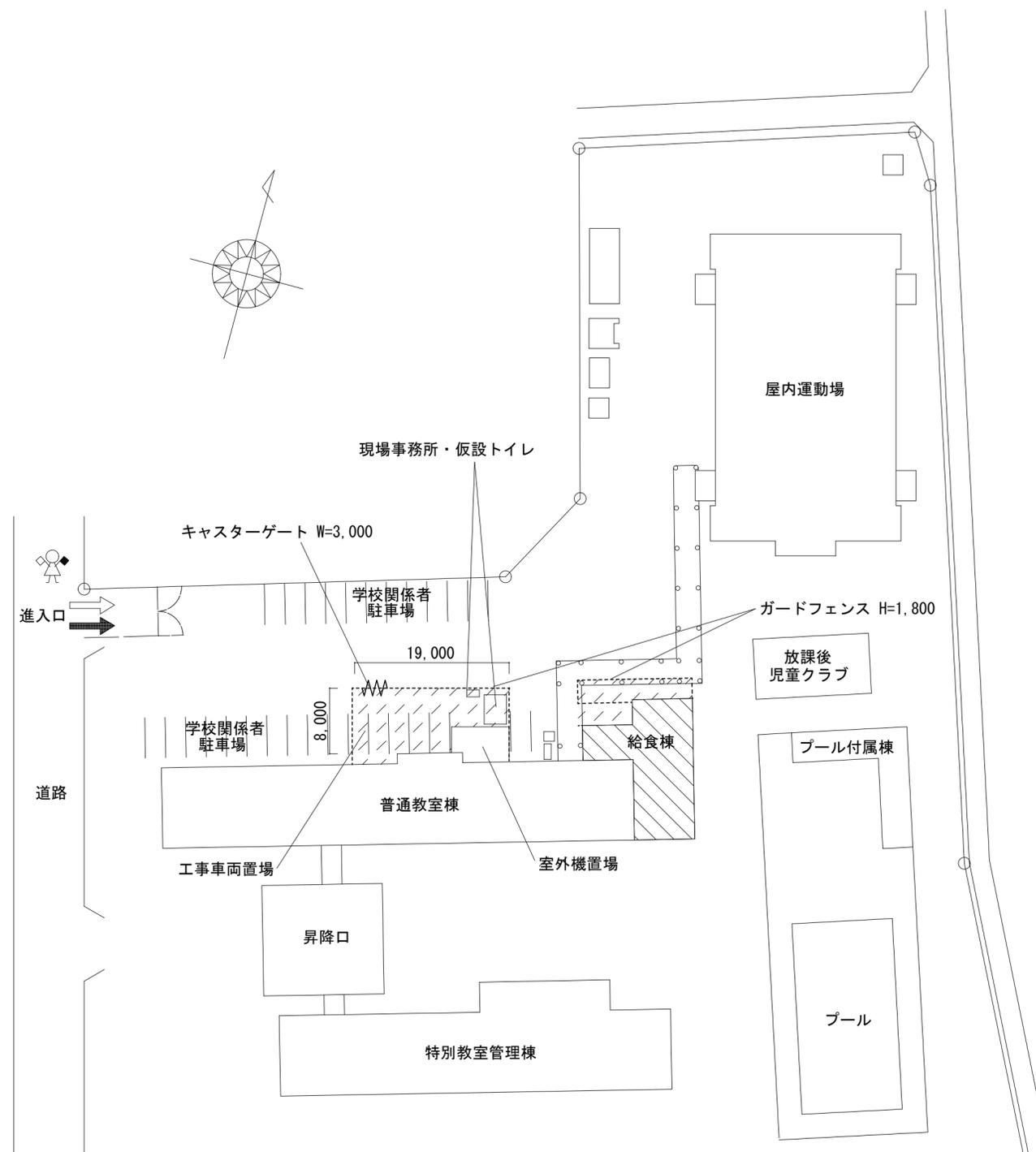
8 の 9 耐 震 補 強 工 事 スリット新設工事 免震改修工事 制振改修工事	耐震スリット新設工事) 1 スリットの種類 (8.25.1) (8.25.2)	付着強度試験 ・ 実施する(JIS A6909に準拠する) 試験数量 (・) ・ 実施しない 耐震スリットの種類及び形状 完全スリットの種類 <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>一般型</th> <th>一面せん断型</th> <th> </th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>形状</td> <td>・ 図示(図面番号:)</td> <td>・ 図示(図面番号:)</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>幅W(mm)</td> <td>・ 図示(図面番号:) ・ (・)</td> <td>・ 図示(図面番号:) ・ (・)</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>既存鉄筋の処理</td> <td>・ 既存鉄筋はつり出し ・ 切断してよい ・ (・)</td> <td>・ 切断してよい ・ (・)</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> 部分スリットの種類 <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>片側スリット</th> <th>両面スリット</th> <th> </th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>形状</td> <td>・ 図示(図面番号:)</td> <td>・ 図示(図面番号:)</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>幅W(mm)</td> <td>・ 図示(図面番号:) ・ (・)</td> <td>・ 図示(図面番号:) ・ (・)</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>目地部の残存厚さ</td> <td>・ 壁厚の1/2以下かつ70mm以下</td> <td>・ 壁厚の1/2以下かつ70mm以下</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>ts(mm)</td> <td>・ (・)</td> <td>・ (・)</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>既存鉄筋の処理</td> <td>・ 存置する ・ 既存鉄筋はつり出し ・ 切断してよい ・ (・)</td> <td>・ 存置する ・ 切断してよい ・ (・)</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	記号	一般型	一面せん断型		形状	・ 図示(図面番号:)	・ 図示(図面番号:)		幅W(mm)	・ 図示(図面番号:) ・ (・)	・ 図示(図面番号:) ・ (・)		既存鉄筋の処理	・ 既存鉄筋はつり出し ・ 切断してよい ・ (・)	・ 切断してよい ・ (・)		記号	片側スリット	両面スリット		形状	・ 図示(図面番号:)	・ 図示(図面番号:)		幅W(mm)	・ 図示(図面番号:) ・ (・)	・ 図示(図面番号:) ・ (・)		目地部の残存厚さ	・ 壁厚の1/2以下かつ70mm以下	・ 壁厚の1/2以下かつ70mm以下		ts(mm)	・ (・)	・ (・)		既存鉄筋の処理	・ 存置する ・ 既存鉄筋はつり出し ・ 切断してよい ・ (・)	・ 存置する ・ 切断してよい ・ (・)	
	記号	一般型	一面せん断型																																							
形状	・ 図示(図面番号:)	・ 図示(図面番号:)																																								
幅W(mm)	・ 図示(図面番号:) ・ (・)	・ 図示(図面番号:) ・ (・)																																								
既存鉄筋の処理	・ 既存鉄筋はつり出し ・ 切断してよい ・ (・)	・ 切断してよい ・ (・)																																								
記号	片側スリット	両面スリット																																								
形状	・ 図示(図面番号:)	・ 図示(図面番号:)																																								
幅W(mm)	・ 図示(図面番号:) ・ (・)	・ 図示(図面番号:) ・ (・)																																								
目地部の残存厚さ	・ 壁厚の1/2以下かつ70mm以下	・ 壁厚の1/2以下かつ70mm以下																																								
ts(mm)	・ (・)	・ (・)																																								
既存鉄筋の処理	・ 存置する ・ 既存鉄筋はつり出し ・ 切断してよい ・ (・)	・ 存置する ・ 切断してよい ・ (・)																																								
2 スリットの施工 (8.26.1)~(8.27.9)	スリット部の配管等の調査 範囲 ・ スリット新設部に伴う鉄筋コンクリートの撤去範囲全て。 ・ 図示(図面番号:) ・ (・) 方法 ・ 鉄筋探査機(金属探知器)により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。 スリットの逃げ位置 壁上端部 ・ 梁との接合部 (・) 壁の柱きわ部 ・ 柱の仕上げを逃けたきわ部 (・) 壁下端部 ・ 床仕上げ上部 ・ 床体上部 (・) 撤去部の補修 ・ 図示(図面番号:) 充填材 ・ 耐火材 使用箇所 (・) 仕様 (・) ・ 遮音材 使用箇所 (・) 仕様 (・) 免震改修、制振改修に関する仕様は、図示する。																																									
8 の 10 そ の 他 工 事	1 土工事 (8.28.2) (8.28.3)	既存杭の撤去 ・ 図示(図面番号:) 埋戻し及び盛土の材料及び工法 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 建設発生土の処理 ・ 自由処分 ・ 処分地指定 処分地 (・) ・ 処分地未定につき相互協議する。暫定運搬距離 8km 山留めの撤去 ・ 撤去(鋼矢板等の抜き跡の処理 ・ 直ちに砂で充填する (・)) ・ 存置																																								
	2 地業工事 (8.28.4)	杭の施工監理 杭工事特記仕様書による。 適用基準 本特記事項に個別に記載の適用基準に加え、以下の基準を適用する。 国土交通省告示第468号 「基礎くい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」(平成28年3月4日) 施工記録 受注者は、杭の施工期間中は、1週間ごとに、その週に施工した杭の施工記録を取りまとめ、翌週以内に監督員に、工事打合せ簿を添付したうえで提出し、確認を受けること。また電流値が記録されたチャート紙等の原本を合わせて提示し、必ず監督員の確認を受けること。 なお、取得すべき施工記録が取得できない場合に、当該施工記録に代替する記録を確保するための手法については、施工計画書に明記しておくこと。 根拠資料 共通仕様書、特記仕様書及びその他基準書等の定めにより作成した施工管理資料の根拠となる資料(施工記録の原本、チャート紙、電子的な記録やプリントアウト紙等)は、受注者において全て適切に管理し、保管しなければならない。 保管期間は契約書第31条第4項又は第5項(第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から10年とする。 また、発注者から請求があった場合は、速やかにこれらを提出または提示しなければならない。 試験杭及び試験掘 ・ 試験杭 位置、本数及び寸法は図示(図面番号:)による。 ・ 試験掘 位置、本数及び寸法は図示(図面番号:)による。 杭の支持層 支持層の位置、土質、杭の根入れ長さ ・ 図示(図面番号:) (・) 水平方向の位置ずれの精度 ・ (・)mm以下 杭の載荷試験 試験方法 ・ 鉛直載荷 ・ 水平載荷 (・) 試験の方法及び報告書の記載は、敷地調査共通仕様書による。 位置 ・ 図示(図面番号:) 載荷荷重 (・)kN 報告書 ・ 提出部数 2部																																								

環境配慮改修工事	⑨	①	<p>地盤の載荷試験 試験方法 ・ 平板載荷 ・ () 試験の方法及び報告書の記載は、敷地調査共通仕様書による。 位置 ・ 図示(図面番号:) 載荷荷重 (KN) 報告書 ・ 提出部数 2部</p> <p>杭地業の工法、寸法 ・ 図示(図面番号:)</p> <p>杭頭処置 ・ 行う ・ 行わない</p> <p>砂利及び砂地業 範囲 ・ 図示(図面番号:) 厚さ(mm) ・ 60 ・ ()</p> <p>捨てコンクリート地業 範囲 ・ 図示(図面番号:) 厚さ(mm) ・ 50 ・ ()</p>																																																																				
			<p>施工調査 ・ 石綿含有建材の事前調査 工事着手前に先立ち、石綿含有建材の使用について、目視、設計図書及び貸与資料等により書面調査及び現地調査し、監督職員に報告する。</p> <p>調査範囲 ・ 図示(図面番号:) ・ () 貸与資料 ()</p> <p>・ 分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト 分析方法 ・ JIS A 1481-1(建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第1部:市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法)による ・ JIS A 1481-2(建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第2部:試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法)による ・ JIS A 1481-3(建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第3部:アスベスト含有率のX線回折定量分析方法)による ・ JIS A 1481-4(建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第4部:質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法)による</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>材料名</th> <th>定性分析</th> <th>定量分析</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td>・ 箇所数 ()</td> <td>・ 箇所数 ()</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>・ 箇所数 ()</td> <td>・ 箇所数 ()</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>・ 箇所数 ()</td> <td>・ 箇所数 ()</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>・ 箇所数 ()</td> <td>・ 箇所数 ()</td> </tr> </tbody> </table> <p>サンプル数 1箇所あたり3サンプル 採取箇所 ・ 図示(図面番号:) ・ ()</p> <p>・ 石綿粉じん濃度測定 測定時期、場所及び測定点</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>測定名称</th> <th>測定時期</th> <th>測定場所</th> <th>測定点 (各施工箇所ごと)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>測定1</td> <td rowspan="4">処理作業前</td> <td>処理作業室内</td> <td>計点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定2</td> <td>調査対象室外部の付近</td> <td>計点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定3</td> <td>処理作業室内</td> <td>計点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定4</td> <td>負圧・除じん装置の排気出口 以下位置</td> <td>計点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定5</td> <td rowspan="2">処理作業後 (シート養生中)</td> <td>処理作業室外(敷地境界)</td> <td>計点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定6</td> <td>処理作業室内</td> <td>計点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定7</td> <td rowspan="2">処理作業後シート 撤去後1週間 以降</td> <td>処理作業室内</td> <td>計点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定8</td> <td>調査対象室外部の付近</td> <td>計点</td> </tr> </tbody> </table> <p>測定方法</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>測定方法</th> <th>測定 3</th> <th>測定 1, 2, 4, 6, 7, 8</th> <th>測定 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メンブレンフィルタ直径(mm)</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引流量(L/min)</td> <td>・ 1 ・ ()</td> <td>・ 5 ・ ()</td> <td>・ 10 ・ ()</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引時間(min)</td> <td>・ 5 ・ ()</td> <td>・ 120 ・ ()</td> <td>・ 240 ・ ()</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9.1.3) ・ 石綿含有吹付け材の除去 除去対象範囲 ・ 図示(図面番号:) 除去工法 ・ 改修標準仕様書9.1.3(2)(7)による ・ () 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止 ・ 湿潤化 ・ 固形化 除去した石綿含有吹付け材等の処分 ・ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融又は無害化による)</p> <p>(9.1.4) ・ 石綿含有保温材等の除去 除去対象範囲 ・ 図示(図面番号:) 除去方法 ・ 改修標準仕様書9.1.4(1)による ・ () 除去した石綿含有保温材等の処分 ・ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融又は無害化による)</p> <p>(9.1.5) ① 石綿含有成形板の除去 除去対象範囲 ① 図示 石綿含有せっこうボードの処分 ・ 埋立処分(管理型最終処分場) 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板の処分 ① 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 中間処理(溶融又は無害化による)</p> <p>・ 石綿含有仕上塗材の除去 除去対象範囲 図示(図面番号:) 除去した石綿含有仕上塗材等の処分 ・ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融又は無害化による)</p> <p>※「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」(平成29年5月30日付 環水大発第1705301号)及び「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」(平成28年4月28日 国立研究開発法人 建築研究所)に基づき適切に処理すること。</p>	材料名	定性分析	定量分析		・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()		・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()		・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()		・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()	適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)	・	測定1	処理作業前	処理作業室内	計点	・	測定2	調査対象室外部の付近	計点	・	測定3	処理作業室内	計点	・	測定4	負圧・除じん装置の排気出口 以下位置	計点	・	測定5	処理作業後 (シート養生中)	処理作業室外(敷地境界)	計点	・	測定6	処理作業室内	計点	・	測定7	処理作業後シート 撤去後1週間 以降	処理作業室内	計点	・	測定8	調査対象室外部の付近	計点	測定方法	測定 3	測定 1, 2, 4, 6, 7, 8	測定 5	メンブレンフィルタ直径(mm)	25	25	47	試料の吸引流量(L/min)	・ 1 ・ ()	・ 5 ・ ()	・ 10 ・ ()	試料の吸引時間(min)
材料名	定性分析	定量分析																																																																					
	・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()																																																																					
	・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()																																																																					
	・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()																																																																					
	・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()																																																																					
適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)																																																																			
・	測定1	処理作業前	処理作業室内	計点																																																																			
・	測定2		調査対象室外部の付近	計点																																																																			
・	測定3		処理作業室内	計点																																																																			
・	測定4		負圧・除じん装置の排気出口 以下位置	計点																																																																			
・	測定5	処理作業後 (シート養生中)	処理作業室外(敷地境界)	計点																																																																			
・	測定6		処理作業室内	計点																																																																			
・	測定7	処理作業後シート 撤去後1週間 以降	処理作業室内	計点																																																																			
・	測定8		調査対象室外部の付近	計点																																																																			
測定方法	測定 3	測定 1, 2, 4, 6, 7, 8	測定 5																																																																				
メンブレンフィルタ直径(mm)	25	25	47																																																																				
試料の吸引流量(L/min)	・ 1 ・ ()	・ 5 ・ ()	・ 10 ・ ()																																																																				
試料の吸引時間(min)	・ 5 ・ ()	・ 120 ・ ()	・ 240 ・ ()																																																																				

②	2 断熱アスファルト防水改修工事 (9.2.1)~(9.2.3)	改修特記仕様書3章による																														
	3 外断熱改修工事 (9.3.2)	<p>断熱材</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>厚さ[mm]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材(スキンなし)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 硬質ウレタンフォーム断熱材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ フェノールフォーム断熱材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ ロックウール断熱材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ グラスウール断熱材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ ()</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>施工箇所 ・ 図示(図面番号:) ・ ()</p> <p>外装材</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>防火性能</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(9.3.3) 既存外壁の措置 既存外壁仕上げ材の撤去 ・ あり ・ なし 下地の清掃 ・ 行う ・ 行わない 欠損部の改修工法 ・ 充填工法 ・ モルタル塗替え工法 ・ ()</p> <p>(9.3.4) 工法 通気層の有無 ・ あり (mm) ・ なし 断熱材の施工 ・ 断熱材製造所の仕様による ・ () 外装材の施工 ・ 外装材製造所の仕様による ・ () 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 ・ 適用する(建築基準法に基づき定まる風圧力の(1 ・ 1.15 ・ 1.3)倍の風圧力に対応した工法) ・ 適用しない 不陸等の下地調整 ・ 行う</p>	種類	厚さ[mm]	・ ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材		・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材(スキンなし)		・ 硬質ウレタンフォーム断熱材		・ フェノールフォーム断熱材		・ ロックウール断熱材		・ グラスウール断熱材		・ ()		種類	防火性能	備考											
種類	厚さ[mm]																															
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材																																
・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材(スキンなし)																																
・ 硬質ウレタンフォーム断熱材																																
・ フェノールフォーム断熱材																																
・ ロックウール断熱材																																
・ グラスウール断熱材																																
・ ()																																
種類	防火性能	備考																														
③	4 断熱・防露改修工事 (9.5.2)	<p>・ 断熱材打込み工法</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>厚さ[mm]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材(スキンなし)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 硬質ウレタンフォーム断熱材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ フェノールフォーム断熱材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ ()</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>施工箇所 ・ 図示(図面番号:) ・ ()</p> <p>(9.5.3) ・ 断熱材現場発泡工法 断熱材の種類 ・ A種1 ・ A種1H ・ () 厚さ(mm) ・ 25 ・ 30 ・ () 施工箇所 ・ 図示(図面番号:)</p> <p>・ 現場発泡断熱材 (品質・性能) 工事建築材料等品質性能表による (試験方法) 工事建築材料等品質性能表による</p> <p>(9.5.4) ・ 断熱材後張り工法</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>せっこうボード等の張り付け</th> <th>厚さ[mm]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 硬質ウレタンフォーム断熱材</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ フェノールフォーム断熱材</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ ()</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>施工箇所 ・ 図示(図面番号:) ・ ()</p>	種類	厚さ[mm]	・ ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材		・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材(スキンなし)		・ 硬質ウレタンフォーム断熱材		・ フェノールフォーム断熱材		・ ()		種類	せっこうボード等の張り付け	厚さ[mm]	・ ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	・ 有 ・ 無		・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材	・ 有 ・ 無		・ 硬質ウレタンフォーム断熱材	・ 有 ・ 無		・ フェノールフォーム断熱材	・ 有 ・ 無		・ ()	・ 有 ・ 無	
	種類	厚さ[mm]																														
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材																																
・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材(スキンなし)																																
・ 硬質ウレタンフォーム断熱材																																
・ フェノールフォーム断熱材																																
・ ()																																
種類	せっこうボード等の張り付け	厚さ[mm]																														
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	・ 有 ・ 無																															
・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材	・ 有 ・ 無																															
・ 硬質ウレタンフォーム断熱材	・ 有 ・ 無																															
・ フェノールフォーム断熱材	・ 有 ・ 無																															
・ ()	・ 有 ・ 無																															
④	5 屋上緑化改修工事 (9.6.1)~(9.6.2)	<p>植栽基盤及び材料 屋上緑化軽量システム ・ 適用する ・ 適用しない 芝及び地被類の樹種並びに種類等 ・ 図示(図面番号:) ・ () 見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 ・ 図示(図面番号:) ・ ()</p> <p>工法 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 ・ 適用する(建築基準法に基づき定まる風圧力の(1 ・ 1.15 ・ 1.3)倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法) ・ 適用しない</p> <p>かん水装置 ・ 設置する(種類 ・) 既存保護層の撤去 ・ 行う ・ 行わない</p>																														
	6 透水性アスファルト舗装改修工事 (9.7.2)~(9.7.7)~(9.7.9)	<p>既存舗装の撤去及び再利用 ・ 図示(図面番号:) ・ ()</p> <p>路床 路床の材料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>材料</th> <th>厚さ[mm]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 盛土</td> <td>・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 建設汚泥から再生した処理土</td> <td>・ 図示(図面番号:) ・ ()</td> </tr> <tr> <td>・ 凍上抑制層</td> <td>・ 再生クラッシュラン ・ クラッシュラン ・ 切込み砂利 ・ 川砂、海砂又は良質な山砂 (7μmふるい通過量10%以下) ・ ()</td> <td>・ 図示(図面番号:) ・ ()</td> </tr> <tr> <td>・ フィルター層</td> <td>・ 砂 ・ ()</td> <td>・ 図示(図面番号:) ・ ()</td> </tr> </tbody> </table> <p>路床安定処理 ・ 添加材料による安定処理 種類 ・ 普通ポルトランドセメント ・ フライアッシュセメントB種 ・ 生石灰(・特号 ・ 1号) ・ 消石灰(・特号 ・ 1号) 添加量 (kg/m2) (目標CBR ・ 5以上 ・)</p> <p>・ ジオテキスタイル 単位面積質量 ・ 60g/m2以上 ・ () 厚さ[mm] ・ 0.5~1.0 ・ () 引張強さ ・ 98N/5cm (10kgf/5cm)以上 ・ () 透水係数 ・ 1.5×10⁻²~1cm/sec 以上 ・ ()</p> <p>試験 路床土の支持力比(CBR)試験 ・ 行う ・ 行わない 路床締固め度の試験 ・ 行う ・ 行わない 現場CB試験 ・ 行う ・ 行わない</p> <p>路盤 路盤の構成及び厚さ ・ 図示(図面番号:) ・ () 路盤材料 ・ 再生材のクラッシュラン ・ クラッシュラン鉄鋼スラグ ・ 図示(図面番号:) ・ ()</p> <p>試験 路盤締固め度の試験 ・ 行う ・ 行わない</p> <p>舗装</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>材料</th> <th>厚さ[mm]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ ストレートアスファルト</td> <td>・ 図示(図面番号:) ・ ()</td> </tr> <tr> <td>・ 改質アスファルト (・I型 ・ II型 ・ ()型)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>試験 開粒度アスファルト混合物等の抽出試験 ・ 行う ・ 行わない 舗装の平たん性 ・ 著しい不陸がないもの ・ ()</p>	種別	材料	厚さ[mm]	・ 盛土	・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 建設汚泥から再生した処理土	・ 図示(図面番号:) ・ ()	・ 凍上抑制層	・ 再生クラッシュラン ・ クラッシュラン ・ 切込み砂利 ・ 川砂、海砂又は良質な山砂 (7μmふるい通過量10%以下) ・ ()	・ 図示(図面番号:) ・ ()	・ フィルター層	・ 砂 ・ ()	・ 図示(図面番号:) ・ ()	材料	厚さ[mm]	・ ストレートアスファルト	・ 図示(図面番号:) ・ ()	・ 改質アスファルト (・I型 ・ II型 ・ ()型)													
種別	材料	厚さ[mm]																														
・ 盛土	・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 建設汚泥から再生した処理土	・ 図示(図面番号:) ・ ()																														
・ 凍上抑制層	・ 再生クラッシュラン ・ クラッシュラン ・ 切込み砂利 ・ 川砂、海砂又は良質な山砂 (7μmふるい通過量10%以下) ・ ()	・ 図示(図面番号:) ・ ()																														
・ フィルター層	・ 砂 ・ ()	・ 図示(図面番号:) ・ ()																														
材料	厚さ[mm]																															
・ ストレートアスファルト	・ 図示(図面番号:) ・ ()																															
・ 改質アスファルト (・I型 ・ II型 ・ ()型)																																



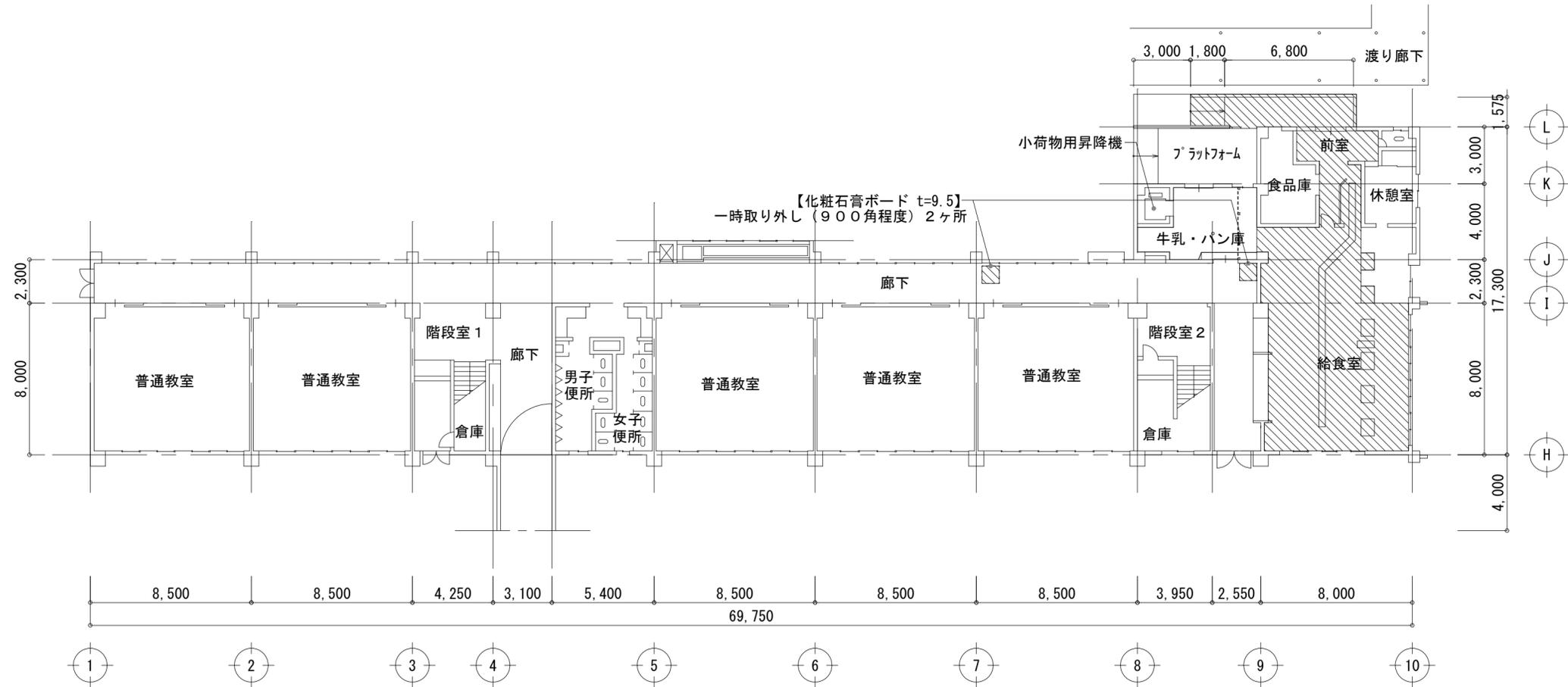
付近見取図 S: 1/2,500



配置図兼仮設計画図 S: 1/500

- 凡例
- 改修建物
 - 工事関係者使用範囲
 - 建物利用者出入口
 - 工事車両出入口
 - ガードフェンス H=1,800
 - キャスターゲート W=3,000、H=1,800
 - 交通誘導員 (常時)

※ 構内の車両通行は最徐行とし、交通誘導員を常時配置すること。



平面図(改修前) S: 1/200

- 凡例
- 改修範囲を示す
 - 仮間仕切を示す
(軽鉄下地 W=65 片面PBt12.5張)

内部仕上表(改修前)

室名	床	巾木	腰壁	壁	天井高	廻り縁	天井	備考
給食室	モルタル金コテ押え		【100角 磁器質タイル貼り】 H=1,200	モルタル金コテ仕上げ VP	2,780	【塩ビ】(一部撤去)	カラーフレキシブルボード (アスベスト含有) t=5 目透し張り + 石膏ボード t=9.5 (下り天井部分) 【カラーフレキシブルボード (アスベスト含有) t=5 目透し張り + 石膏ボード t=9.5 LGS下地共】(一部撤去)	【排水溝】(一部)、換気扇、【面台】
前室	モルタル金コテ押え	モルタル金コテ押え 目地切 H=100	100角 磁器質タイル貼り H=1,200	モルタル金コテ仕上げ VP	2,780	塩ビ	ケイ酸カルシウム板 t=6 目透し張り	【排水溝】、【床立上り】、手洗器

アルテック設計
津市大谷町233番地 TEL 059-225-1602

一級建築士 第177266号
伊藤 公智

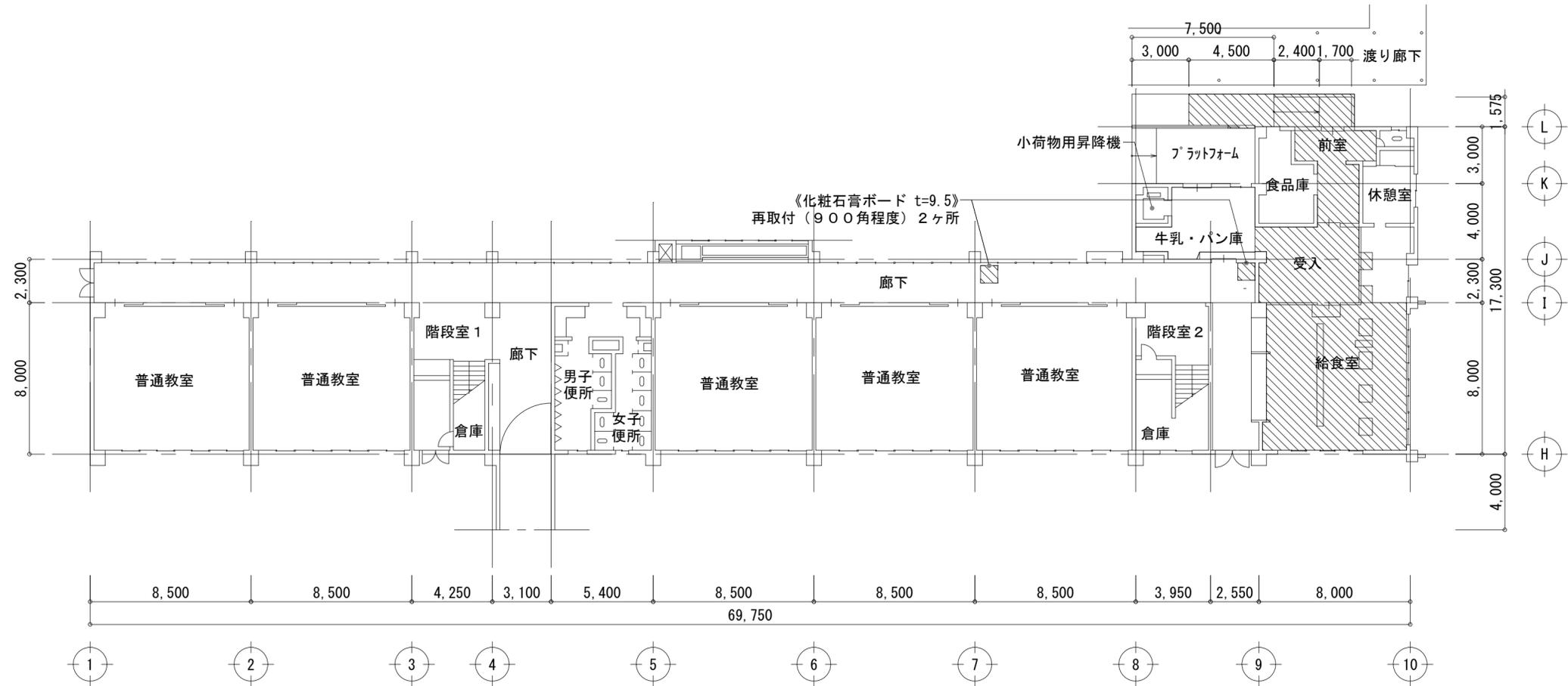
DRAWING BY
DATA

原図: A2
【 】内は撤去を示す。
《 》内は新設を示す。
カッコ無しの場合は既存のままとする。

津市立雲出小学校
給食受入施設改修工事

平面図・仕上表(改修前)

A - 9
S: 1/200

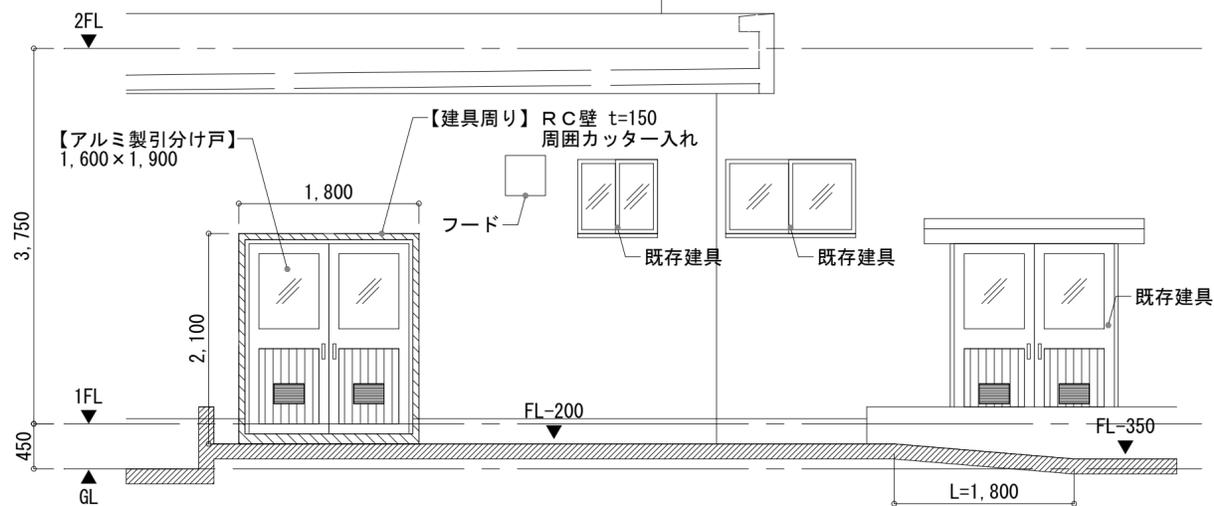


平面図(改修後) S: 1/200

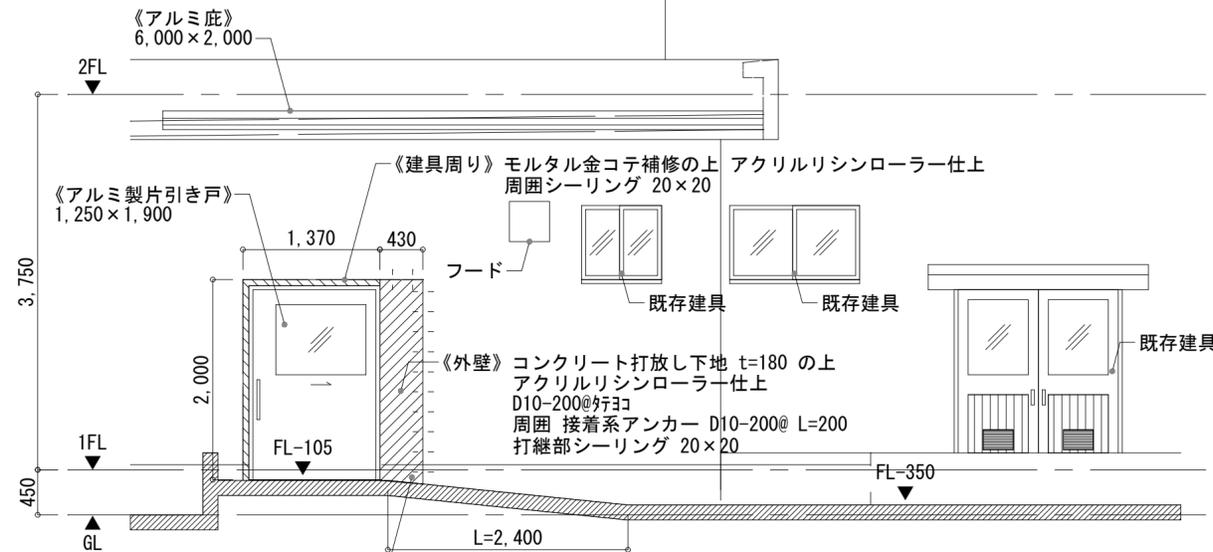
凡例
 改修範囲を示す

内部仕上表(改修後)

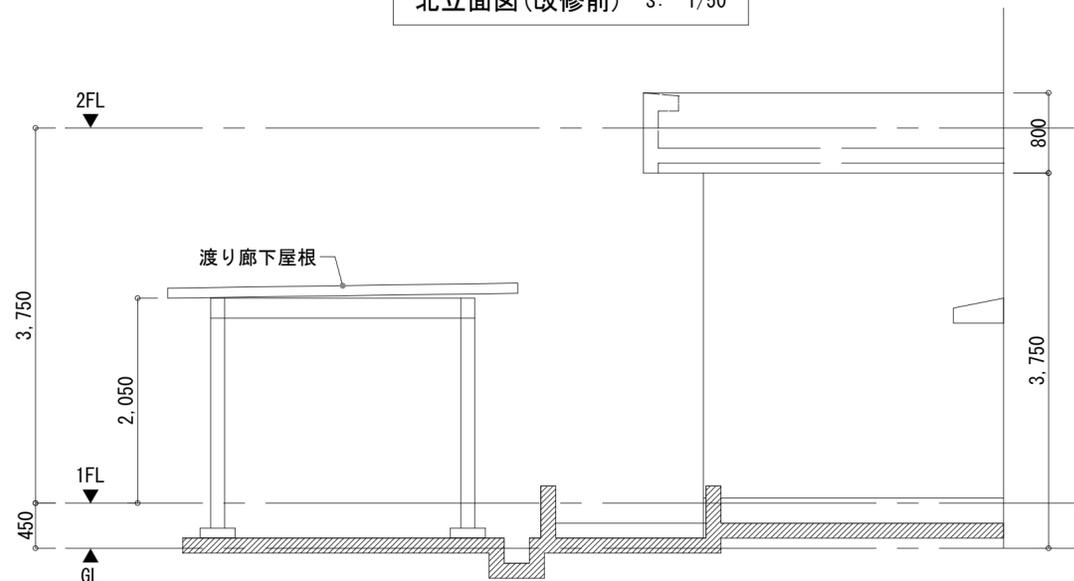
室名	床	巾木	腰壁	壁	天井高	廻り縁	天井	備考
受入	《ビニル床シート t=2.5 モルタル金コテ下地》	《ソフト巾木 H=300 モルタル下地 金コテ補修》	《ケイ酸カルシウム板 t=6 EP + 耐水合板 t=12 LGS100下地》 H=1,000	《下地調整の上 NAD塗替え》	2,780	《塩ビ》	《化粧石膏ボード t=9.5 + 石膏ボード t=9.5 LGS下地》 (インサート新設)	《流し台 バックガード共》GKF-S-75MNN (LIXIL) 同等品 《面台》
		《ソフト巾木 H=300 ケイ酸カルシウム板 t=6 下地》		モルタル金コテ仕上げ VP				
				《ケイ酸カルシウム板 t=6 EP +耐水石膏ボード t=9.5 LGS65/LGS100 下地》				
給食室・休憩室	モルタル金コテ押え 《モルタル金コテ仕上げ 普通コンクリート下地》	《ソフト巾木 H=100 ケイ酸カルシウム板 t=6 下地》	100角 磁器質タイル貼り H=1,200	モルタル金コテ仕上げ VP	2,780	塩ビ	カラーフレキシブルボード t=5 目透し張り + 石膏ボード t=9.5 (天井・下り天井部分)	排水溝、《スロープ》、換気扇
				《ケイ酸カルシウム板 t=6 (素地) + 耐水石膏ボード t=9.5 LGS65 下地》		《塩ビ》(一部新設)		
前室	モルタル金コテ押え 《普通コンクリート・金コテ仕上げ》 《モルタル金コテ補修》	モルタル金コテ押え 目地切 H=100		モルタル金コテ仕上げ VP	2,780	塩ビ	ケイ酸カルシウム板 t=6 目透し張り	手洗器
		《モルタル金コテ押え》 目地切 H=100		《モルタル金コテ補修の上 NAD塗替え》				
		《ソフト巾木 H=100 ケイ酸カルシウム板 t=6 下地》		《ケイ酸カルシウム板 t=6 (素地) + 耐水石膏ボード t=9.5 LGS100 下地》				



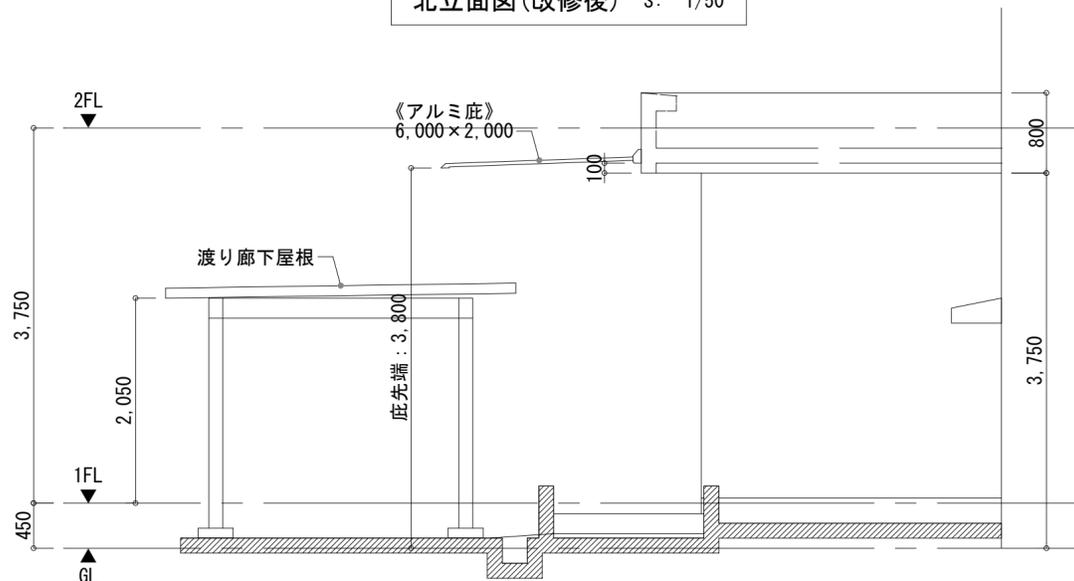
北立面図(改修前) S: 1/50



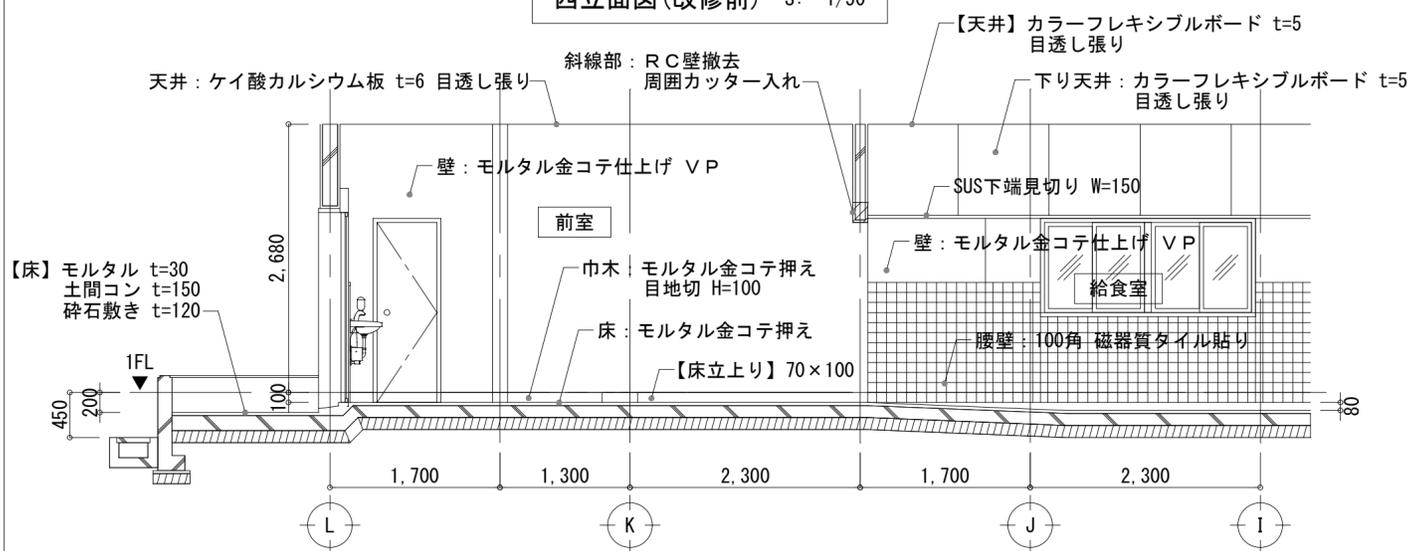
北立面図(改修後) S: 1/50



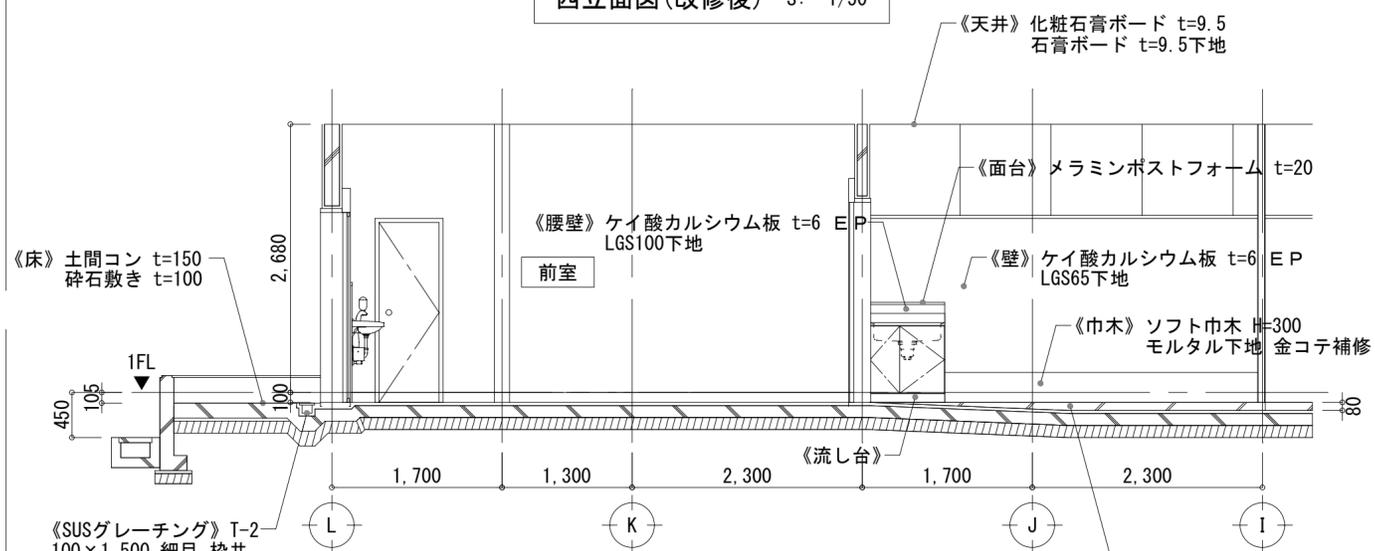
西立面図(改修前) S: 1/50



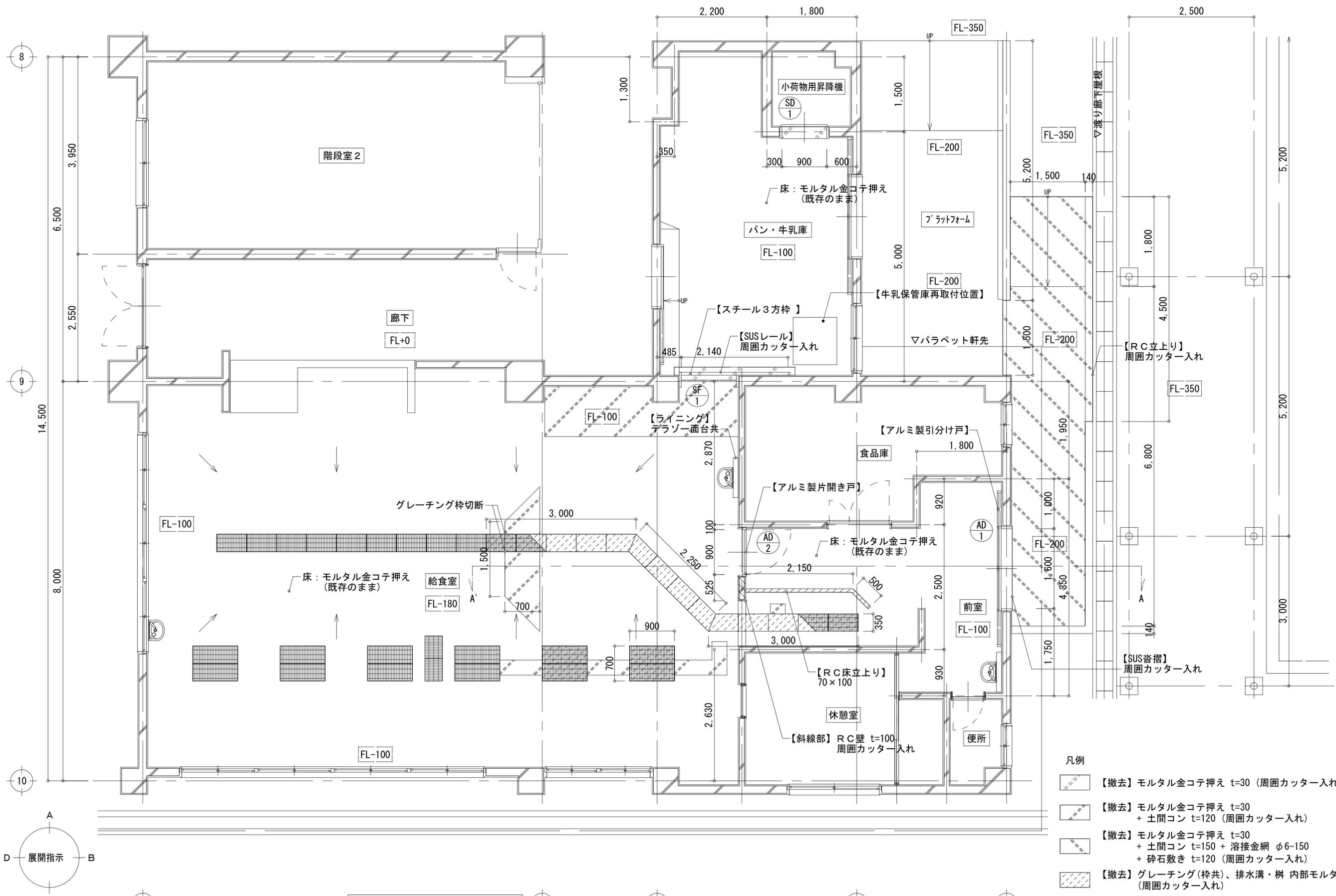
西立面図(改修後) S: 1/50



A-A' 断面図(改修前) S: 1/50

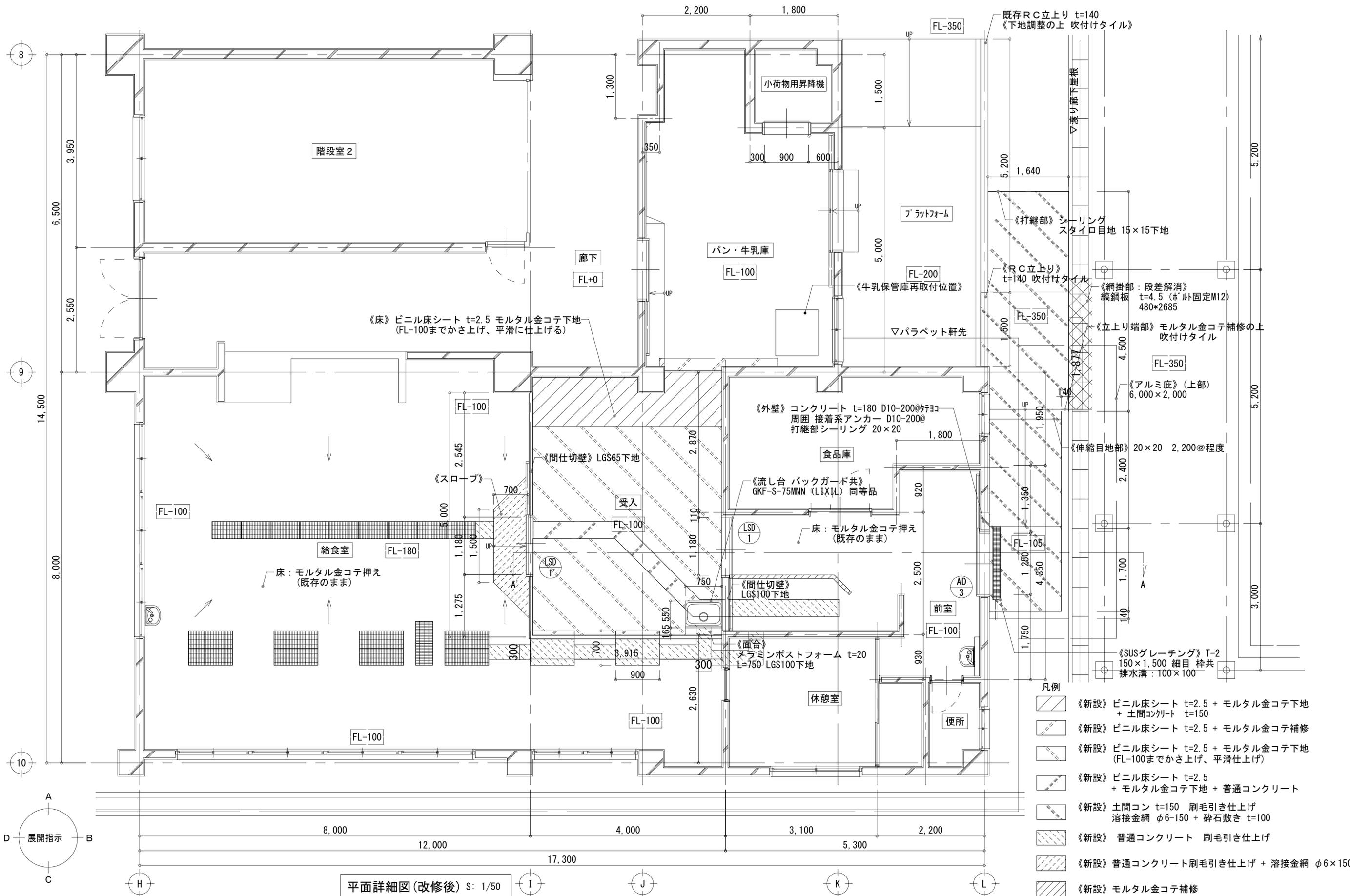


A-A' 断面図(改修後) S: 1/50

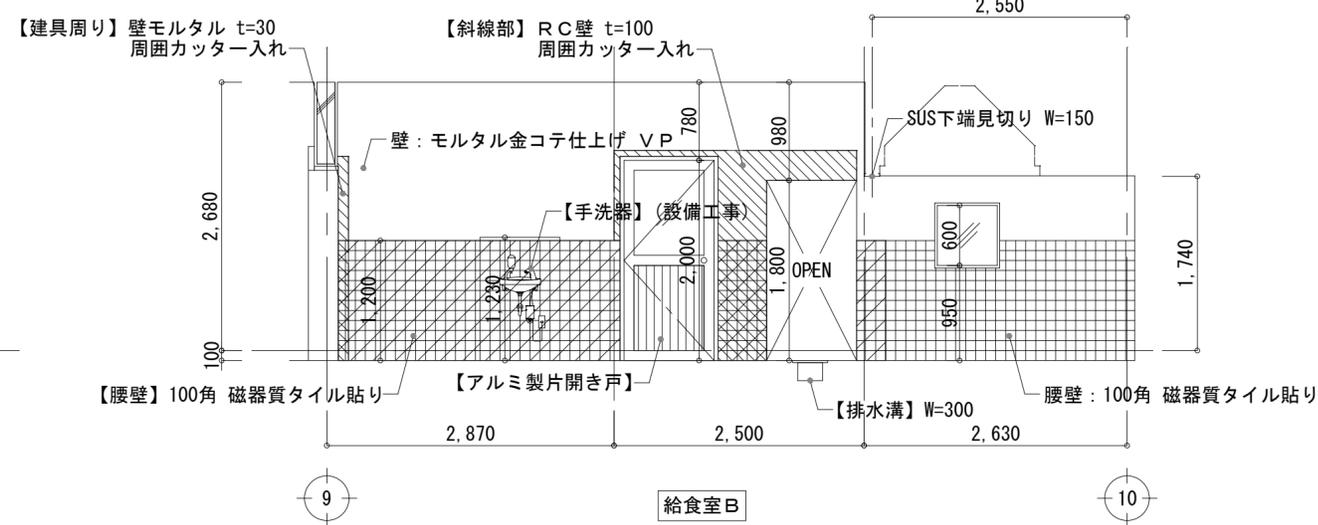
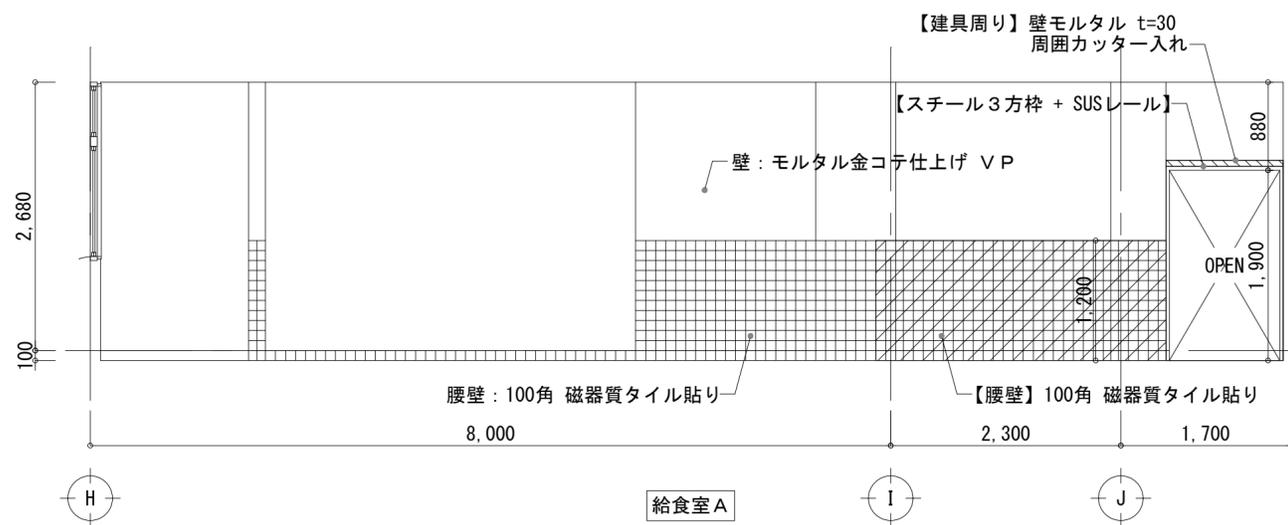
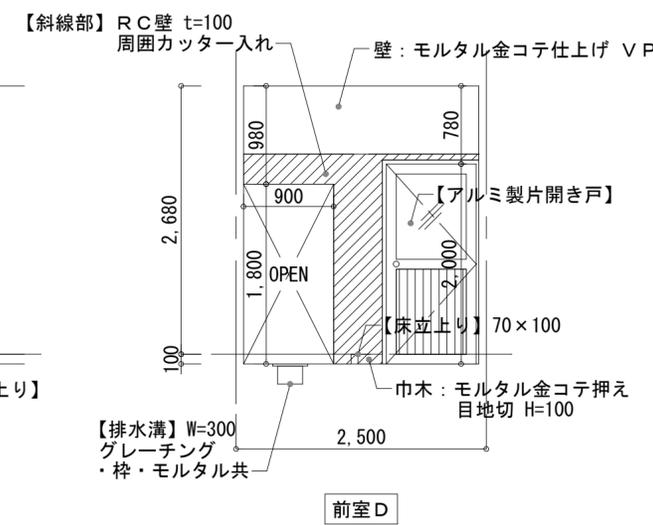
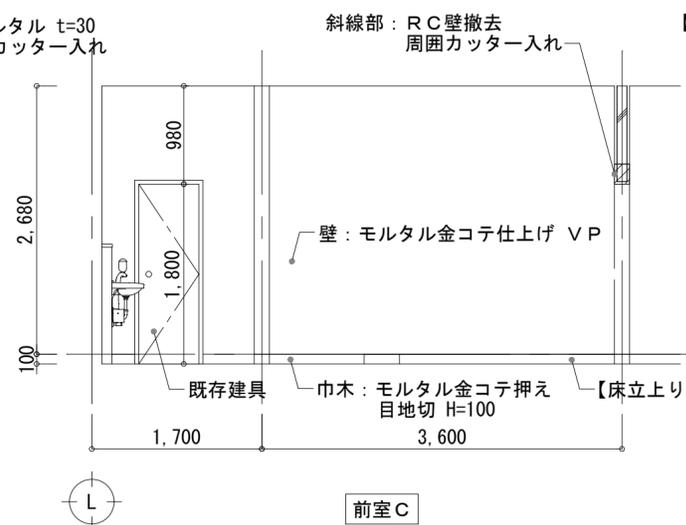
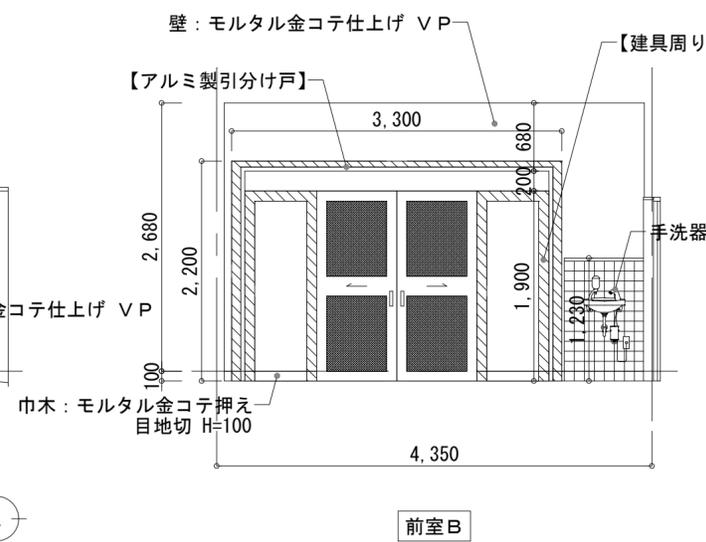
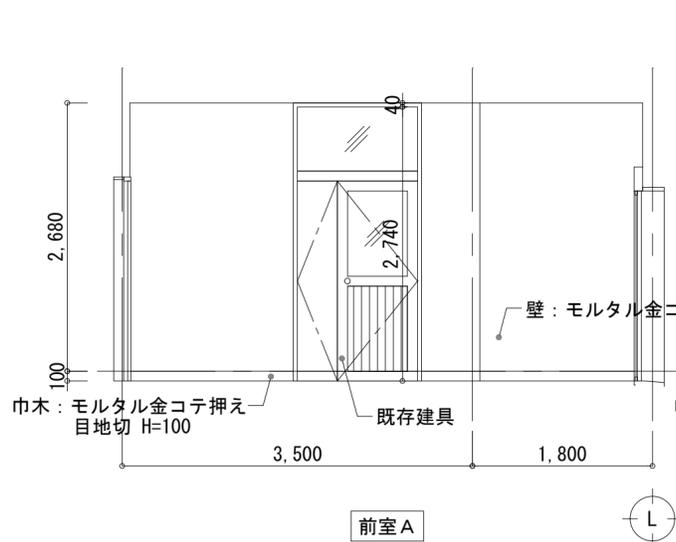
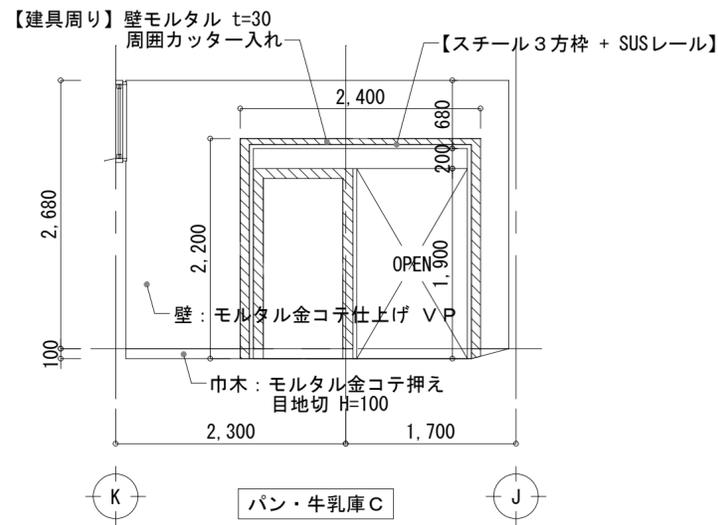


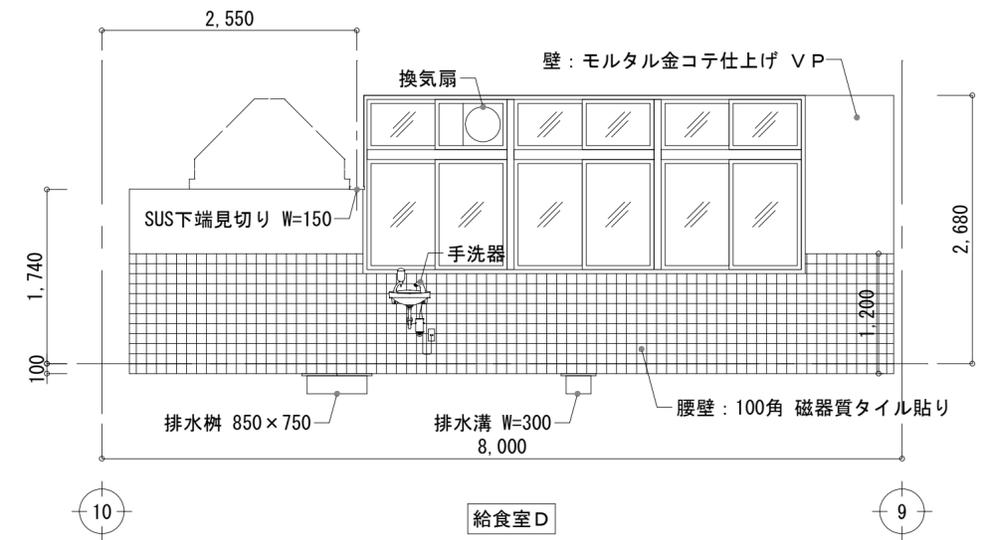
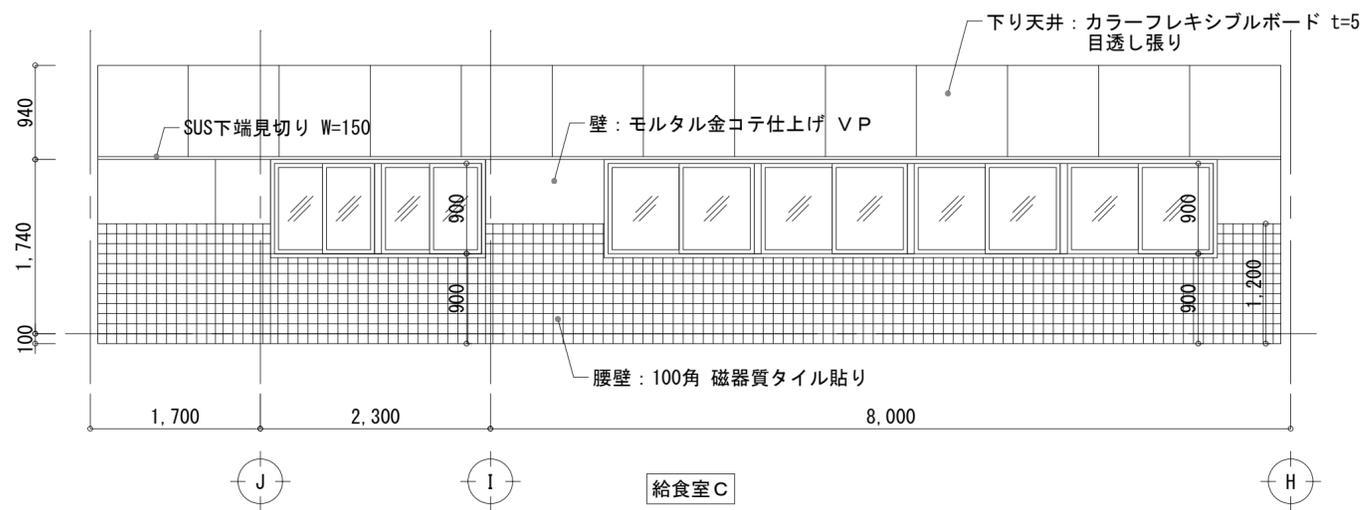
- 凡例
- 【撤去】モルタル金コテ押え t=30 (周囲カッター入れ)
 - 【撤去】モルタル金コテ押え t=30 + 土間コン t=120 (周囲カッター入れ)
 - 【撤去】モルタル金コテ押え t=30 + 土間コン t=150 + 溶接金網 φ6-150 + 砕石敷き t=120 (周囲カッター入れ)
 - 【撤去】グレーチング(枠共)、排水溝・樹 内部モルタル (周囲カッター入れ)

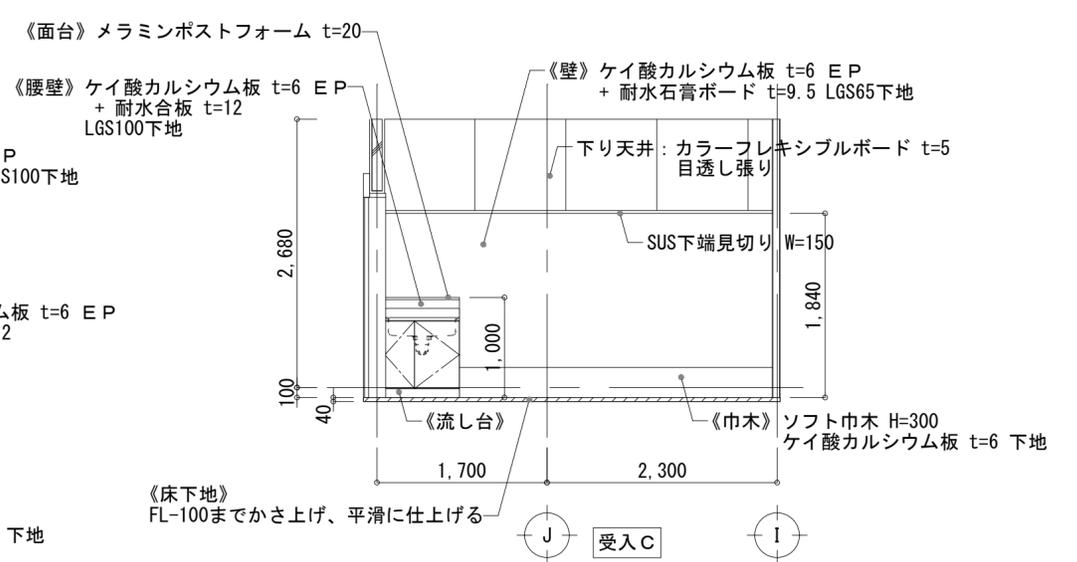
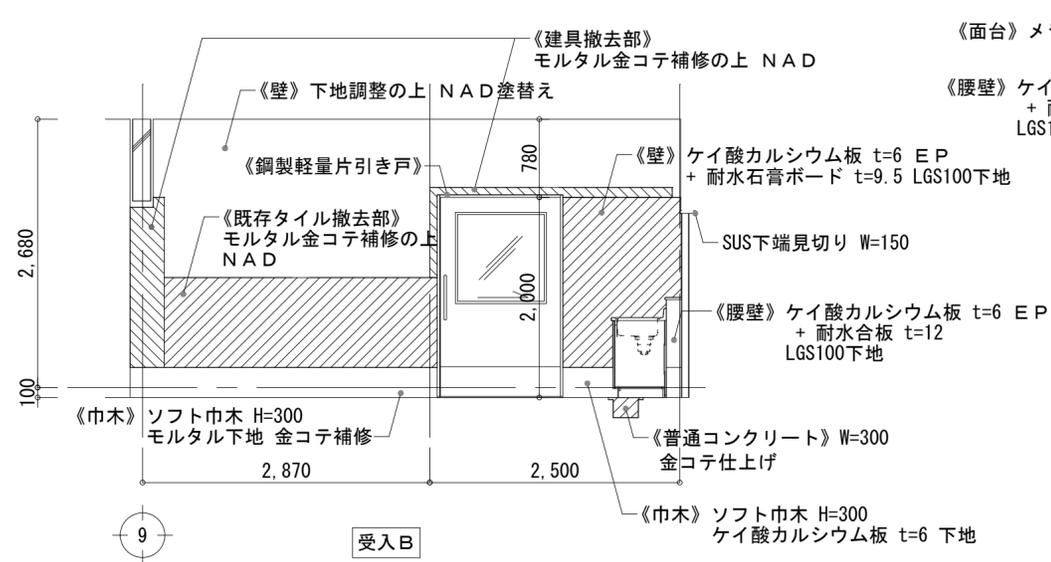
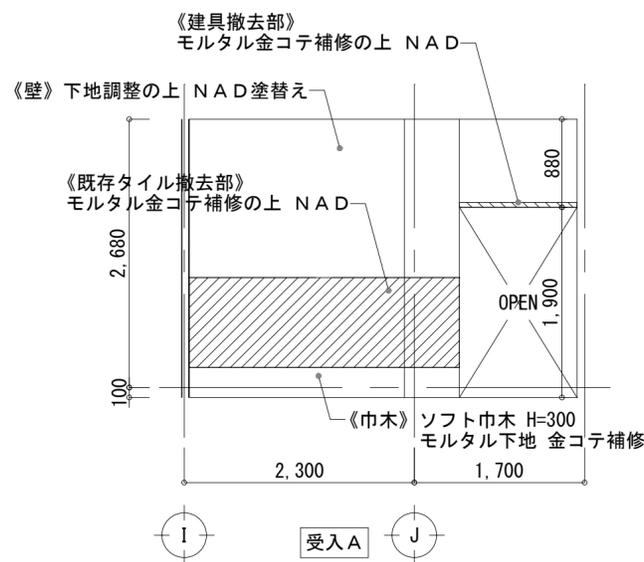
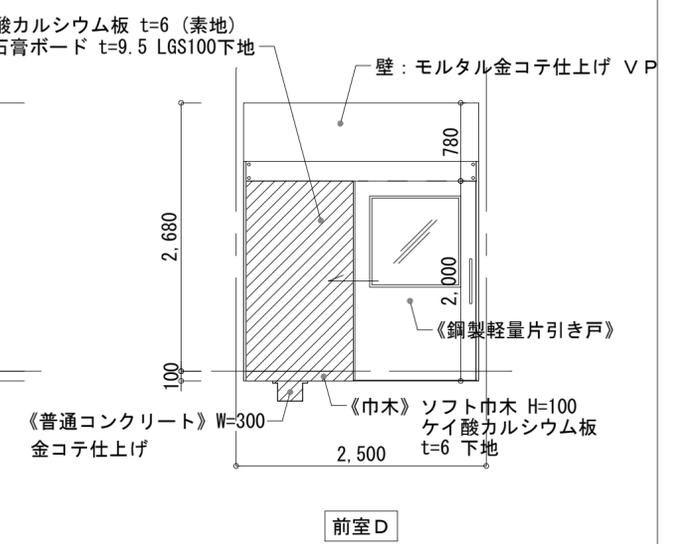
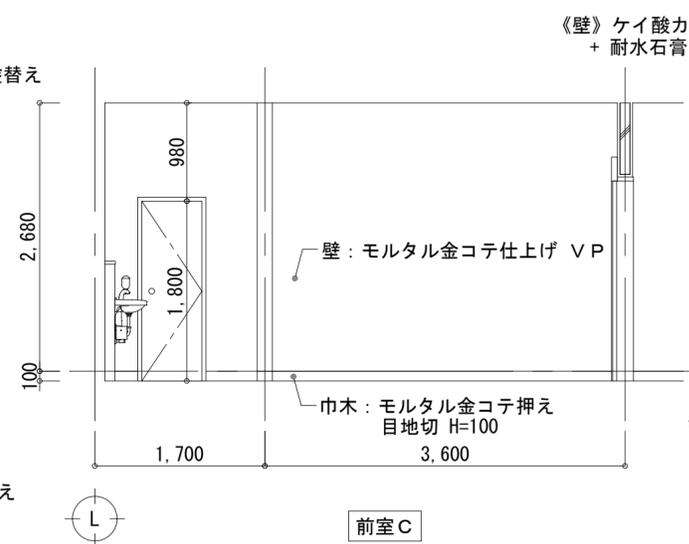
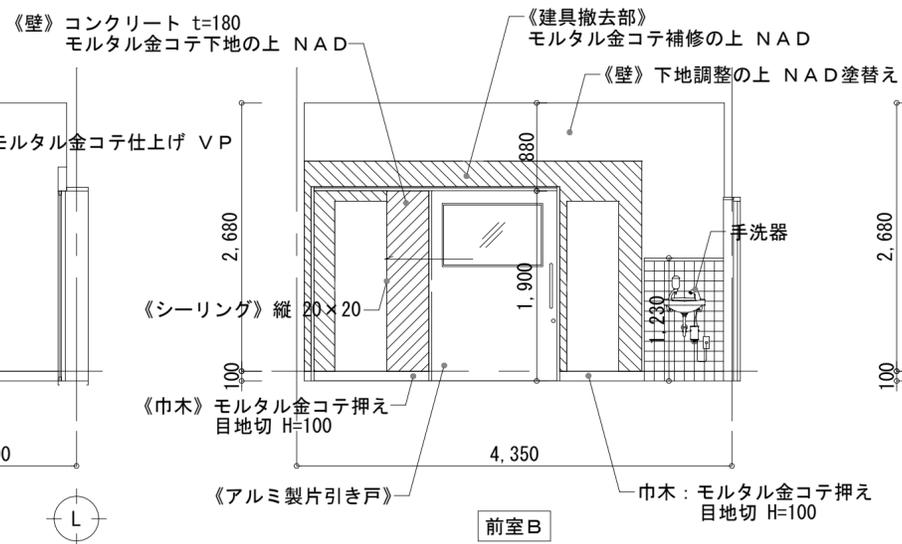
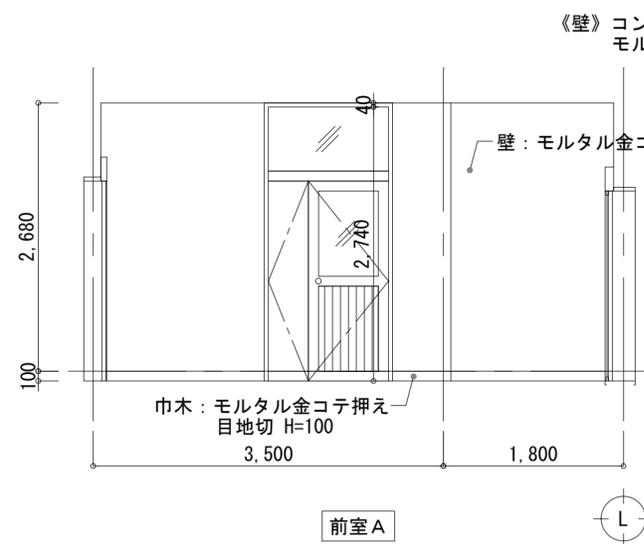
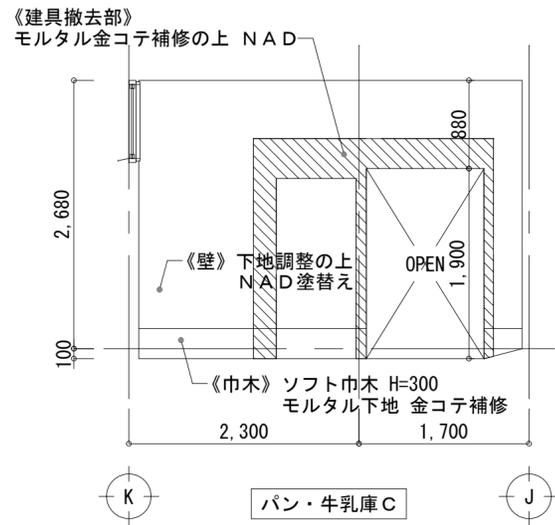
平面詳細図(改修前) S: 1/50

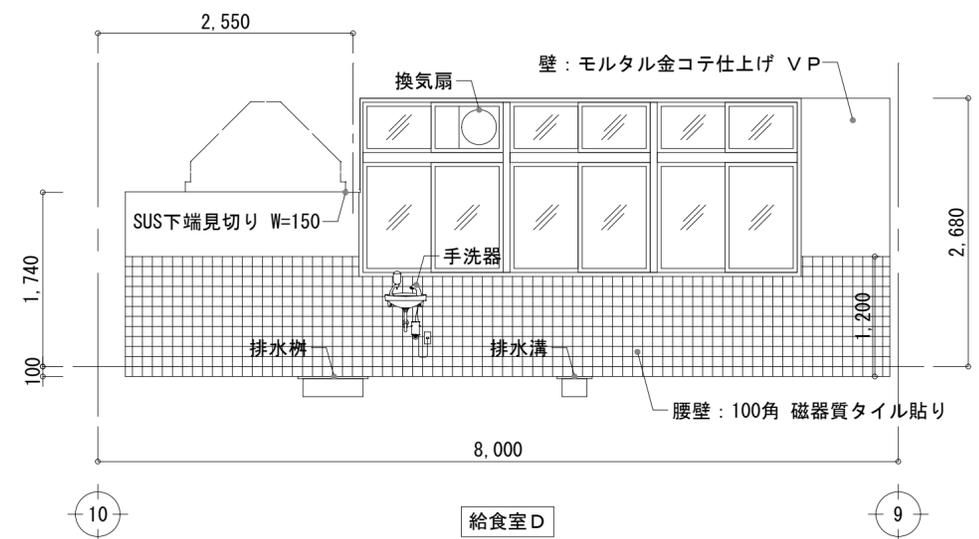
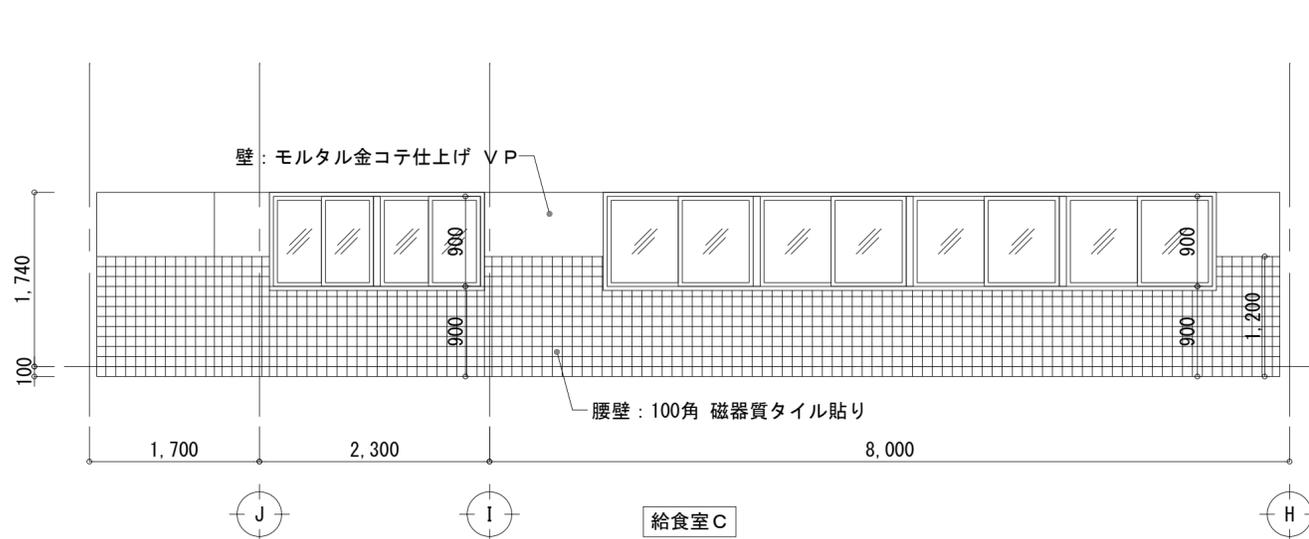
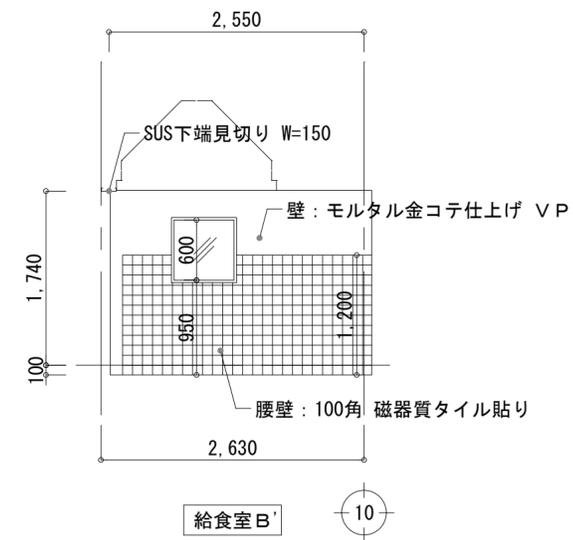
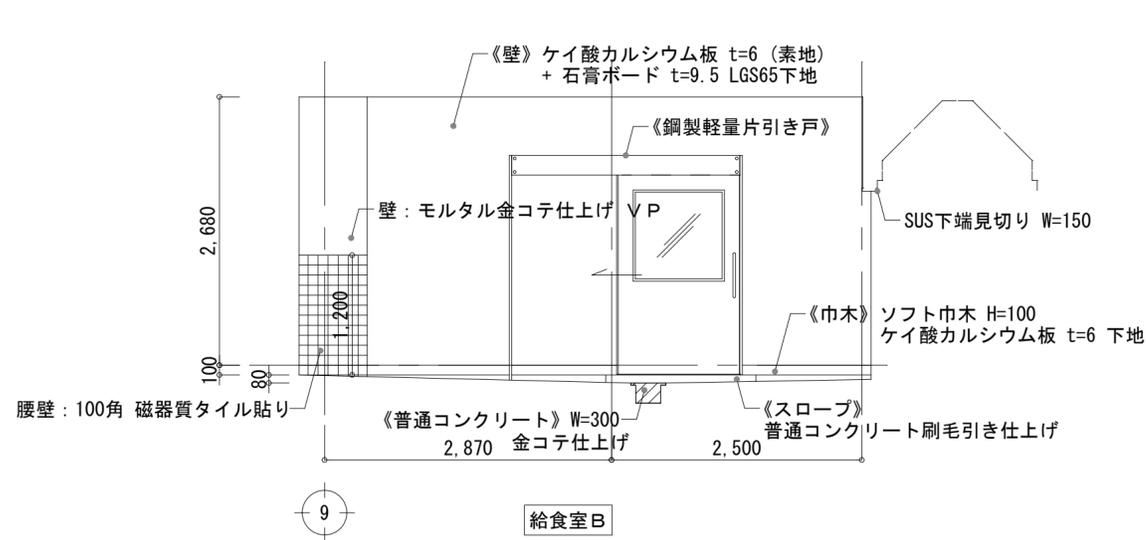
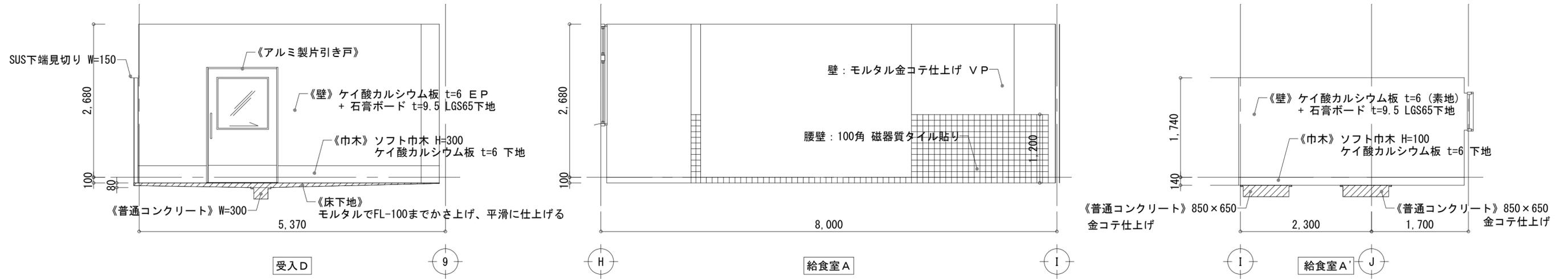


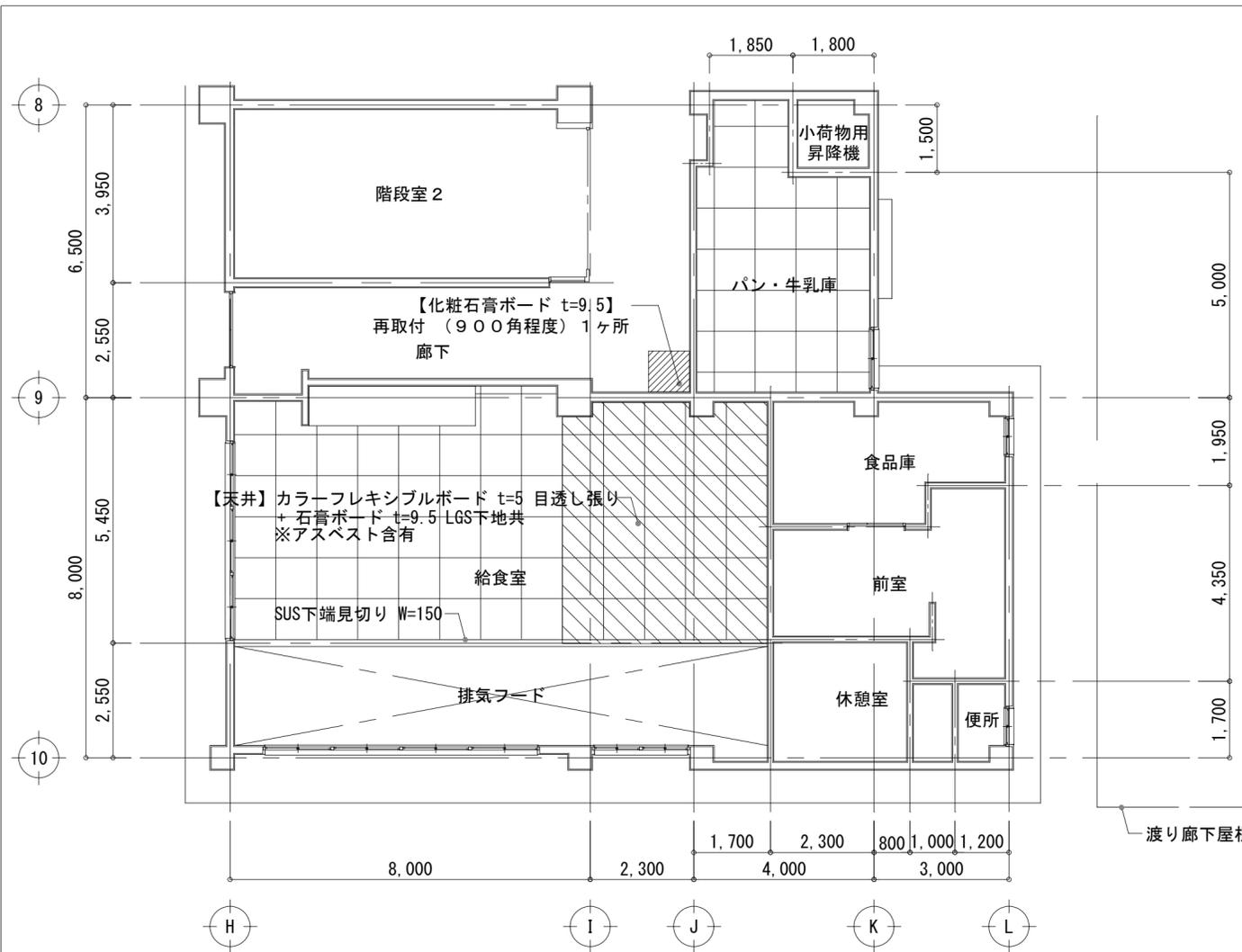
平面詳細図(改修後) S: 1/50





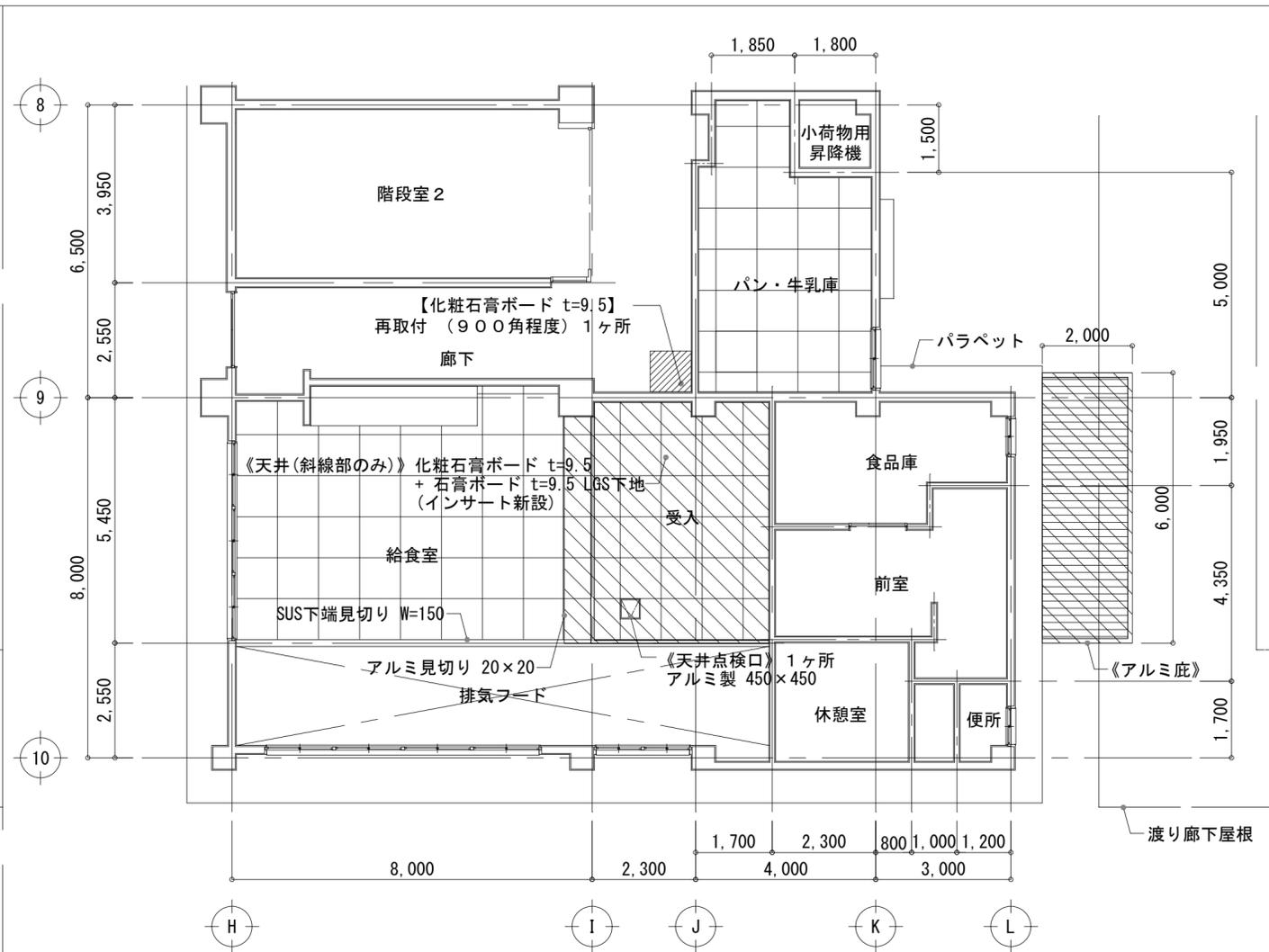






天井伏図(改修前) S: 1/100

凡例
 改修範囲を示す



天井伏図(改修後) S: 1/100

凡例
 改修範囲を示す

建具表

S: 1/50

番号	名称	AD-1	アルミ製引分け戸 (撤去)	AD-2	アルミ製片開き戸 (撤去)	SF-1	スチール3方枠 + SUSレール (撤去)	AD-3	アルミ製片引き戸 (新設)	LSD-1, 1'	鋼製軽量片引き戸 (新設)
姿図											
場所	箇所	前室	1	前室	1	パン・牛乳庫	1	前室	1	受入	1, 1
ガラス	見込み	網入り型板ガラス t=6.8	100	透明板ガラス t=3	70		300	型板強化ガラス t=4	70	型板強化ガラス t=4	80
仕上	建具	アルマイト 枠: スチールOP		アルマイト		スチールOP		アルマイト		枠・パネル: 垂鉛めっき鋼板 焼付塗装	
金物		ハンガーレール、SUS沓摺、アルミ引分け網戸		T番、ドアクローザー、アルミ額縁、握玉錠		ハンガーレール、SUSレール		SUS大型ハンドル、戸車、SUS沓摺、網戸、本締錠		ハンガーレール、SUS大型ハンドル、ドアクローザー	

アルテック設計
 津市大谷町233番地 TEL 059-225-1602

一級建築士 第177266号
 伊藤 公智

DRAWING BY
 DATA

原図: A2
 【】内は撤去を示す。
 《》内は新設を示す。
 カッコ無しものは既存のままとする。

津市立雲出小学校
 給食受入施設改修工事

天井伏図・建具表

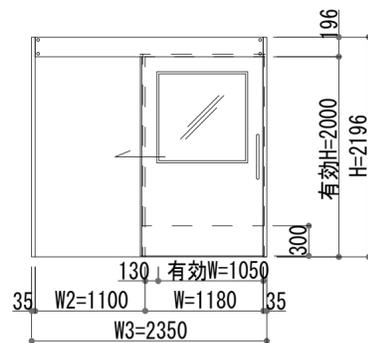
内部スロープ (給食室、パン・牛乳庫) S:1/20	間仕切壁 換気フード取合部 (新設) S:1/10	ライニング (新設) S:1/5	アルミ庇 6,000×2,000 (新設) S:1/5
<p>改修前</p> <p>改修後</p> <p>※ 給食室: モルタル金コテ仕上げ t=30 ※ パン・牛乳庫: モルタル下地 金コテ補修</p>	<p>垂壁: カラーフレキシブルボード t=5 目透し張り</p> <p>《壁》ケイ酸カルシウム板 t=6 EP + 石膏ボード t=9.5</p> <p>《壁》ケイ酸カルシウム板 t=6 (素地) + 石膏ボード t=9.5</p>	<p>《腰壁》ケイ酸カルシウム板 t=6 EP + 耐水合板 t=12 LGS100下地</p>	<p>・AD1-N (アルフィン) 同等品</p> <p>建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した固定金具の間隔固定方法等を施工計画書として提出する。</p>

排水溝・柵 S:1/20	外部RC床、立上り S:1/30		
<p>改修前</p> <p>※ W=300~850 ※ D=250~200程度</p> <p>改修後</p>	<p>改修前</p>		
<p>改修後</p>			

◇仕様表

項目	部材	材料(板厚mm)
駆動装置	駆動方式	傾斜レール 油圧制御装置
	カムベース板	亜鉛めっき鋼板 2.3mm <防錆塗装仕上>
	カムレール	アルミ押出形材 <アルマイト処理仕上>
	ハンガー戸車	樹脂製戸車 ブラケットはめつき仕上
枠	先付け枠	亜鉛めっき鋼板 1.6mm <指定色焼付塗装仕上>
	点検カバー	冷間圧延鋼板 1.2mm <指定色焼付塗装仕上>
扉	パネル表面材	亜鉛めっき鋼板 0.6mm <指定色焼付塗装仕上>
	芯材	ペーパーコア
	フロントゴム	ポリ塩化ビニル <ブラック色>
	取手	ステンレス鏡面ハンドルφ25 L=450
切窓	切窓	アルミ押出形材 <指定色焼付塗装仕上>
	切窓ビート	ポリ塩化ビニル 対応ガラス厚3~6mm<グレー色>

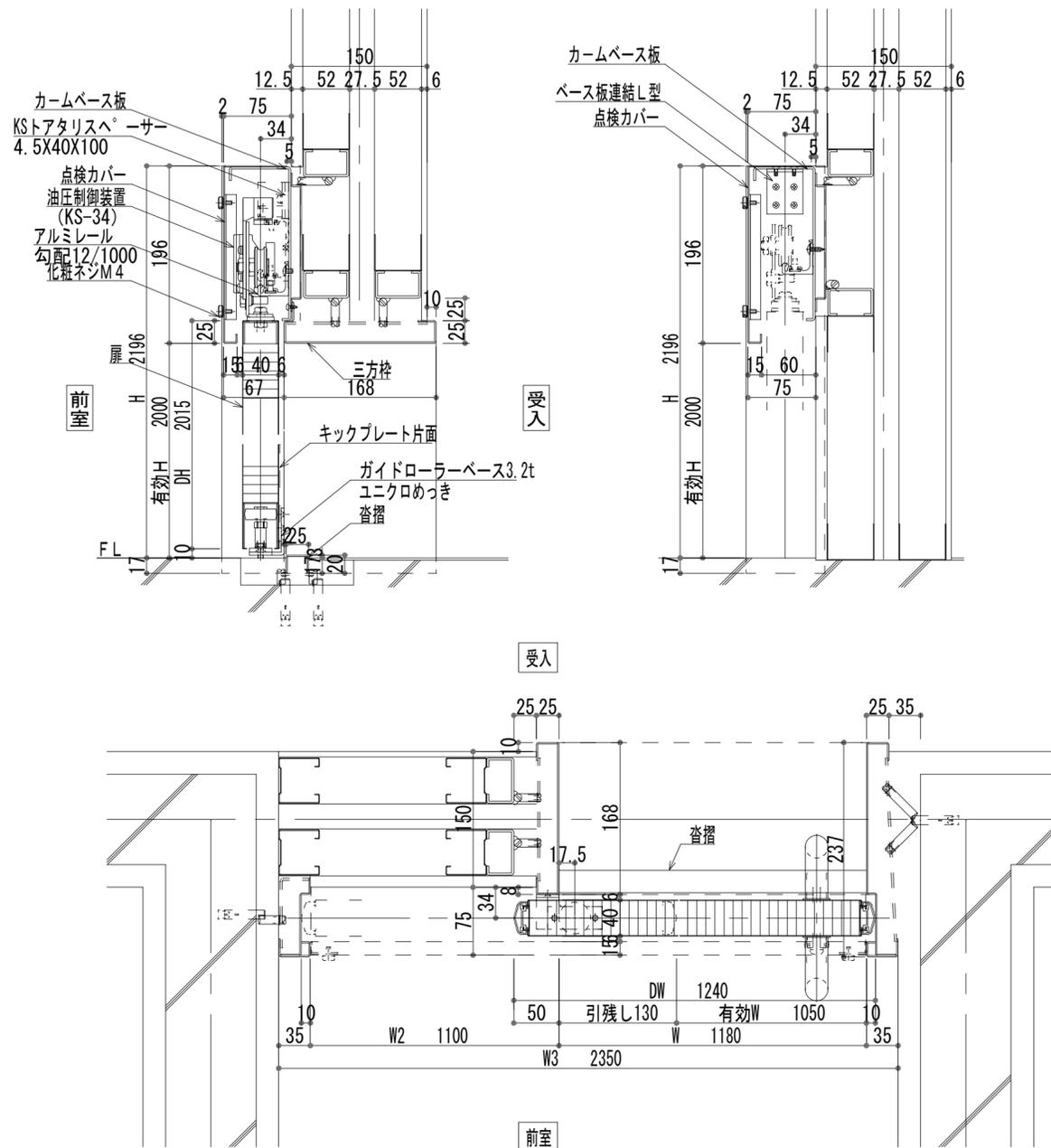
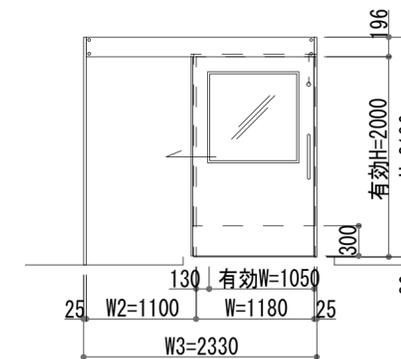
LSD
1



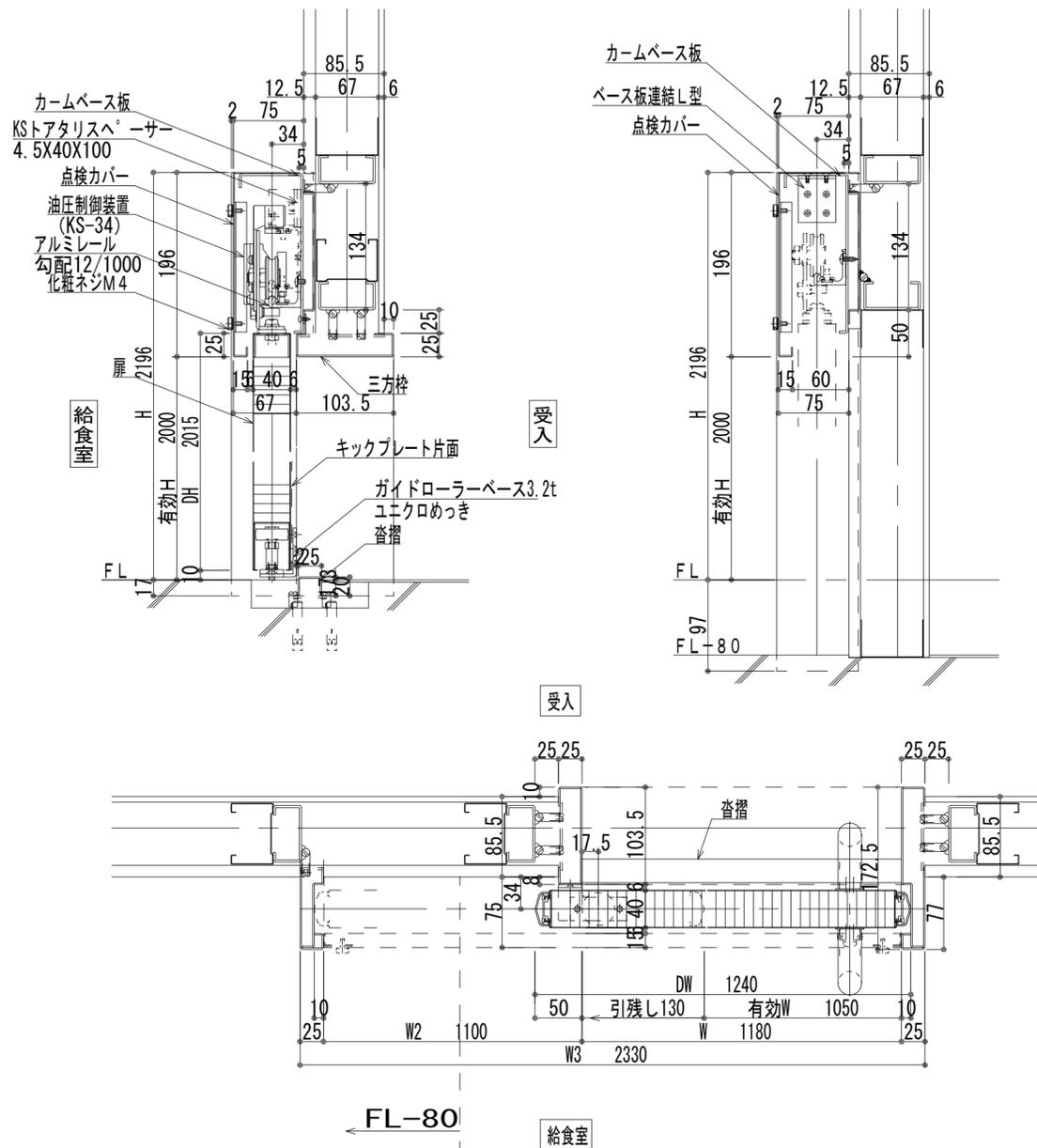
◇仕様表

項目	部材	材料(板厚mm)
駆動装置	駆動方式	傾斜レール 油圧制御装置
	カムベース板	亜鉛めっき鋼板 2.3mm <防錆塗装仕上>
	カムレール	アルミ押出形材 <アルマイト処理仕上>
	ハンガー戸車	樹脂製戸車 ブラケットはめつき仕上
枠	先付け枠	亜鉛めっき鋼板 1.6mm <指定色焼付塗装仕上>
	点検カバー	冷間圧延鋼板 1.2mm <指定色焼付塗装仕上>
扉	パネル表面材	亜鉛めっき鋼板 0.6mm <指定色焼付塗装仕上>
	芯材	ペーパーコア
	フロントゴム	ポリ塩化ビニル <ブラック色>
	ロック	美和 POSTE錠
取手	取手	ステンレス鏡面ハンドルφ25 L=450
	切窓	アルミ押出形材 <指定色焼付塗装仕上>
切窓	切窓	アルミ押出形材 <指定色焼付塗装仕上>
	切窓ビート	ポリ塩化ビニル 対応ガラス厚3~6mm<グレー色>

LSD
1'



参考図



参考図

アルテック設計

津市大谷町233番地 TEL 059-225-1602

一級建築士 第177266号

伊藤 公智

DRAWING BY
DATA

原図: A2

【 】内は撤去を示す。
《 》内は新設を示す。
カッコ無しものは既存のままとする。

津市立雲出小学校
給食受入施設改修工事

鋼製軽量建具詳細図

A - 20

S: 図示

電気設備工事特記仕様書			
Ⅰ. 工事概要			
1. 工事名称	津市立雲出小学校給食受入施設改修工事		
2. 工事場所	津市 雲出本郷町 地内		
3. 建物概要	津市立雲出小学校 鉄筋コンクリート造 3階建 用途区分(7)項		
4. 工事種目	用途区分は消防法施行令別表第一による表記		
下記において●印を付した工事を対象とする。			
●電力設備	・受変電設備	・電力貯蔵設備	・発電設備
●通信・情報設備	・中央監視制御設備	・医療関係設備	
・構内配電線路	・構内通信線路	・その他	
Ⅱ. 共通仕様			
図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。			
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修			
「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編・電気(機械)設備工事編 各平成31年版)			
「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編・電気(機械)設備工事編 各平成31年版)			
「公共建築設備工事標準図」(電気設備工事編・機械設備工事編 各平成31年版)			
・電気設備に関する技術基準を定める省令(電気設備技術基準)			
・電気工事業の業務の適正化に関する法律			
・電気工事士法			
・労働安全衛生法			
・消防関連法規(条例・所轄署指導要領を含む。)			
・電力会社供給約款			
・その他関連法令、関連諸基準			
Ⅲ. 特記仕様			
1. 一般共通事項			
下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。			
1. 一般事項			
(1)工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。			
(2)設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書のとおりに施工することで将来不具合が発生しうると予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。			
なお、設計図書のとおりに施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。			
(3)他工事との取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。			
2. 足場			
設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省 平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。			
足場(つり足場、張出し足場又は高さが1.0m以上の足場で、組立から解体までの期間が60日以上のものに限る。)の組立て後、市監督員立ち合いの下、当該足場の組立てを担当した者以外の足場に関し十分な知識と経験を有する者により点検を行うこと。なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者とする。			
1)足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者			
2)労働安全衛生法第84条に規定する労働安全コンサルタント(区分が土木又は建築である者)や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者			
3)全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記1)又は2)に掲げる者と同等の知識・経験を有する者			
3. 三重県産業廃棄物税			
本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には、完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して、当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表(マニフェスト)の数量の集計)を超えて請求することはできない。			
4. 電気工作物の種類			
・一般電気工作物	●自家用電気工作物		
5. 電気工事士			
電気工事士の区分により施工するものとし、契約電力が500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工するものとする。			
6. 電気工事業の業務の適正化に関する法律			
電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。			
7. 電気保安技術者			
電気工作物に係る工事は電気保安技術者を配置し、工事期間中の電気工作物の保安業務を行う。なお、電気主任技術者が選任されている施設においては、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、指導を受けるものとする。			

8. 品質管理			
工事施工に関して、着手前・施工中・施工後の自主検査を実施すること。チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。			
9. 出来形管理			
以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。			
① 各種盤据付			
耐震強度(設計標準震度、アンカーの種類・サイズ確認・埋め込み深さ)			
基礎寸法			
水平垂直			
② 配管・配線工事			
支持間隔			
③ スイッチ類の取付高さ			
10. 測定機器の校正等			
試験に使用する計測器類は2年以内の校正証明書(写)又は有効期限内の精度保証書(写)等を提出する。また、照度計、騒音計、振動レベル計等の特定計量器を用いて計測する場合は、計量法に基づく検定に合格し、かつ検定有効期限内のものを使用する。			
11. 施工計画等			
受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。なお、書類の作成においては、関連する関係者と十分に調整すること。			
① 総合施工計画書			
包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。			
② 工程別施工計画書(施工要領書)			
各種工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。			
③ 施工図(プロット図、平面図、展開図、各種詳細図)			
主要機器、重量機器等については、固定方法の詳細図を作成し、十分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。			
④ 耐震計算書			
12. 機材等			
工事に使用する材料及び機器等については、次の書類を提出する。			
① 機器明細図			
② 各種計算書			
設計図書による他、監督員の指示による。			
13. 工事写真			
営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(平成31年版))に従い撮影すること。なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について(平成29年3月1日付け国営整第211号)」による。			
14. 施工条件			
監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。			
(1)施工可能日			
・指定なし			
・一部指定あり(振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等)			
・指定あり			
指定日(・施設休業日 ・打ち合わせ ・その他())			
(2)施工可能時間帯			
・指定なし			
・一部指定あり(振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等)			
・指定あり			
指定時間(・()時～()時 ・打ち合わせ ・その他())			
(3)その他()			
15. 事故の発生時			
工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。			
16. 建設副産物			
(1)請負額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着手までに「再生資源利用計画書」(建設資材を搬入する場合)及び「再生資源利用促進計画書」(建設副産物を搬出する場合)を施工計画書に綴じ込んで監督員に提出する。また、工事が変更又は完了した場合には「再生資源利用実施書」(建設資材を搬入した場合)及び「再生資源利用促進実施書」(建設副産物を搬出した場合)を作成し、監督員に提出する。なお、計画書及び実施書の提出とともにJ A C I C が運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行う。			
(2)請負額1億円以上の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、再資源化等が完了した後に報告書を提出すること。			
17. 発生材の処理等			
(1)引き渡しを要するものは下記のとおりとし、それ以外は別途監督員の指示による。()			
(2)特別管理産業廃棄物			
・変圧器	・コンデンサ	・その他()	
現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。なお、施工に際してP C B等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。			
(3)現場内において再利用を図るもの			
・発生土	・その他()		
(4)再資源化を図るもの			
・コンクリート塊	・アスファルトコンクリート塊	・建設発生木材	
(5)水銀使用製品産業廃棄物として取り扱うもの			
●蛍光灯	・H I Dランプ(高輝度放電ランプ)	・その他()	
「水銀廃棄物ガイドライン」(平成29年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)に基づき適切に 処理すること。			
(6)発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調書」を提出すること。また、再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。			
(7)引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。(マニフェストA、B2、D票を提示すること。)			

18. 官公署への手続き					
工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。					
●消防設備関係	・電気工作物関係	・受電関係	・通信関係	●建設工事関係	・その他()
19. 消防法関係の手続き					
(1)消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成					
・本工事(・建築工事 ・電気設備工事 ・機械設備工事)					
・別途工事					
(2)防火対象物使用開始届出書類の作成(電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入)を行うこと。					
20. 工事用仮設物					
構内への設置	・できる(施設管理者と協議)	・できない			
21. 工事用電力					
構内既存の施設					
●利用できる(・有償 ●無償)					
・利用できない					
本工事で新規受電した時からの電力料金は本工事に含まれる。また、本受電後、引渡しまでの電気主任技術者の選任及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。					
22. 工事用水					
構内既存の施設					
●利用できる(・有償 ●無償)					
・利用できない					
23. 工事中等の保安監理					
電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかるとる費用は本工事に含まれる。					
24. 搬入計画					
大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法(厚、天井高さ、搬入経路上の曲がり等)、障害物(足場等)、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。					
25. 製品確認					
発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、					
26. 機材等の検査及び試験					
検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。					
27. 完成確認及び完成検査時等の電源確保					
機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。					
28. 完成時の操作説明					
総合監等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。					
29. 完成図等					
作成する(・完成図 ・保全に関する資料 ・())					
完成図作図範囲(設計図を訂正)					
完成図はC A Dにより作成することとし、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)にかかる使用権は、発注者に移譲するものとする。また、製本2部(原図サイズ)により提出すること。					
30. 完成写真					
デジタルカメラで撮影し、全てL版相当サイズで印刷する。写真は、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板なしで撮影すること。					
31. 不正軽油の使用の禁止					
(1)市工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材の搬入車両を含む。)並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。					
(2)受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。					
(3)受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。					
32. 現場での安全確保(自主施工の原則)					
(1)受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。					
(2)設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い、指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。					

2. 施工仕様			
下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。			
1. 既設設備等の調査			
既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に十分な調査を行うこと。			
(1)地中埋設管路			
1)項目	●埋設配管	●構造物	・その他()
2)調査範囲	●埋設ルート	・その他()	
(2)貫通及びはつり			
1)項目	●鉄筋	●配管	・その他()
2)調査範囲	●施工部分	・その他()	
(3)既設との取合い			
1)項目	●接続箇所	●増設箇所	・その他()
2)調査範囲	●施工部分	・その他()	
2. 施工前の測定等			
改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認等を着工前に行い、監督員に報告すること。			
3. 耐震施工			
(1)想定される地震に対応するものとする。			
(2)耐震計算書を監督員に提出するものとする。			
4. 耐震基準			
耐震措置の計算及び施工方法は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 平成25年版」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)及び「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」(一財)日本建築センター)を適用する。			
5. はつり			
(1)穴開け及び補修	・なし	●あり(貫通場所及び口径は別図による)	
(2)溝はつり及び補修	・なし	・あり(はつり深さは別図による)	
6. あと施工アンカー			
性能確認試験及び施工確認試験	・行う	・行わない	
7. 基礎の配線ビット			
基礎に配線ビットを設ける場合、ビットの寸法は敷設するケーブルの曲げ半径、条数、将来増設時の作業性、事故時の対応、排水等に配慮する。			
8. 配管・配線の耐震処置			
建物引込部の配管の耐震処置	・行う	・行わない	
建物のエキスパンションジョイント部の配線の耐震処置	●行う	・行わない	
9. 最上階の埋込配管			
最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。			
10. 露出配管			
(1)雨線外など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。			
(2)壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分(2m以下)の配管には、突起のない支持金物又は保護カバーを使用する。			
(3)通路部分では仮配管を避け、天井配管の場合は原則2.1m以上とする。			
(4)監督員の指示がある場合は、上記に係わらずその指示に従う。			
11. 合成樹脂管			
(1)合成樹脂管の管端には、プッシングを取り付ける。			
(2)原則として屋外の露出には使用しない。(P F管)			
12. 予備配管等			
埋込型分電盤からの立上り予備配管は、予備回路が4回路以下は(P F22)を1本、5回路以上は(P F22)を2本施工する。スラブ天井の場合は、天井又は梁下200mmまで立上げ、位置ボックスを取付ける。また、二重天井の場合は、天井まで立上げ、位置ボックスを取付ける。			
13. 金属製電線管等の塗装			
(1)露出配管、露出ボックス、鋼製プルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。			
1)屋外、屋内(電気室、機械室、E P S、居室、廊下)、その他建築意匠上必要な箇所。			
2)図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼材製のポール及びアームは塗装しなくてもよい。ただし、図面に指示がある場合はその指示による。			
3)湿気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を十分に塗布すること。(監督員が指示した場所は除く。)			
4)仮枠貫通部の金属配管には錆止め塗装を施すこと。			
(2)塗装はエッチングプライマー1種の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて調合ペイント2回塗りとする。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出プルボックスは指定色焼付塗装とする。			
14. 導入線			
通線を行わない配管及び配線引抜き後に空となった配管には、導入線(φ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等)を挿入する。ただし、長さ1m以下の部分は省略することができる。			
15. 予備スリーブ			
梁下に配管・配線スペースがない梁には、1スパンに2本程度を予備スリーブとして埋込む。なお、防火区画貫通スリーブは、防火区画処理を行うこと。			
16. ボックス類			
位置ボックス及びジョイントボックス類は、特記なき場合、原則として合成樹脂製とする。			
17. 軽量間仕切のボックス			
軽量間仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。			
18. プルボックス			
(1)屋外形。特殊な形状又は一辺が800mm以上のものは、製作図を提出すること。			
(2)屋外形プルボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。			
19. ボルト・ナット類			
屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの			
●ステンレス	・溶融亜鉛メッキ仕上げ		

<p>20. ケーブル及び配線</p> <p>(1)表示 下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示札（ケーブル種別及びサイズ、行き先等を表示。）を取り付ける。 ① ケーブルがスラブを貫通する部分 ② ケーブル分岐部分 ③ 変電所内のケーブル引出し部分 ④ 盤内及び接地端子箱の外部配線引込み部分 ⑤ プルボックス内 ⑥ 屋外の共同溝等の直線部分は、5.0mごと ⑦ 屋外の地中管路より建物内への引込み部分 ⑧ マンホール及びハンドホールごと</p> <p>(2)ケーブル余長 1) 地中線式の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所 ・4箇所 ・()箇所 2) 架空線式の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所 ・4箇所 ・()箇所</p> <p>21. 配線器具の設置 (1)特殊コンセントはプラグ付とする。 (2)電源の種類により色を区別する。 (3)配線器具を取り付ける場所が金属の場合は、絶縁棒を使用する。 (4)プレートは、図面に特記なき場合、新金属製とする。 (5)カバープレートは、原則として新金属製とする。 なお、器具を突装しない位置ボックスには用途表示をすること。 (6)フロアプレートは、水平高低調整型（空転防止リング付）とする。</p> <p>22. 照明器具の設置 (1)照明器具取付完了後、照度測定を行う。 (2)天井下地材より支持をする場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。</p> <p>23. 照明改修際の測定 対象室の改修前後の照度等の測定を次のとおり行うこと。 測定箇所 () 測定回数 前後各(1)回</p> <p>24. 分電盤、制御盤、キュービクル等 (1)図面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる図面を備える。また、既設分電盤・制御盤等を改造した場合は、図面を修正するものとする。</p> <p>25. 受変電設備、発電設備の設置場所 (1)保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。 (2)基礎の高さは周囲の状況を考慮する。 (3)電気室には水管、蒸気管、ガス管、ダクト等を通過させない。</p> <p>26. 発電設備の燃料配管 (1)フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。 (2)配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。</p> <p>27. 非常放送設備のスピーカ設置 (1)放送区域の各部からスピーカまでの水平距離は1.0m以内とする。 (2)階段等にスピーカを設置する場合は、垂直距離1.5m以内とする。</p> <p>28. 土工事 (1)埋戻しの材料及び工法 ・B種 (材料：根切り土中の良質土 / 工法：機器による締固め) ・その他 () ただし、配管周りの埋戻し材料は山砂とする。 (2)根切りの種類は、マンホール、ハンドホール、屋外受変電設備及び自家発電装置の基礎等は総掘り、埋設管路等は布掘り、外灯基礎、電柱等はつぼ掘りとする。 (3)機械掘削は根切り底を乱さないようにする。</p> <p>29. 地中配線路の表示杭 下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。 ① 建物への引込口及び送出口付近 ② マンホール・ハンドホール付近 ③ 地中線路の曲折箇所 ④ 直線部分では3.0m程度に1個（3.0mに満たない部分はその間に1個）</p>	<p>3. 機器仕様 下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。 なお、詳細については図面による。</p> <p>【電力設備】</p> <p>1. 電灯設備 (1)既設等との取り合い ・無し ●盤改造 ●配線接続 ・電源供給 ・その他 ()</p> <p>(2)機器類 ●一般照明器具 ・照明制御装置 ・外灯（単独設置） ●コンセント等 ・分電盤、制御盤等 ・その他 ()</p> <p>(3)一般照明器具 1) 形式 ●公共型 ・一般型 2) 灯具 ●LED灯 ・その他 () 3) 用途 ●屋内用 ●屋外用 ・防災用 4) 環境 ・普通地域 ・塩害地域 5) 照明器具は、認証書又は認定書、試験成績書を提出すること。 1) センサ類 ・明るさセンサ ・人感センサ ・タイマ ・調光スイッチ ・その他 () 2) 調光方式 ・連続調光 ・段階調光 ・ON/OFF制御 ・その他 () 3) 制御方式 ・有線 ・無線通信 1) 照明用ポール ①材質 ・アルミニウム製 ・鋼製 ・溶融亜鉛メッキ ・その他 () ②配線用遮断器又はカットアウトスイッチ内蔵型とする。 2) 基礎 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他 () 3) 灯具 ・LED灯 ・その他 () 4) 電源 ・商用電源(60Hz) (・200V ・100V) ・その他 () 5) 制御 ・Eスイッチ ・タイマ ・その他 () 6) 接地 ・単独接地 (・本工事 ・別途工事 ・既設利用) ・共用 ・その他 ()</p> <p>(6)コンセント等 ●一般型 ・防水型 ・ハテナンソアット (・固定型 ・上下動型(アップ式を含む)) 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、受注者名、施工者名を記載する。 2) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 3) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 4) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。</p> <p>2. 動力設備 (1)既設との取り合い ・無し ・盤改造 ●配線接続 ・その他 ()</p> <p>(2)機器類 ●分電盤、制御盤等 ・その他 () ・給水 ・排水 ・消火 ●空調 ・換気 ・排煙 ・昇降機 ・その他 ()</p> <p>(4)負荷設備への接続 図面に特記明示がない場合、負荷設備への接続は本工事とする。</p> <p>(5)電動機等の接地 ・専用接地 ・金属管接地 (7.5kW以下)</p> <p>(6)分電盤、制御盤等 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、受注者名、施工者名を記載する。 2) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 3) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 4) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 5) 電流計は赤指針付（定格電流指示）とする。</p> <p>3. 雷保護設備 (1)避雷針 1) 受雷部 ・突針 ・棟上導体 ・笠木等の別途施工物 2) 避雷導線 ・引下げ導線 ・建築構造体利用 3) 接地極 ・接地極埋設 ・建築構造体利用 ・測定用補助接地極 4) 接地抵抗の測定 ①測定方法 ・電位差計方式 ・電圧降下法 ②測定回数 ・3回 ・()回 5) 接地極埋設標を設置する。 1) 耐雷トランス ・設置 (・単相用 ・動力用) ・設置しない 2) SPD ・低圧用 (・クラスⅠ ・クラスⅡ) ・通信用 (・カテゴリC2 ・カテゴリD1) 3) SPDの性能仕様は別図による。 1) 低圧用SPDIに使用する配線用遮断器は警報接点付とする。 2) 主幹機器の2次側に設ける場合の配線用遮断器は、定格遮断容量5kA以上とする。</p> <p>(4)通信回線保護 電話回線、制御回線などの通信回線に侵入するおそれがある場所は、雷サージから機器を保護するため通信用SPDを設置する。</p> <p>4. 接地設備 (1)接地工事 1) 種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 2) 施工 ・各種単独 ・共用有り () (2)接地抵抗測定 1) 測定方法 ・電位差計方式 ・電圧降下法 2) 測定回数 ・3回 ・()回 (3)接地極埋設標 接地には接地極埋設標を施工し、接地極の位置がわかるようにする。</p>	<p>【受変電設備】</p> <p>5. 受変電設備 (1)既設との取り合い ・無し ・改造 (機器取替、追加等を含む) ・増設 ・配線接続 ・その他 () (2)機器類 ・盤類 ・交流遮断器 ・断路器 ・避雷器 ・負荷開閉器 ・変圧器 ・進相コンデンサ ・直列リアクトル ・配線用遮断器 ・電磁接触器 ・その他 () (3)盤類 1) 形式 ・キュービクル式配電盤 (JIS C 4620) ・高圧スイッチギア (JEM 1425) (・CX ・CW ・PW ・MW) ・開放形配電盤 ・その他 () 2) 中通路 ・有 ・無 3) 特記事項 () (4)交流遮断器 真空遮断器 (VCB) ①操作方式 ・手動ばね操作 ・電動ばね操作 ・電磁操作 ②引外し方式 ・電流引外し ・コンデンサ引外し ・直流電圧引外し 1) 形式 ・3極単投 ・単極単投 (避雷器用に限る) 2) 操作方式 ・遠方手動操作 ・フック棒操作 (避雷器用に限る) 1) 形式 ・配電盤用 ・引込柱用 ・地中引込用 2) 配電盤用 ①操作方式 ・フック棒操作 ・遠方手動操作 ・電動操作 ②限流ヒューズ ・有 (ストライカ付き) ・無 ③引外し装置 ・ストライカ引外し ・電圧引外し ・無 ①本体及び制御箱の材質 ・ステンレス製 ・鋼製 ②保護装置 過電流蓄勢トリップ付地絡方向継電器とし、制御電源用変圧器内蔵とする ③避雷器 ・内蔵 ・無 3) 引込柱用 保護装置は、過電流蓄勢トリップ付地絡方向継電器とし、制御電源用変圧器内蔵とする 4) 地中引込用 1) 形式 ・油入 ・モールド 2) 設置方式 ・屋外型 ・屋内型 3) ダイヤル温度計 ・有 (・最大値指針 有 ・最大値指針 無) ・無 油入500kVA以上、モールド150kVA以上の場合には必須とする (7)変圧器 1) 形式 ・油入 ・モールド 2) 設置方式 ・屋外型 ・屋内型 3) ダイヤル温度計 ・有 (・最大値指針 有 ・最大値指針 無) ・無 油入500kVA以上、モールド150kVA以上の場合には必須とする (8)進相コンデンサ 1) 絶縁方式 ・油入 ・モールド ・ガス入 2) その他 ①内部異常を検知して動作する保護接点を設けること ②放電装置を附属又は内蔵すること (9)直列リアクトル (進相コンデンサ用) 1) 絶縁方式 ・油入 ・モールド 2) 容量 ・6% ・1.3% 3) その他 内部異常を検知して動作する警報接点を設けること 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、受注者名、施工者名を記載する。 2) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 3) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 ・本工事 (・2.1N/mm² ・1.8N/mm²) ・別途工事 ・既設利用 ・その他 () (12)配線ピット及び蓋 1) 施工 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他 () 2) ピット蓋の加工が必要な場合は、本工事にて行うこと。 (13)設置場所 ・屋内 ・屋外 (・地上 ・屋上)</p> <p>【電力貯蔵設備】</p> <p>6. 直流電源設備 (1)用途 () (2)容量 ()kVA (3)整流装置 () 1) 出力電圧 直流 (・1.2V ・2.4V ・4.8V ・()V) 2) 整流装置は、蓄電池を充電するための電流並びに監視及び制御等で消費される電流を考慮して選定する。 (4)蓄電池 1) 種類 ・鉛蓄電池 (・HS ・MSE ・長寿命形MSE) ・アルカリ蓄電池 (・AH ・AMH) ・その他 () 2) 最低蓄電池温度 ・5℃ ・15℃ ・25℃ ・-5℃ ・()℃</p> <p>7. 交流無停電電源設備 (1)用途 () (2)容量 ()kVA (3)給電方式 () ・常時インバータ給電方式 ・ラインインタラクティブ方式 ・常時商用給電方式 ・その他 () (4)整流装置等 整流装置、インバータ装置は、接続する負荷の特性を配慮し選定する。 (5)蓄電池 1) 種類 ・鉛蓄電池 (・HS ・MSE ・長寿命形MSE) ・アルカリ蓄電池 (・AH ・AMH) ・その他 () 2) 最低蓄電池温度 ・5℃ ・15℃ ・25℃ ・-5℃ ・()℃ 停電補償時間 ()</p> <p>(6)性能 ・仕様詳細は別図による。</p> <p>8. 電力平準化用蓄電設備 ・仕様詳細は別図による。</p> <p>9. 分散電源エネルギーマネジメントシステム ・仕様詳細は別図による。</p>	<p>【発電設備】</p> <p>10. 燃料式発電設備 (1)用途 1) 用途 ・防災電源専用 (防災認定品) ・防災電源兼用 (防災認定品) ・一般用 2) 区分 ・常用 ・非常用 ・屋内 (・普通地域 ・塩害地域) ・屋外 (・普通地域 ・塩害地域) (2)設置場所 (3)機器 ・発電装置 ・燃料槽 ・給油ボックス ・燃料移送ポンプ ・その他 () (4)発電装置 1) 種類 ・ディーゼル発電装置 ・ガスエンジン発電装置 ・ガスタービン発電装置 2) 形式 ・簡易形 ・オープン式 ・キュービクル式 (・85dB(A)/1m ・75dB(A)/1m) 3) 始動時間 (停電検出後) ・1.0秒以内 ・4.0秒以内 ・()秒以内 4) 連続運転時間 ・2時間以上 ・1.0時間以上 ・2.4時間以上 ・7.2時間以上 ・その他 () 5) 発電機 ①電気方式 ・三相3線式 (・6.6kV ・200V ・()V) ・単相3線式 (200/100V) ・単相2線式 (・200V ・100V ・()V) 60Hz ②定格周波数 ③定格出力 ()kVA 6) 原動機 ①定格出力 ()kW 以上 ()ps 以上 ②冷却方式 ・ラジエータ方式 ・その他 () (5)燃料 1) 種類 ・軽油 ・灯油 ・A重油 ・その他 () 2) 引渡時燃料 ・満タン ・指定なし ・その他 () (6)燃料槽 1) 形式及び容量 ・パッケージ搭載タンク ()リットル ・燃料小出槽 ()リットル ・主燃料槽 ()リットル ・屋外型 (・ステンレス製 ・鋼製) ・屋内型 (・ステンレス製 ・鋼製) 2) 燃料小出槽 ③設置工事 ・本工事 ・別途工事 ・その他 () ④タンク室工事 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他 () (7)給油ボックス 1) 材質 ・ステンレス製 ・鋼製 ・その他 () 2) 油量指示計 ・有 ・無 (8)燃料移送ポンプ 1) 電動ポンプ ・歯車ポンプ ・油中ポンプ 2) 手動ポンプ (ウイングポンプ) ・有 ・無 3) 電動ポンプ水没防止カバー ・有 ・無 (9)基礎 ・本工事 (・2.1N/mm² ・1.8N/mm²) ・別途工事 ・既設利用 ・その他 ()</p> <p>11. その他発電設備 ・ ()の仕様詳細は別図による。</p> <p>【通信・情報設備】</p> <p>12. 構内情報通信網設備 ・仕様詳細は別図による。</p> <p>13. 構内交換設備 (1)機器 ・交換装置 ・電話機 ・端子盤類 ・アウトレット ・その他 () (2)交換装置 1) 種別 ・構内交換装置 (・デジタルPBX ・IP-PBX ・VoIPサーバ) ・ボタン電話装置 ・その他 () 2) 局線応答方式 ・局線中継台 ・分散中継台 ・ダイヤルイン ・ダイレクトインダイヤル ・ダイレクトインライン ・その他 () 3) 保安用接地 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他 () 4) 本配電盤(MDF) ・自立フルム (・片面形 ・両面形) ・交換機一体型 ・壁掛型 ・その他 () 5) 電源装置 ①形式 ・別置型 ・一体形 ・その他 () ②停電補償時間 ・30分以上 ・()以上 (3)電話機 ・一般電話機 ・多機能電話機 ・IP電話機 ・デジタルコードレス電話機 (PHS方式) ・IPコードレス電話機 (無線LAN方式) ・その他 () (4)端子盤類 1) 端子盤 ・中継端子盤 (IDF) ・室内端子盤 2) 中継端子盤には実装数の20%以上、室内端子盤には10P以上の接続端子板スペースを見込む。 (5)アウトレット ・ローテンションアウトレット (・固定型 ・上下動型(アップ式を含む)) ・壁コンセント ・その他 ()</p> <p>14. 情報表示設備 (1)設備 仕様詳細は別図による。 (2)マルチイン装置 仕様詳細は別図による。 (3)出退表示装置 仕様詳細は別図による。 (4)時刻表示装置 (5)警報等表示装置 1) 機器 ・表示盤 ・検出装置 ・その他 () 2) 表示盤 ①表示方式 ・表示窓式 ・その他 () ②施工 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他 () 3) 検出装置 ①検出方式 ・電極 ・無電圧接点 ・その他 () ②施工 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他 () 4) 図面に特記明示がない場合、検出装置への接続は本工事とする。</p> <p>15. 映像音響設備 ・仕様詳細は別図による。</p>
---	--	--	--

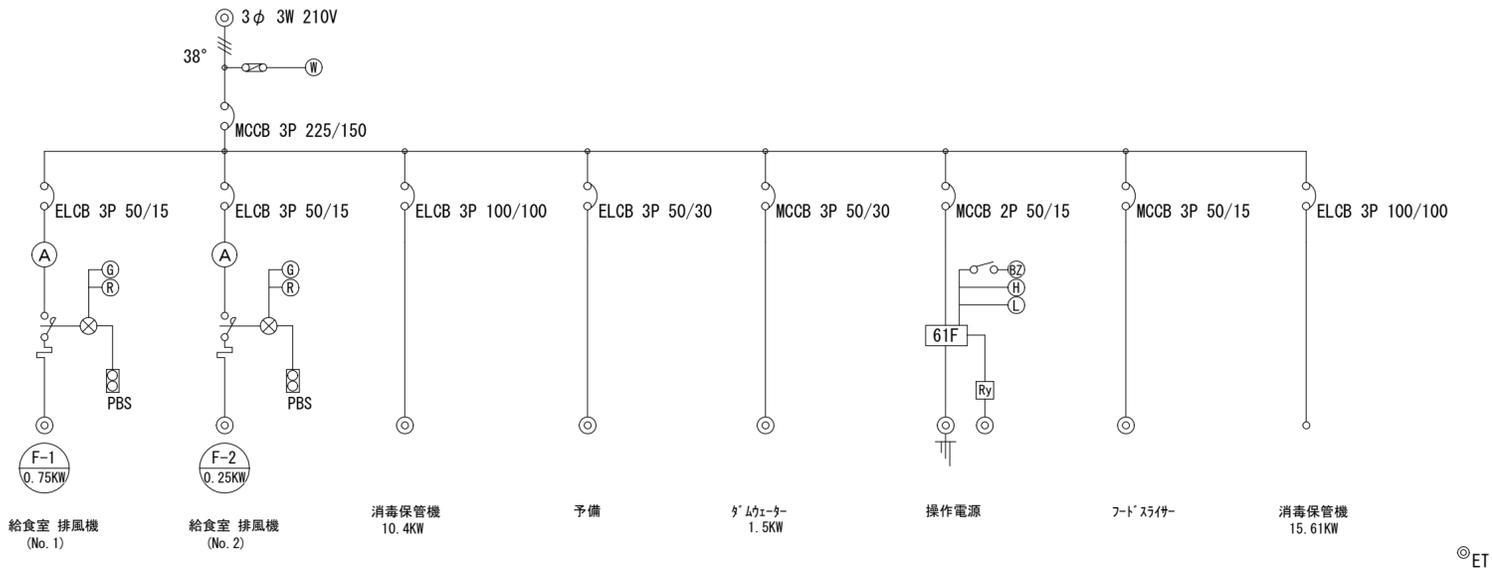
16. 拡声設備	・増幅器 ・付属機器 ・操作装置 ●スピーカー ・その他 ()
(1)機器	・非常放送兼用 (仕様は非常放送装置を参照)
(2)増幅器	・専用出力 () W 出力インピーダンス ・Lo形 ・Hi形
(3)付属機器	・オーディオミキサー ・リモコンマイク ・電源制御器 ・録音再生装置 (・CD ・メモリアーディオ ・その他 ()) ・アナウンスレコーダ (・チャイム ・独自メッセージ ・プログラムタイム ・その他 ())
(4)操作装置	・有線マイクロホン ・無線マイクロホン (・電波式 (・アナログ ・デジタル) ・赤外線式) ・ラジオチューナー (・FM ・AM ・その他 ())
(5)スピーカー	・スピーカー切替装置 ・その他の機器 () ・卓型 ・キャビネットラック型 ・壁掛型 ・その他 () ●非常放送兼用 (仕様は非常放送装置を参照)
17. 誘導支援設備	・専用結線 ・1W ・3W () W インピーダンス ・Lo形 ・Hi形 設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他 ()
(1)設備	・音声誘導装置 ●インターホン ・トイレ等呼出装置
(2)音声誘導装置	1) 検出方式 ・磁気式 ・無線式 ・画像認識式 ・その他 () 2) 設置場所 ・屋外 (防雨形) ・屋内 3) 機能 ・自動火災報知設備より火災報知信号を受信した場合停止する ・タイムスケジュールにより停止及び開始を可能とする ・その他 ()
(3)インターホン	4) 機器 ・制御装置 ・送信機 ・受信機 ・その他 () 5) 制御装置 ・壁掛型 ・卓上形 ・複合盤組込 ・その他 () 6) 送信機 ・壁掛形 ・卓上形 ・埋込形 ・その他 () 7) 受信機 ・スピーカー式 ・イヤホン式 ・その他 ()
(4)トイレ等呼出装置	1) 用途 ●内部受付用 ●外部受付用 ・夜間訪問用 ・身体障害者用 ・保守用 ・その他 () 2) 機能 ・音声通話 ●映像モニタ 3) 通話網 ●親子式 ・相互式 ・複合式 4) 通話方式 ●同時通話式 ・交互通話式 ・その他 () 5) 機器 ●親機 ●子機 ・その他 () 6) 親機 ①形状 ●壁掛型 ・卓上形 ・複合盤組込 ・その他 () ②送受話器 ・電話機形 ・マイク形 ・その他 ()
18. テレビ共同受信設備	7) 子機 ①形状 ●壁掛形 ・卓上形 ・埋込形 ・その他 () ②送受話器 ・電話機形 ・マイク形 ・その他 ()
(1)受信放送	1) 用途 ・トイレ呼出 ・受付呼出 ・非常通報 ・その他 ()
(2)機器	2) 機器 ・親機 ・呼出スイッチ ・警報装置 ・その他 () 3) 親機 ・壁掛型 ・卓上型 ・複合盤組込 ・その他 () 4) 呼出スイッチ ・押ボタン式 ・引紐式 ・その他 () 5) 警報装置 ・光 ・音声 ・ブザー ・ベル ・その他 ()
(3)アンテナ	2) 機器 ・親機 ・呼出スイッチ ・警報装置 ・その他 () 3) 親機 ・壁掛型 ・卓上型 ・複合盤組込 ・その他 () 4) 呼出スイッチ ・押ボタン式 ・引紐式 ・その他 () 5) 警報装置 ・光 ・音声 ・ブザー ・ベル ・その他 ()
19. 監視カメラ設備	1) 用途 ・UHF ・BS ・CS ・FM ・CATV ・その他 () ・増幅器 ・混合器 ・分波器 ・分岐器 ・分配器 ・機器収容箱 ・アンテナ ・その他 ()
20. 駐車場管制設備	1) 放送 ・UHF ・BS ・CS ・FM ・その他 () 2) マスト ・地上波用 (・壁面取付 ・自立 ・既設利用) ・衛星用 (・壁面取付 ・自立 ・既設利用) ・その他 ()
21. 防犯・入退室管理設備	3) 自立用基礎 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他 ()
22. 自動火災報知設備	・仕様詳細は別図による。
(1)機器	・仕様詳細は別図による。
(2)受信機	・仕様詳細は別図による。
(3)副受信機 (表示装置)	・仕様詳細は別図による。
(4)中継器	・仕様詳細は別図による。
(5)発信機	・仕様詳細は別図による。
(6)感知器	・仕様詳細は別図による。
(7)光警報装置	・仕様詳細は別図による。

23. 自動閉鎖設備	・運動制御器 ・感知器 ・自動閉鎖装置 ・自動開錠装置 ・その他 ()
(1)機器	1) 制御対象 ・防火戸 ・防火シャッター ・防排煙ダンパー ・非常口等の扉 ・その他 ()
(2)運動制御器	2) 回線数 () 回線 (遠方復帰機構 () 回路) 3) 設置 ・単独 (・壁掛形 ・自立形) ・火災受信機等との複合盤 1) 型式 ・アドレス付 ・一般型 2) 種類 煙感知器 (・2種 ・3種) 3) 試験機能 ・自動試験機能 ・遠隔試験機能 4) 機器仕様 ・一般 ・防水 ・防爆 ・防食 ・その他 ()
(3)感知器	1) 方式 ・電磁式 ・ラッチ式 ・その他 () 2) 施工 ・本工事 (・建築工事 ・電気設備工事) ・別途工事 ・既設利用 ・その他 ()
(4)自動閉鎖装置	1) 方式 ・電磁式 ・ラッチ式 ・その他 () 2) 施工 ・本工事 (・建築工事 ・電気設備工事) ・別途工事 ・既設利用 ・その他 ()
(5)自動開錠装置	1) 方式 ・電磁式 ・ラッチ式 ・その他 () 2) 施工 ・本工事 (・建築工事 ・電気設備工事) ・別途工事 ・既設利用 ・その他 ()
24. 非常警報設備	・非常放送装置 ・非常ベル
(1)設備	1) 消防法基準適合マークとする。
(2)非常放送装置	2) 機器 ・増幅器 ・スピーカー ・非常用リモコンマイク ・その他 ()
(3)非常ベル (自動サイレンを含む)	3) 増幅器 ①出力 () W ②出力インピーダンス ・Lo形 ・Hi形 ③形式 ・ロングラック型 ・スタンダードラック型 ・壁掛型 ・その他 () ④機能 ・マイク放送 ・連動放送 (・自火報設備 ・緊急地震速報設備) ・その他 () ⑤用途 ・拡声設備兼用 ・非常放送専用
25. ガス漏れ火災警報設備	4) スピーカー ①結線 ・1W ・3W () W ②インピーダンス ・Lo形 ・Hi形 ③設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他 () ④用途 ・拡声設備兼用 ・非常放送専用
(1)機器	5) 非常用リモコンマイク 型式 ・壁掛形 ・ラック収納形 ・卓上形 ・その他 ()
(2)受信機	1) 機器 ・起動装置 ・非常ベル ・表示灯 ・その他 () 2) 設置 ・単独設置 ・機器収容箱に組込 ・消火栓ボックス (別途) に組込 ・その他 ()
(3)副受信機	・仕様詳細は別紙による。
(4)検知器	・仕様詳細は別紙による。
【中央監視制御設備】	・仕様詳細は別紙による。
【医療関係設備】	・仕様詳細は別紙による。
26. 構内配電線路	・仕様詳細は別紙による。
(1)配線方式	・仕様詳細は別紙による。
(2)建柱	・仕様詳細は別紙による。
(3)装柱機器 (高圧用)	・仕様詳細は別紙による。
(4)装柱機器 (低圧用)	・仕様詳細は別紙による。
(5)ハンドホールマンホール	・仕様詳細は別紙による。
(6)錆鉄蓋	・仕様詳細は別紙による。
(7)地中ケーブル保護材料	・仕様詳細は別紙による。

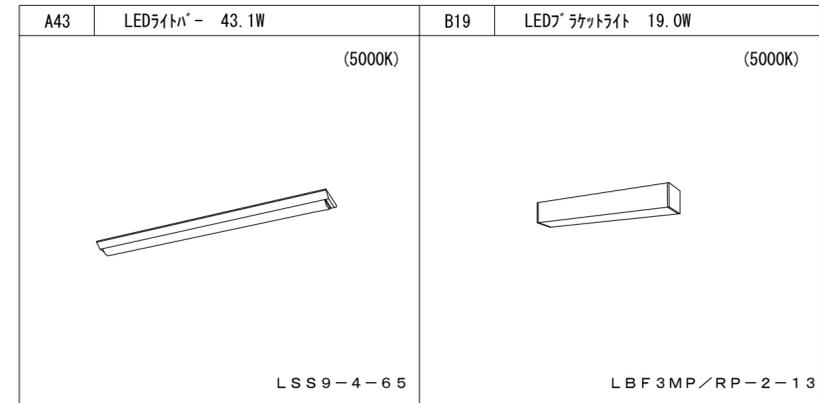
【構内通信線路】	・仕様詳細は別紙による。
27. 構内通信線路	・仕様詳細は別紙による。
(1)用途	・電話 ・拡声 ・時刻表示 ・火災報知 ・非常警報 ・インターホン ・テレビ共同受信 ・防犯 ・制御 ・その他 ()
(2)配線方式	・地中線式 (・直埋 ・管路) ・架空線式 (・直接 ・ちよう架線添架) ・建築物等添架式 (・露出配管 ・隠蔽配管 ・その他 ()) ・その他 ()
(3)建柱	1) 施工 ・本工事 ・既設柱利用 ・構内配電線柱に添架 ・その他 () 2) 電柱 ・コンクリート柱 ・鋼管柱 ・パンザマスト ・その他 ()
(4)ハンドホールマンホール	3) 支持材 ・根かせ ・根はじき ・根巻き ・底板 ・支線 (保護ガード ・有 ・無) 4) 装柱材料 ・有 ・無 5) 銘板 ・有 ・無 1) 形式 ・ブロック式 ・現場打ち 2) 施工 ・本工事 (・建築工事 ・電気設備工事) ・別途工事 ・既設利用 ・その他 ()
(5)錆鉄蓋	3) ケーブル支持金物の取付 ・2箇所 ・4箇所 () 箇所 4) 重車両の通行 ・有 (破壊荷重 200kN以上、衝撃係数 0.1(走行速度制限箇所)) ・無
(6)地中ケーブル保護材料	1) 錆鉄蓋の刻印は「弱電」又は「通信」とする。 2) 雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。 1) 種類 ・FEP ・GLT (PEライニング管) ・VE ・HIVE ・SGP ・厚鋼電線管 ・その他 () 2) 標示杭埋設 ・コンクリート製 ・鉄製 (アスファルト部分) 3) 埋設標識シート ・2倍長 ・その他 () 4) 埋設標識シートの表記は弱電用であることがわかるものとする。
【その他】	・仕様詳細は別紙による。
28. 消火器	1) 設置 ・本工事 (・建築工事 ・電気設備工事 ・機械設備工事) ・別途工事 2) 消火器 種類 () , 数量 () 本 3) 消火器収納箱 材質 () , 数量 () 面
5. 使用資機材の適用規格	(1)以下に定めるとおりとする。なお、以下に定めのない資機材については、日本工業規格 (JIS規格) 適合品の使用を原則とする。 ● 電気用品安全法に定める特定電気用品又は特定電気用品以外の電気用品 ・ 電気用品安全法適合品 ● 耐熱・耐火電線、耐熱・耐火ケーブル ・ 消防庁の登録認定機関として消防庁告示に規定された耐熱・耐火電線及び耐火バスタクトの適合性検査を行い合格したもの ・ 第三者認証機関として(一社)日本電線工業会規格 (JCS規格) への適合性検査を行い合格したもの ● 非常用照明器具 ・ 建築基準法に定める国土交通大臣認定品 ・ (一社)日本照明工業会の自主評定を受け、JIL5501適合マークが貼付されたもの ● 誘導灯 ・ 登録認定機関 ((一社)日本電気協会 (JEA誘導灯認定委員会)) の認定を受け、認定証票が貼付されたもの ● 制御盤 ・ (一社)日本配電制御システム工業会規格 (JSIA規格) 適合品 ● 消防用加圧送水装置、不活性ガス消火設備及びハロゲン化合物消火設備の制御盤、火災通報装置、総合操作盤等の認定対象品 ・ 登録認定機関 ((一財)日本消防設備安全センター (消防用設備等認定委員会)) の認定を受け、認定証票が貼付されたもの ● 不活性ガス消火設備等の操作箱、新ガス系消火設備制御盤、緊急通報装置、非常通報装置等の性能評定対象品 ・ (一財)日本消防設備安全センターの性能評定を受け、評定証票が貼付されたもの ● 金属閉鎖形スイッチギア ・ (一社)日本電機工業会規格 (JEM規格) 適合品 ● 高圧機器 (遮断器、限流ヒューズ、負荷開閉器、避雷器、断路器、特定機器以外の変圧器、計器用変成器、保護継電器) ・ (一社)電気学会電気規格調査会規格 (JEC規格) 適合品 ● 直流電源装置 (防災電源用) ・ 登録認定機関 ((一社)日本電気協会 (JEA蓄電池設備認定委員会)) の認定を受け、認定証票が貼付されたもの ● 交流無停電電源装置 ・ (一社)電気学会電気規格調査会規格 (JEC規格) 適合品 ● 自家発電装置 (防災電源用) ・ 登録認定機関 ((一社)日本内燃力発電設備協会) の認定を受け、認定証票 (長時間形) が貼付されたもの ● 自家発電装置 (防災電源用でないもの) ・ (一社)日本電機工業会規格 (JEM規格) 適合品 ● 太陽電池モジュールの支持物 ・ 電気設備の技術基準の解釈第4 6条第2 項又は第3 項の規定に適合するもの ● 電話用設備 (電話交換機、電話機等) ・ 登録認定機関 ((一財)電気通信端末機器審査協会 (JATE) 等) の技術基準適合認定を受け、適合表示が貼付されたもの ● 非常用放送設備 ・ 登録認定機関 (日本消防検定協会) の認定を受け、認定証票が貼付されたもの ● テレビ共同受信機器 ・ 優良住宅部品 (BL部品) の認定を受けたもので、BLマーク証紙が貼付されたもの ・ (一社)電子情報技術産業協会スーパーハイビジョン受信マーク登録品の認定を受けたもので、SHマークが貼付されたもの ● 自動火災報知設備 ・ 登録認定機関 (日本消防検定協会) の認定を受け、認定証票が貼付されたもの (2)特殊仕様の資機材を使用する場合は、仕様・性能等を証明する書類を監督員に提出し、かつ監督員の承諾が得られた場合に限り使用できるものとする。

改修前

CP-2



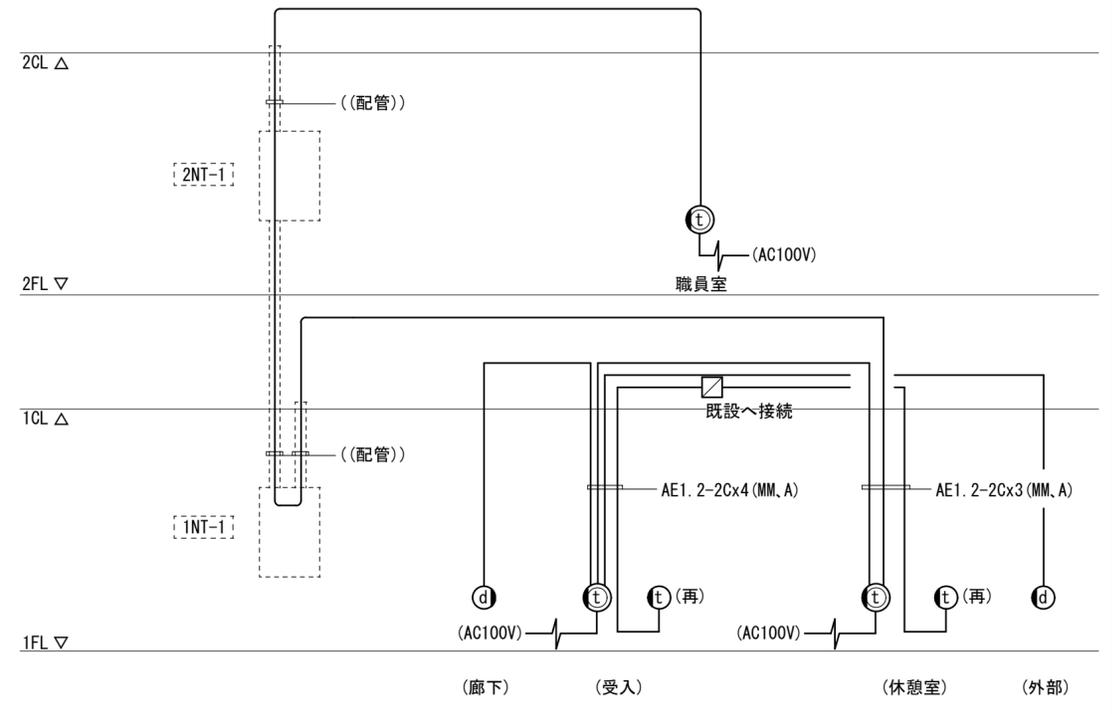
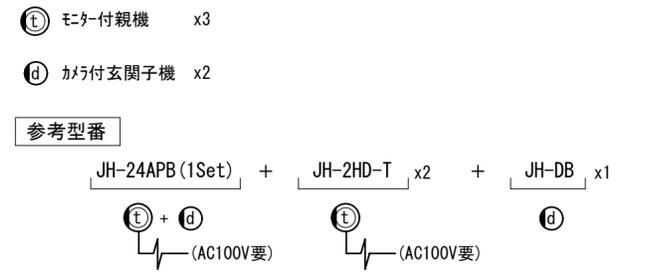
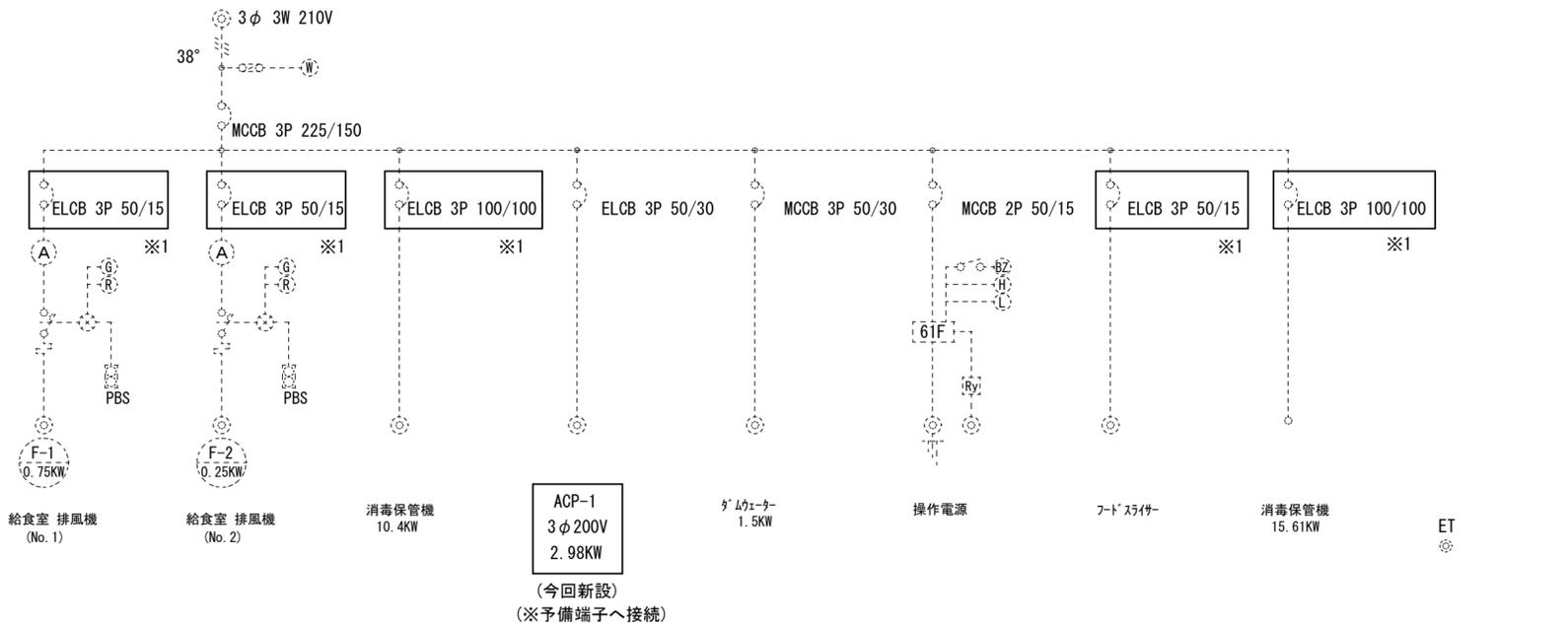
照明器具姿図

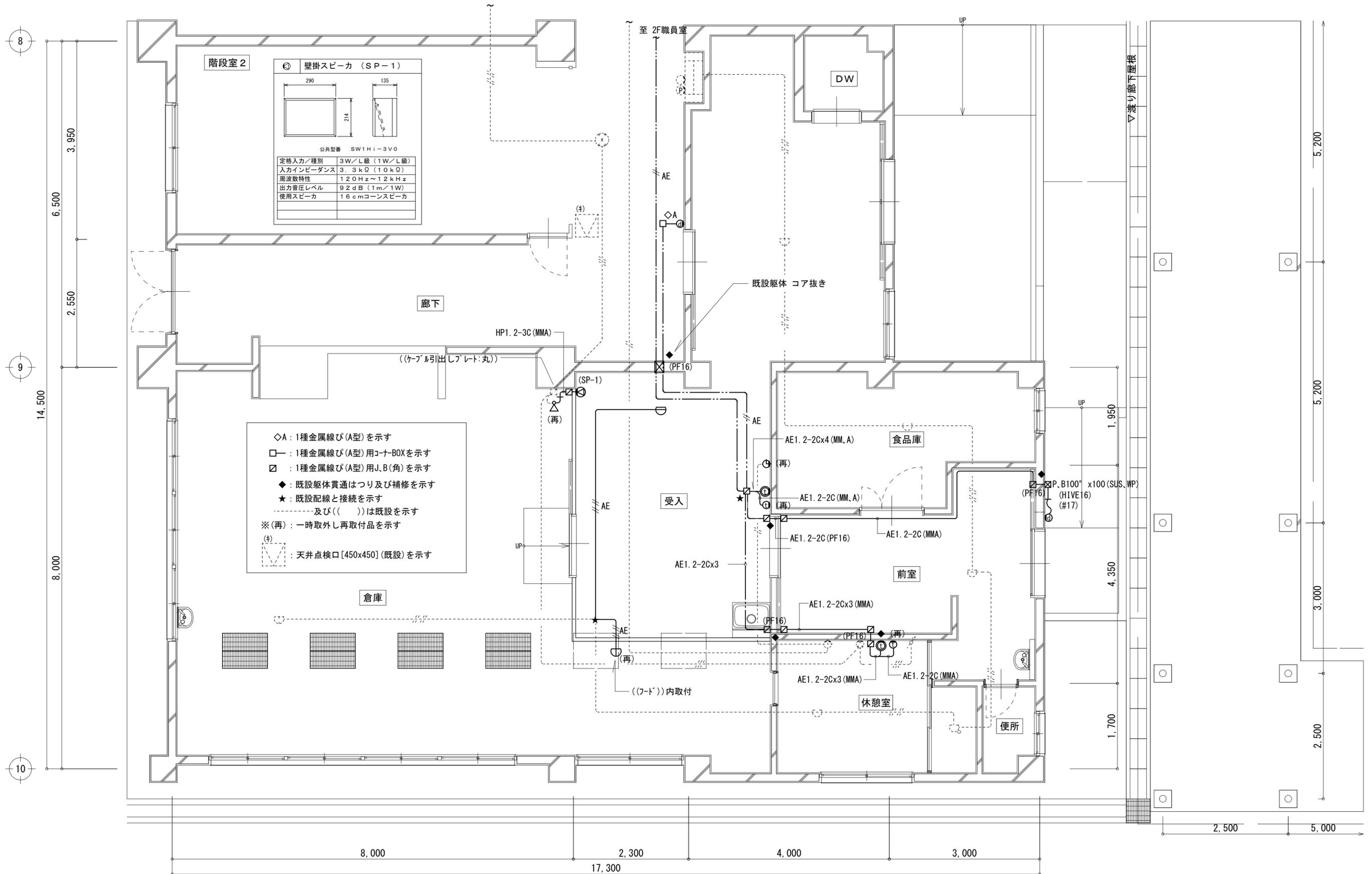


改修後

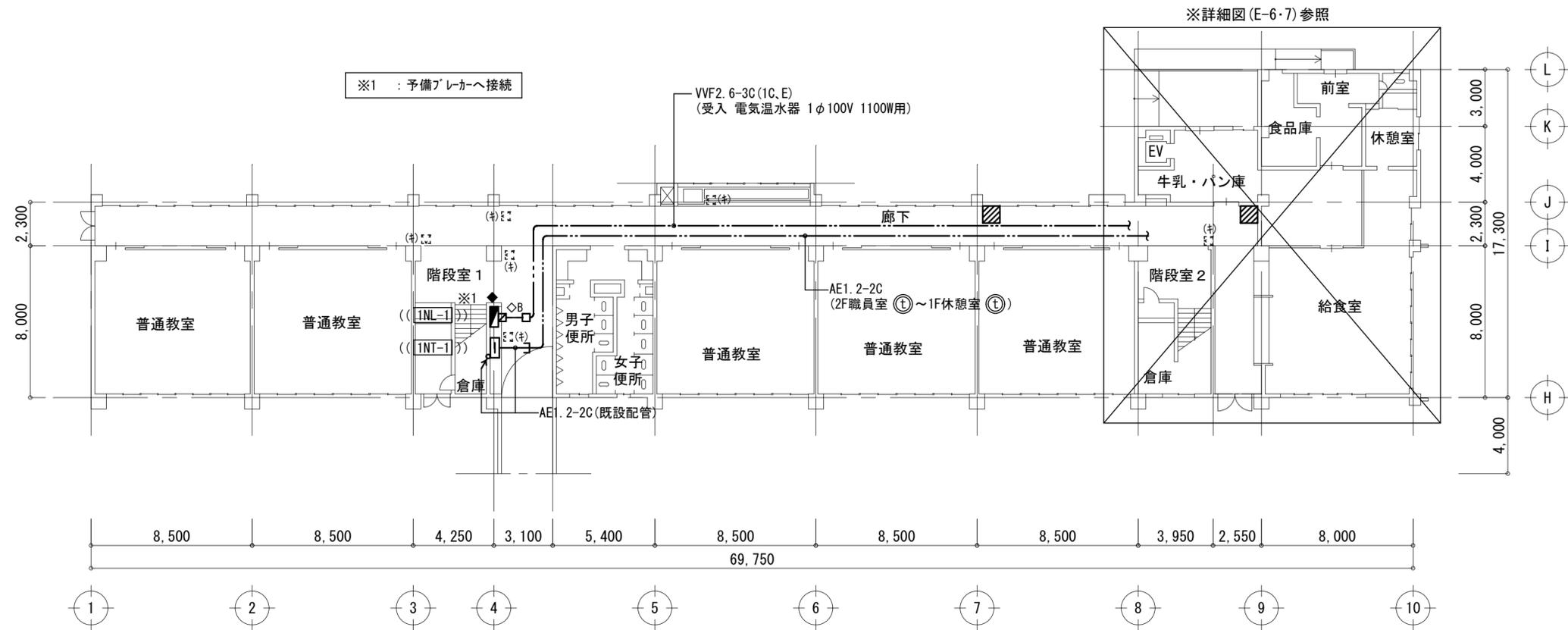
CP-2

(※1)二次側切り離し、予備とする
二次側は絶縁処理のこと



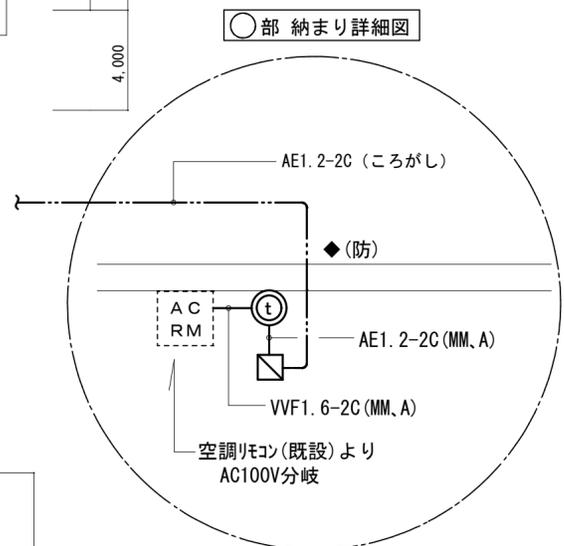
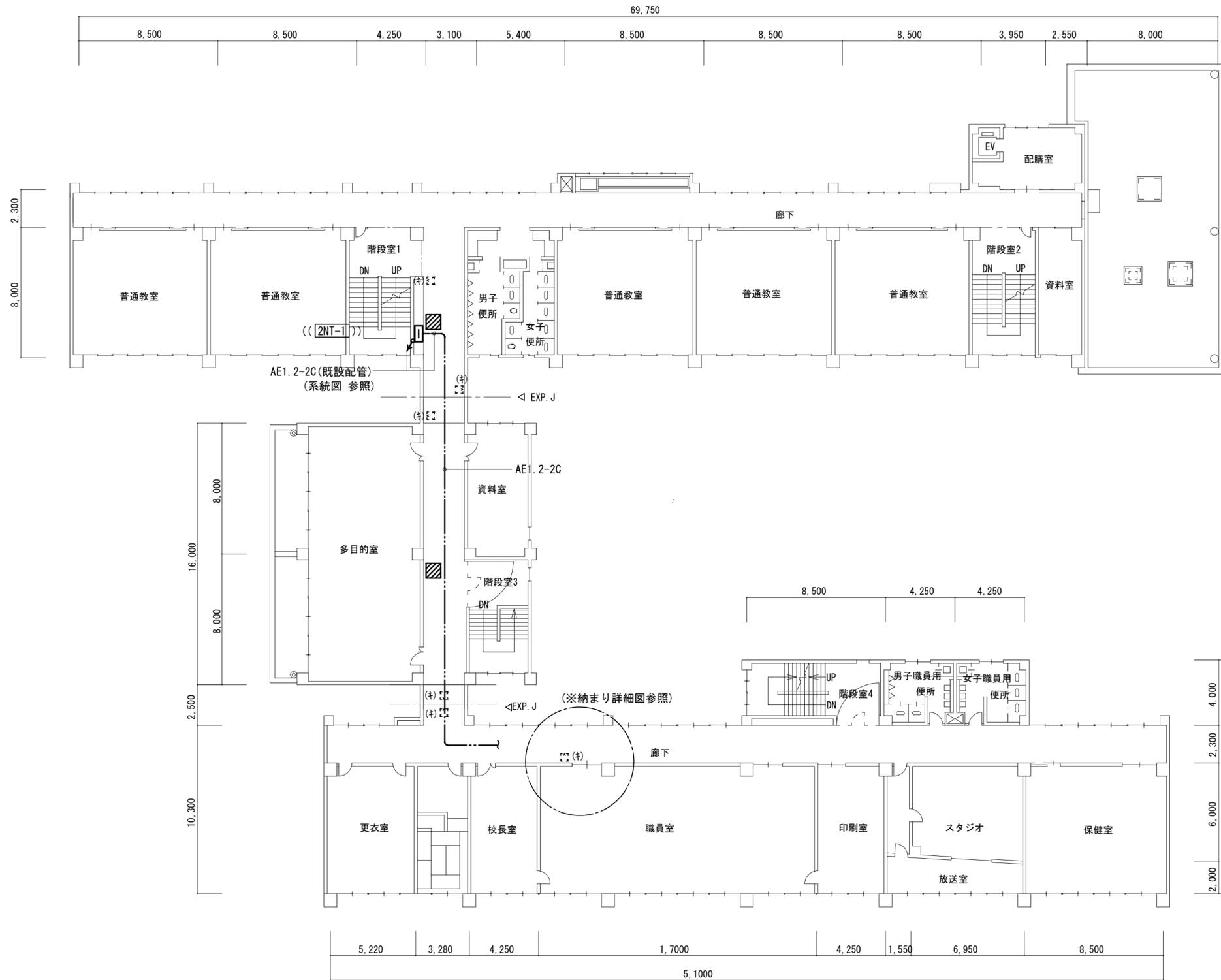


平面詳細図(改修後) S: 1/50



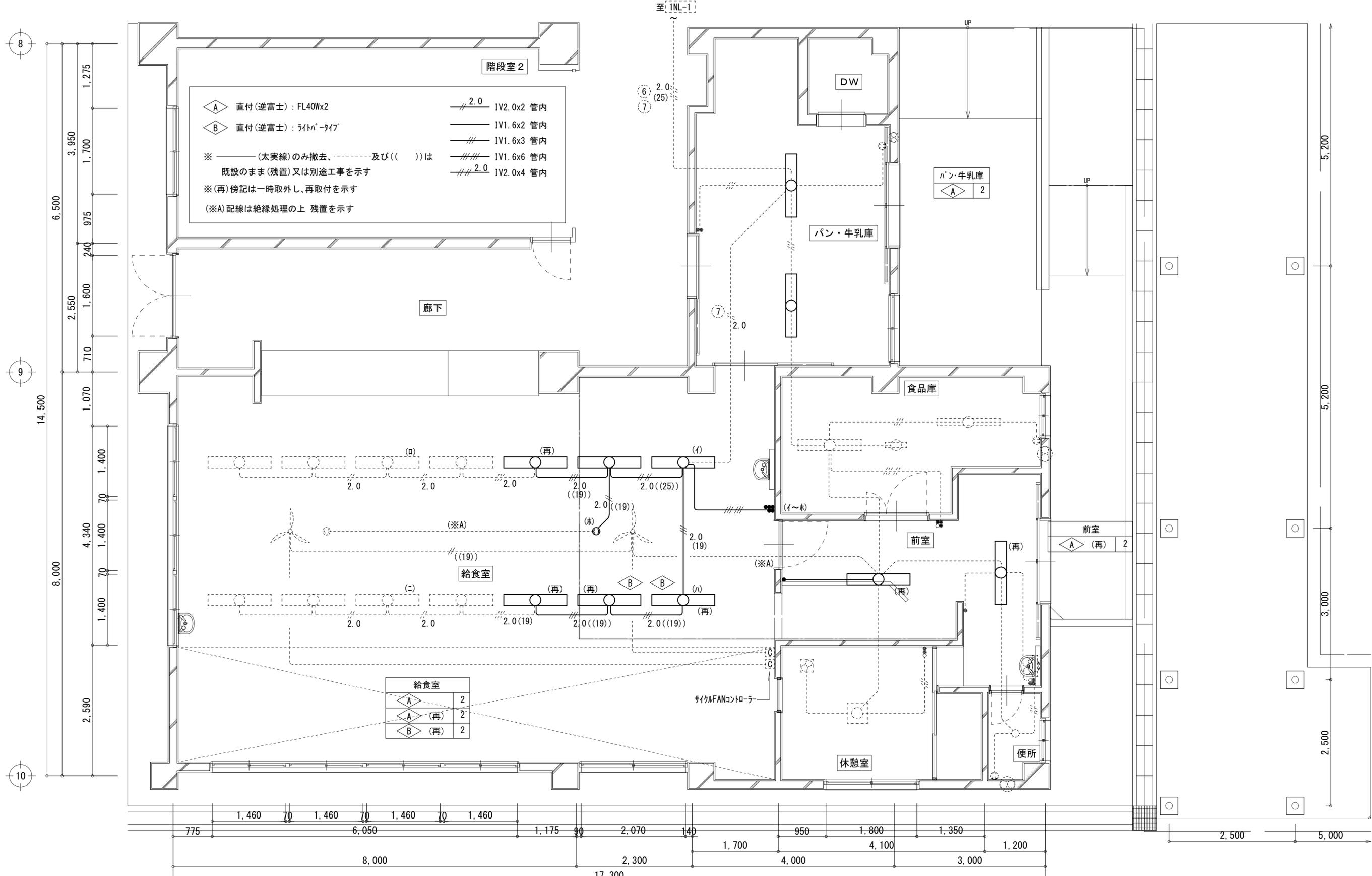
1階平面図 S: 1/200

- ▨ : 既設天井ボード 一時取り外し再取付を示す (900×900程度) (建築工事)
- ⊕ : 天井点検口 [450×450] (既設) を示す
- ◇B : 1種金属線び (B型) (コナBOX共) を示す
- ⊠ : 1種金属線び (B型) 用J,B (角) を示す
- ◆ : 盤上部 (壁) はつり穴あけを示す



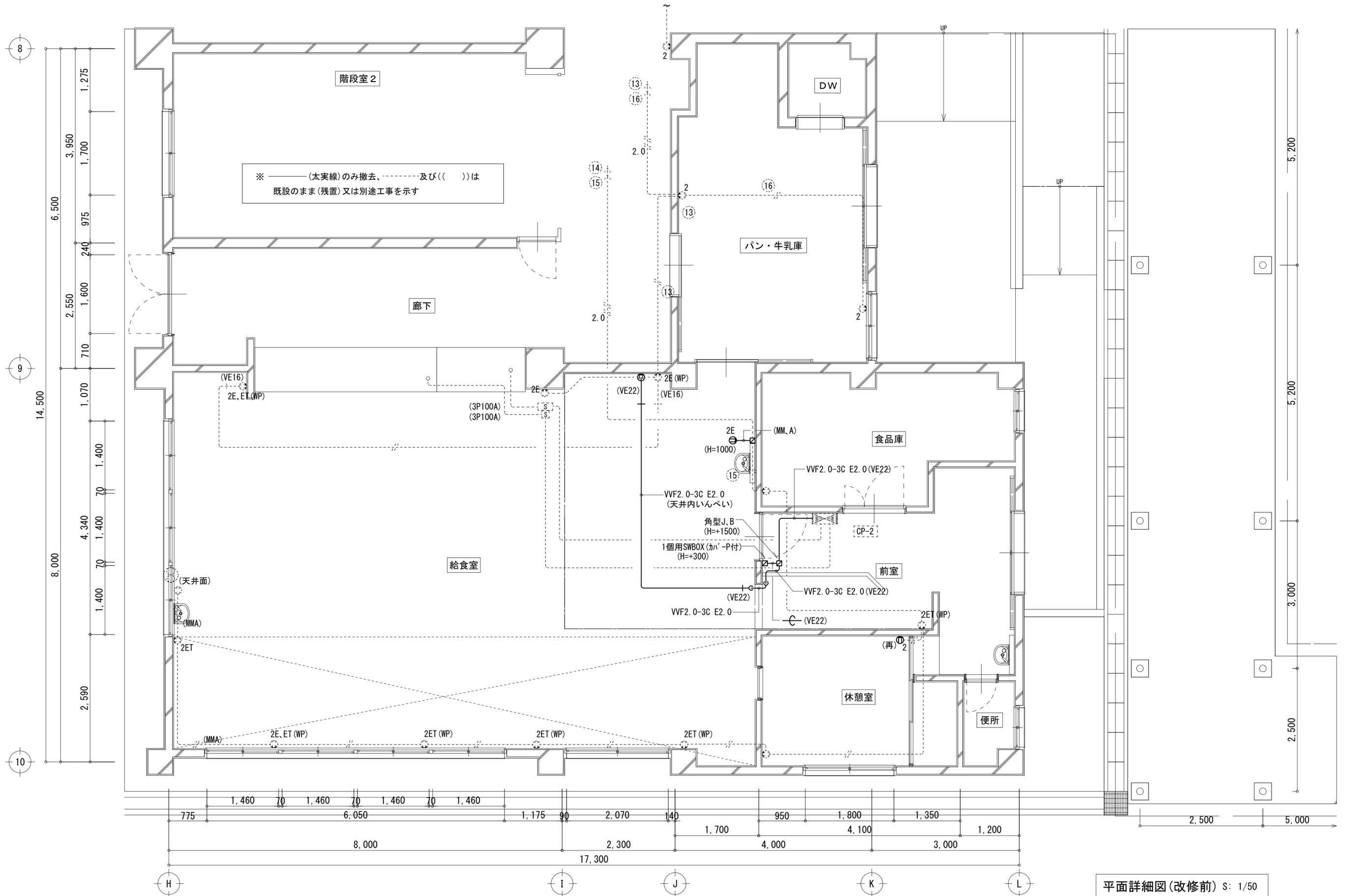
- (*) : 天井点検口 [450x450] (既設) を示す
- ◆ : 既設躯体17抜きを示す
- (防) : 防火区画貫通処理を示す
- ▨ : 既設天井ボード 一時取り外し再取付を示す (900x900程度) (建築工事)

2階平面図 S : 1/200

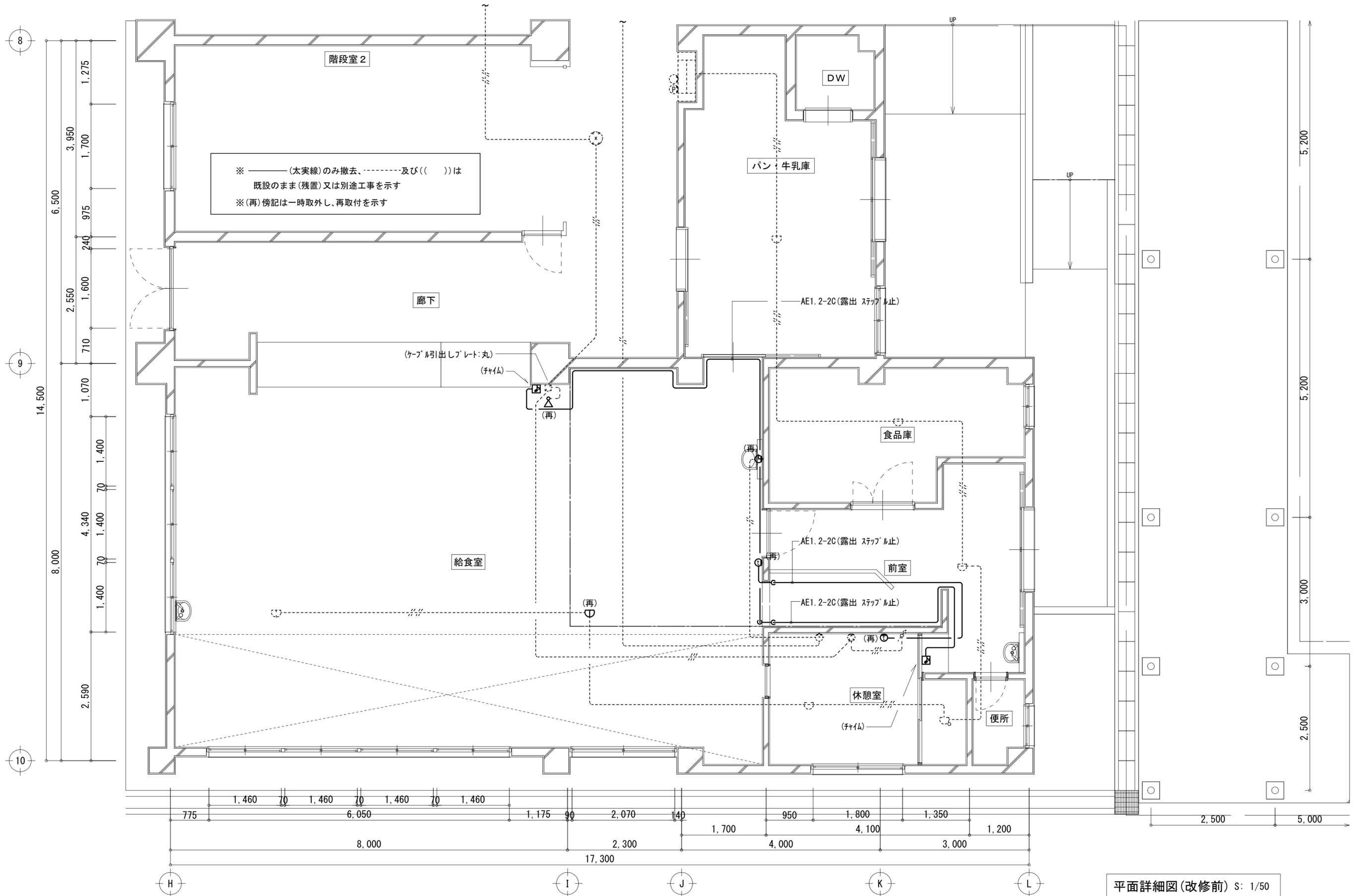


凡例
 改修範囲を示す

平面詳細図(改修前) S: 1/50



平面詳細図(改修前) S: 1/50



※ — (太実線)のみ撤去、-----及び(())は
既設のまま(残置)又は別途工事を示す
※ (再)傍記は一時取外し、再取付を示す

平面詳細図(改修前) S: 1/50

※ 横走り管の吊り間隔

鋼管	100A以下 125A以上	— —	2m 以下 3m 以下
ビニル管 耐火二層管 鋼管	80A以下 100A以上	— —	1m 以下 2m 以下
鉛管			1.5m以下
鍍鉄管	標準図による		

※ 横走り管形鋼振れ止め支持間隔

支持間隔	6m以下	8m以下	12m以下
鋼管	—	50A~100A	125A~
鍍鉄管			
ビニル管 耐火二層管 鋼管	25A~40A	50A~100A	125A~

※ 冷媒用鋼管の横走り管の支持間隔

基準外径 9.52mm 以下 吊り間隔 1.5m以下 ※ 液管・ガス管共吊りの場合は液管の外径を基準外径 12.70mm 以上 吊り間隔 2.0m以下 基準とする。
形鋼振れ止め支持間隔は、鋼管に準ずる。

(2) ダクト工事

- 矩形ダクト 亜鉛鉄板 JIS G 3302 (SGCC、SGCCA) 鍍金付着Z18以上
 ステンレス鋼板 JIS G4305
- 工法 アングルフランジ工法
 共板フランジ工法
 スライドオンフランジ工法
- 形鋼補強 山形鋼 JIS G 3101 SUS鋼材 JIS G 4317
- 丸ダクト スパイラルダクト
 下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管 (多湿箇所) AS-62 (RS-VU)

(3) 保温塗装工事

- 1) 材料 部分的に材料を変更する場合は、図面内に明記すること。
- | | | | |
|------------------------------|----------------------------------|------------------------------|----------------------------------|
| ■ グラスウール保温材 (屋内一般等) | 保温筒 JIS A 9504 2号 40K | | |
| ■ 給水管 | ■ 排水管 | <input type="checkbox"/> 給湯管 | <input type="checkbox"/> 温水管 |
| <input type="checkbox"/> 蒸気管 | <input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管 | <input type="checkbox"/> 冷媒管 | <input type="checkbox"/> 消火管 |
| (屋外等) | | | |
| <input type="checkbox"/> 給湯管 | <input type="checkbox"/> 温水管 | <input type="checkbox"/> 蒸気管 | <input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管 |
| <input type="checkbox"/> 冷媒管 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
- | | | | |
|---|----------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ロックウール保温材 (防火区画貫通部等) | 保温板、フランケット 1号JIS A 9504 | | |
| <input type="checkbox"/> 給水管 | <input type="checkbox"/> 排水管 | <input type="checkbox"/> 給湯管 | <input type="checkbox"/> 温水管 |
| <input type="checkbox"/> 蒸気管 | <input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管 | <input type="checkbox"/> 冷媒管 | <input type="checkbox"/> 消火管 |
- | | | | |
|--|------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ポリスチレンフォーム保温材 (屋内一般等) | 保温筒 JIS A 9511 3号 | | |
| <input type="checkbox"/> 給水管 | <input type="checkbox"/> 排水管 | <input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管 | <input type="checkbox"/> 冷水管 (2~4℃) |
| <input type="checkbox"/> プライン管 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| (屋外等) | | | |
| <input type="checkbox"/> 給水管 | <input type="checkbox"/> 排水管 | <input type="checkbox"/> 給湯管 | <input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管 |
| <input type="checkbox"/> プライン管 | <input type="checkbox"/> 消火管 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
- | | | | |
|--|------------------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 合成樹脂調合ペイント塗り塗料 (露出) | JIS K 5516 (合成樹脂調合ペイント) | 1種 | |
| <input type="checkbox"/> 給水管 | <input type="checkbox"/> 排水管 | <input type="checkbox"/> 通気管 | <input type="checkbox"/> ドレン管 |
| <input type="checkbox"/> ガス管 | <input type="checkbox"/> 消火管 | <input type="checkbox"/> 油管 | <input type="checkbox"/> 冷却水管 |
| <input type="checkbox"/> ダクト (亜鉛鉄板製) | <input type="checkbox"/> ダクト (鋼板製) | | |
- | | | | |
|--|------------------------------------|----|--|
| <input type="checkbox"/> さび止めペイント塗り塗料 (露出) | JIS K 5621 (一般用錆止めペイント) | 2種 | |
| <input type="checkbox"/> 蒸気管 (往) | <input type="checkbox"/> ダクト (鋼板製) | | |

2) 保温厚

グラスウール、ロックウール					
保温厚 (mm)	20	25	30	40	50
給水・排水・ドレン・給湯60A	100~150A	-	200A~	-	-
膨張・温水・消火管	~25A	-	32~50A	65A~	-
蒸気管	-	-	~25A	32~200A	250A~
冷水・冷温水・冷媒管	-	-	~25A	32~200A	250A~

ポリスチレンフォーム						
保温厚 (mm)	20	25	30	40	50	65
給水・消火・排水管	~80A	100A~	-	-	-	-
冷水・冷温水管	-	-	~25A	32~200A	250A~	-
冷水管 (冷水温度2~4℃)	-	-	~20A	25A~100A	125A~	-
プライン管	-	-	-	~25A	32~80A	100A~

・ 機器ダクト保温厚

保温厚	
25mm	ダクト(屋内露出 [機械室、書庫、倉庫]、隠蔽部)、消音チャンパー・エルボ 膨張タンク、鋼板製タンク、排煙ダクト隠蔽部(ロックウール)
50mm	ダクト(屋内露出 [一般居室、廊下])、サブライチャンパー、貯湯タンク類 冷水・冷温水・温水・環水タンク、熱交換器、冷水・冷温水・温水・蒸気ヘッダー 排気筒隠蔽部(ロックウール)
75mm	煙罩(ロックウール)

3) 種別

給排水衛生設備配管の保温仕様	1	2	3	4
屋内露出	保温筒	鉄線	合成樹脂製カバー	
機械室・書庫・倉庫	保温筒	鉄線	原紙	75kg/㎡以上
天井内・P S内	75kg/㎡以上化粧保温筒	アルミガラスクロス粘着テープ		
暗渠内(ピット内)	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	着色75kg/㎡以上
屋外露出	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	SUS鋼板仕上

※ 1) 排水管については、上表暗渠内(ピット内)の仕様を防食テープ巻きに読み替える。
※ 2) サヤ管工法; 架橋ポリエチレン・ポリブデン管使用の場合は、上表保温不要。
※ 3) 消火管の外部露出のは保温を行う。

空調設備配管の保温仕様 (R、G保温材の仕様のみ)

空調設備配管の保温仕様 (R、G保温材の仕様のみ)	1	2	3	4	5
屋内露出	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	合成樹脂製カバー	
機械室・書庫・倉庫	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	原紙	アルミガラスクロス仕上
天井内・P S内	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	アルミガラスクロス仕上	
(温水・蒸気管以外)					
暗渠内(ピット内)	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	着色アルミガラスクロス仕上	
屋外露出	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	SUS鋼板仕上	

※ 1) 冷媒管に断熱材被覆鋼管を使用した場合の保温種別
■ 保温化粧ケース仕上 ■ ポリスチレン成形の上、SUS鋼板仕上(屋外露出部分)

機器保温仕様

機器保温仕様	1	2	3	4	5
冷水・冷温水タンク					
鋼板製タンク	鉄	保温板	ポリエチレンフィルム	鉄線	SUS鋼板仕上
冷水・冷温水ヘッダ					カラー亜鉛鉄板(屋内)
温水・膨張・還水					
貯湯タンク	鉄	保温板	鉄線		SUS鋼板仕上
温水・蒸気ヘッダ					カラー亜鉛鉄板(屋内)
熱交換器					

※ 1) 密閉式膨張タンク及び、プレート形熱交換器は、保温施工不要

ダクト・チャンパー・煙道 保温仕様

ダクト・チャンパー・煙道 保温仕様	1	2	3	4	5
長方形	屋内露出	一般・廊下	鉄	保温板	カラー鉄板
形ダクト	機械室	鉄	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ	
	屋内隠蔽、D S内	鉄	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ	
	屋外露出、多湿箇所	鉄	保温板	ポリエチレンフィルム	鉄線 SUS鋼板
スパイラル	屋内露出	一般・廊下	保温帯	鉄線	カラー鉄板
ルダクト	機械室	アルミガラスクロス化粧保温帯	アルミガラスクロス粘着テープ		
クト	屋内隠蔽、多湿箇所	アルミガラスクロス化粧保温帯	アルミガラスクロス粘着テープ		
	屋外露出、多湿箇所	保温帯	鉄線	ポリエチレンフィルム	鉄線 SUS鋼板
サブライチャンパー		鉄	保温板	ガラスクロス	銅亀甲金網
消音チャンパー、エルボ		鉄	保温板	ガラスクロス	
排煙ダクト長方形	屋内隠蔽	鉄	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ	
排煙ダクト 円形	屋内隠蔽	アルミガラスクロス化粧保温帯	アルミガラスクロス粘着テープ		
煙道			プランケ 縦軸	カラー鉄板	

※ 1) 排煙ダクトは、ロックウール保温板、保温帯、1号を使用。

※ 2) 煙道フランケットは、JIS G 3554 (亀甲金網) による亜鉛鍍金を施した網目呼称16線径0.55の金網又はRWA S 021による防錆処理を施した平ラ0号で外面補強したものを使用。

※ 3) 銅亀甲金網は、JIS H 3260 網目呼称10、線径0.5を使用。

配管用炭素鋼鋼管の塗装仕様

配管用炭素鋼鋼管の塗装仕様						
機材	状態	塗料の種類	塗り回数		備考	
			下塗り	中塗り	上塗り	
白管	露出	合成樹脂調合ペイント	1	1	1	下塗りはさび止めペイント
黒管	露出	合成樹脂調合ペイント	2	1	1	下塗りはさび止めペイント

※ 1) ねじ切りした部分の鉄面は、さび止めペイント2回塗りを行う。

4) 施工

ダクト保温施工範囲

1. SA
 保温あり 保温なし 図面による その他 ()
2. EA
 保温あり 保温なし 図面による その他 ()
3. RA
 保温あり 保温なし 図面による その他 ()
4. OA
 保温あり 保温なし 図面による その他 ()

チャンパー内貼施工

- 内貼あり (mm) 内貼なし 図面による その他 ()

(4) スリーブ工事

1. 管スリーブの径は、原則として、管の外径 (保温されるものは、保温厚さを含む) より40mm程度大 (=2サイズUP) なるものとする。
箱抜きスリーブは、木枠又は鋼板 (実管ダクト) とする。
2. 地中部分のスリーブは、塩化ビニル管 (VU) とし、水密を要する部分のスリーブは、つば付き鋼管とする。
3. その他のスリーブは、特記なき限り、紙ボイドとする。紙ボイド使用の際は、配管前に必ず撤去のこと。

共通事項

- 1) 陸上ポンプ、送排風機 (エアハン含む) の電動機は、すべて全閉防まつ形とする。
- 2) 配管途中、要所にはフランジ接続箇所を設置し、取り外しを容易にすること。
- 3) 系統が分かるように、必要箇所 (機械室、P S内等) に文字書き・矢印記入・バルブ取付を行うこと。手書きもしくはカッティングシートとする。
- 4) 機器・配管・支持金物には、絶縁処理を行うこと。
- 5) 配管に空気が滞留する恐れのある箇所には、エア抜き弁を設置し、最寄りのドレン管に接続すること。
- 6) 屋外機器設置基礎のアンカーボルトは、構造体鉄筋より取り出す、もしくはあと施工アンカー工法の類とする。使用アンカーについては、標準仕様書、耐震クラス等を確認すること。また、重量機器にあと施工アンカー工法を採用する場合、ケミカルアンカーを使用し施工すること。
- 7) 機器、配管の前震措置及び機器、ダクトの防振・消音については、標準仕様書、標準図、施工管理指針及び建築設備耐震設計・施工指針に基づき十分考慮すること。
- 8) 雨かかり部に取り付けるガラのチャンパーには、水抜きを設けること。
- 9) 屋外埋設管 (給水、消火、ガス) には、埋設シートを敷設し、曲がり・分岐部には、地中埋設機を施工すること。
- 10) 冷水及び冷温水管の支持材には、合成樹脂製支持架を使用すること。
- 11) 水栓は、節水機構付きのものを使用すること。
- 12) 冷媒管等防火区画貫通部は、建築基準法・消防法に適合する工法にて防火処理を行うこと。
- 13) 地中埋設配管については、下記の次下対策を講ずること。
・ 管は継ぎ手の組み合わせにより可とう性をもたせる。
・ 接続箇所は必要に応じコンクリートで保護する。
・ 土間配管は、土間筋に吊り下げるなど埋設配管を保持すること。
・ 呼び径100A以下はM10、125A~250AはM12、250A以上はM16のステンレス棒鋼を使用する。
- 14) 屋外露出及び多湿箇所 (トレンチピット等) の配管架台は、SUS又はSS溶融亜鉛メッキ仕上げとすること。
- 15) 屋外設置のマンホール類には用途名を入れること。
- 16) 合成樹脂製カバーの仕上げについては、保温見切り箇所には菊座の取り付けを行うこと。
- 17) 送風機用ベルトカバーには点検口を設けること。
- 18) 建設発生土は場外自由処分とすること。

図示記号

記号	名称
—	給水管
—	雑排水管
R	冷媒管
D	ドレン管

衛生機器表

記号	名称	仕様・能力	電源	台
EW 1	電気温水器	先止式 据置形 12L ウィークリータイマー、自動給排水 温度調節機能付 付属品 耐震用脚、フィルター付アングル止水栓 フレキチューブ13φ×500L×3	1φ100V 1.1kW	1

衛生器具表

名称	品番 (左: TOTO 右: LIXIL)	数
吐水口回転形横水栓	T200SNR13C LF-7R-13	1
湯水混合水栓	TKGG30SE SF-WM435SY	1

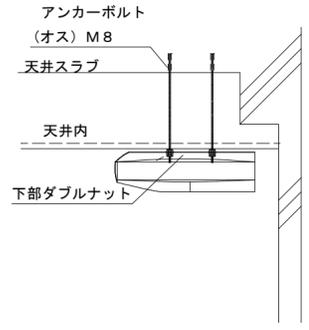
空調設備機器表

空冷ヒートポンプ式

記号	名称	仕様・能力	電源	台
ACP 1	パッケージ形空調機	天吊形 定格冷房能力: 10.0kW 定格暖房能力: 11.2kW 圧縮機 2.3kW ファン 内 0.16kW 外 0.06kW×2 消費電力 冷房: 2.78kW 暖房: 2.98kW 低温暖房: 5.88kW 付属品 ワイヤードリモコン 防護ネット	3φ200V	1
注記	1. 冷暖房能力はJIS条件による。電源容量は参考とする。 2. 空調機トップランナー基準改定仕様とする。 3. 冷媒ガスはオゾン破壊係数ゼロとする。 4. 室外機-室内機間の2次側配線は冷媒管と抱き合わせの上本工事とする。 5. リモコン配線共本工事とする。 6. 室外機、室内機共耐震振れ止め、転倒防止を施す事。 7. 機器は同等品以上とする。 8. 機器の製作仕様は国交省仕様とする。但し該当しない機器については製造者標準仕様とする。			

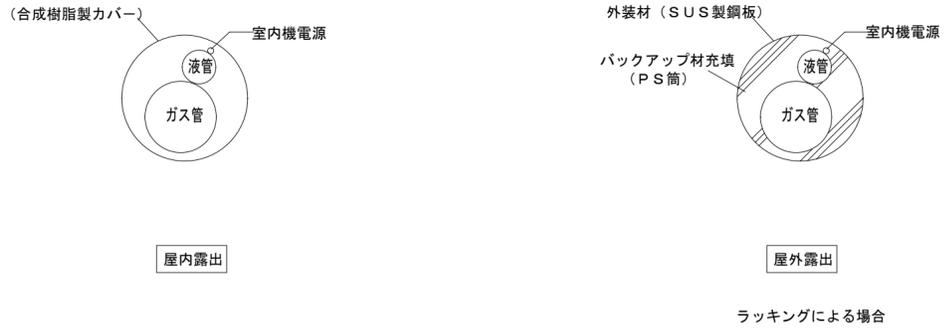
※ リモコン配線 CWS1.25-2C (露出立下りメタルモール)

室内機取付詳細図



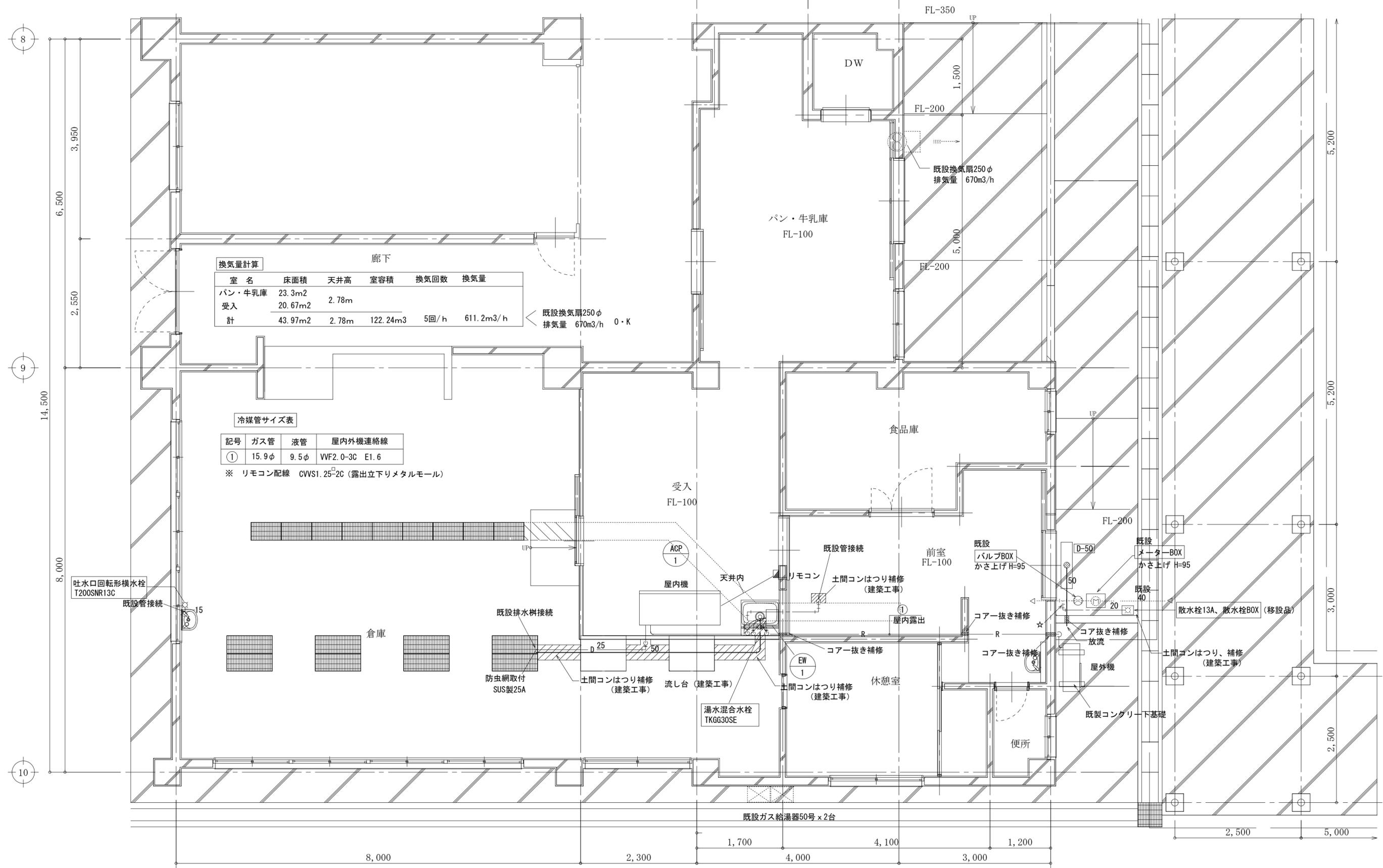
立面図

冷媒管保温要領



コア抜き参考図





換気量計算

室名	床面積	天井高	室容積	換気回数	換気量
パン・牛乳庫	23.3m ²	2.78m			
受入	20.67m ²				
計	43.97m ²	2.78m	122.24m ³	5回/h	611.2m ³ /h

既設換気扇250φ
排気量 670m³/h 0・K

冷媒管サイズ表

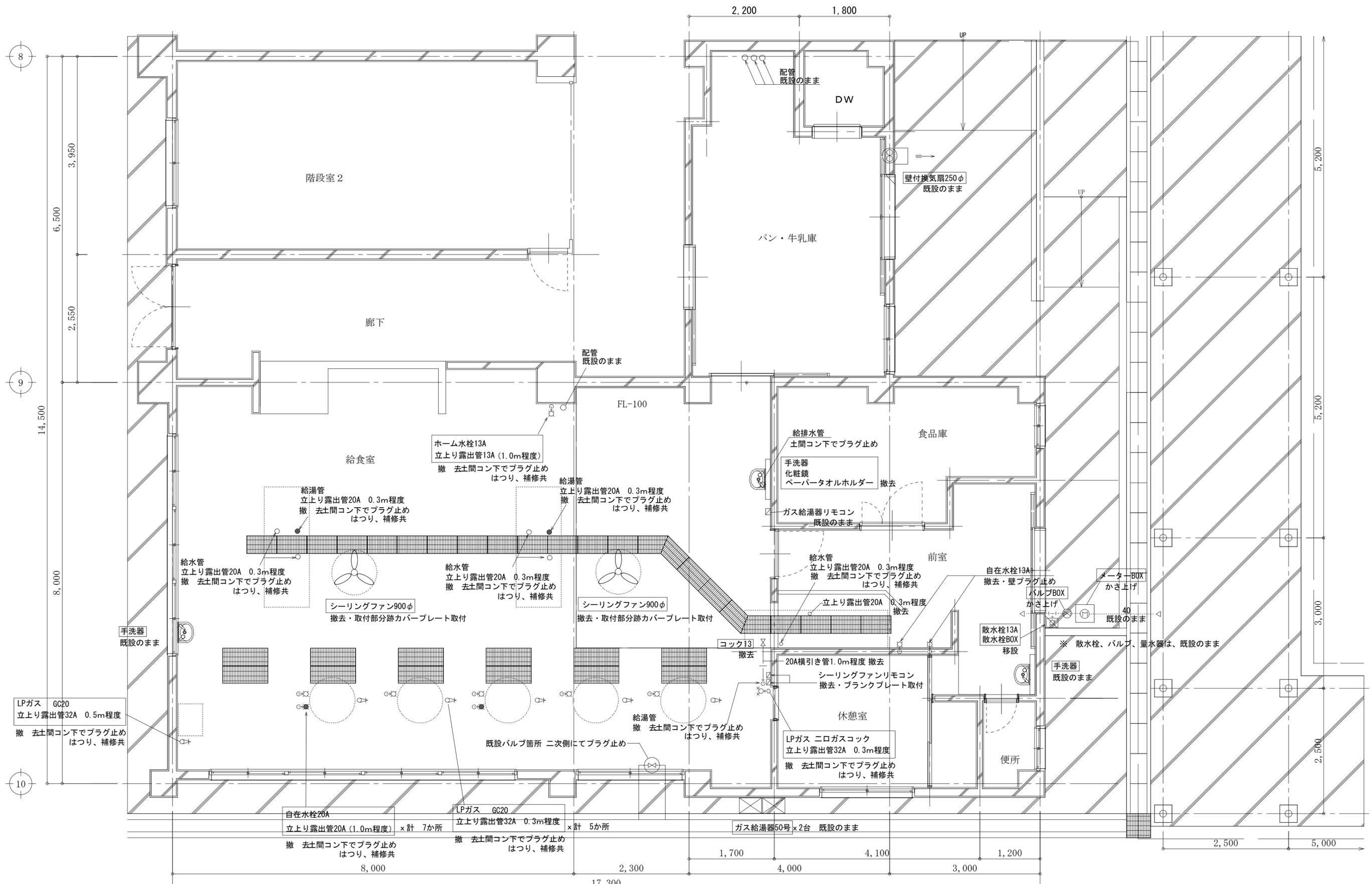
記号	ガス管	液管	屋内外機連絡線
①	15.9φ	9.5φ	VVF2.0-3C E1.6

※ リモコン配線 CVVS1.25-2C (露出立下リメタルモール)

凡例
 改修範囲を示す

凡例
 既設管接続

平面詳細図(改修後) S: 1/50



凡例
 改修範囲を示す

※ 厨房機器の撤去は別途工事
 流し下の給水・給湯SUSフレキ管及びガスフレキ、ホースの撤去は厨房機器撤去工事に含むものとする

平面詳細図(改修前) S: 1/50